

第4次芦屋市総合計画
後期基本計画施策評価報告書
(平成30年度末時点)

令和元年10月
芦 屋 市

<<目次>>

はじめに.....	1
1 第4次芦屋市総合計画の概要.....	1
(1) 第4次総合計画の役割と構成・期間.....	1
ア 計画の役割.....	1
イ 計画の構成・期間.....	1
(2) 将来像とまちづくりの基本方針.....	3
ア 芦屋の将来像.....	3
イ まちづくりの基本方針－目標とする10年後の芦屋の姿－施策目標.....	3
2 施策評価の概要.....	5
(1) 施策評価の目的.....	5
(2) 施策評価の視点.....	5
(3) 総括資料の内容.....	5
ア 総括シート（様式）.....	5
イ 総括シートの各項目の記載事項.....	6
3 総括の結果.....	7
4 創生総合戦略の評価.....	88
(1) 平成28年度分.....	89
(2) 平成29年度分.....	93
(3) 平成30年度分.....	97

はじめに

芦屋市では、10年間のまちづくりの指針となる「第4次芦屋市総合計画」を定め、「自然とみどりの中で絆を育み，“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち」を目指して平成23年度から様々な取組を行っています。

この度、第4次芦屋市総合計画の計画期間が令和2年度までとなっていることから、第5次芦屋市総合計画の策定に生かすことを目的にこれまでを総括し、施策評価を行いました。

1 第4次芦屋市総合計画の概要

(1) 第4次総合計画の役割と構成・期間

ア 計画の役割

○ まちづくりの指針

市民と行政が目標を共有して共にまちづくりに取り組むための指針としています。

○ 行政運営の指針

本市の長期にわたる総合的かつ計画的な行政運営の指針としています。

○ 国・県等との相互調整の指針

国・県等が広域的計画の策定や事務事業を行うに当たって、芦屋の将来像や目標とするまちの姿などを尊重し、本市と相互調整を図るための指針としています。

イ 計画の構成・期間

○ 基本構想

芦屋のまちづくりの最高理念であり、目標とするまちの将来の姿を描き、その実現に向けた施策を行うための基本的な考え方や方針を示しています。

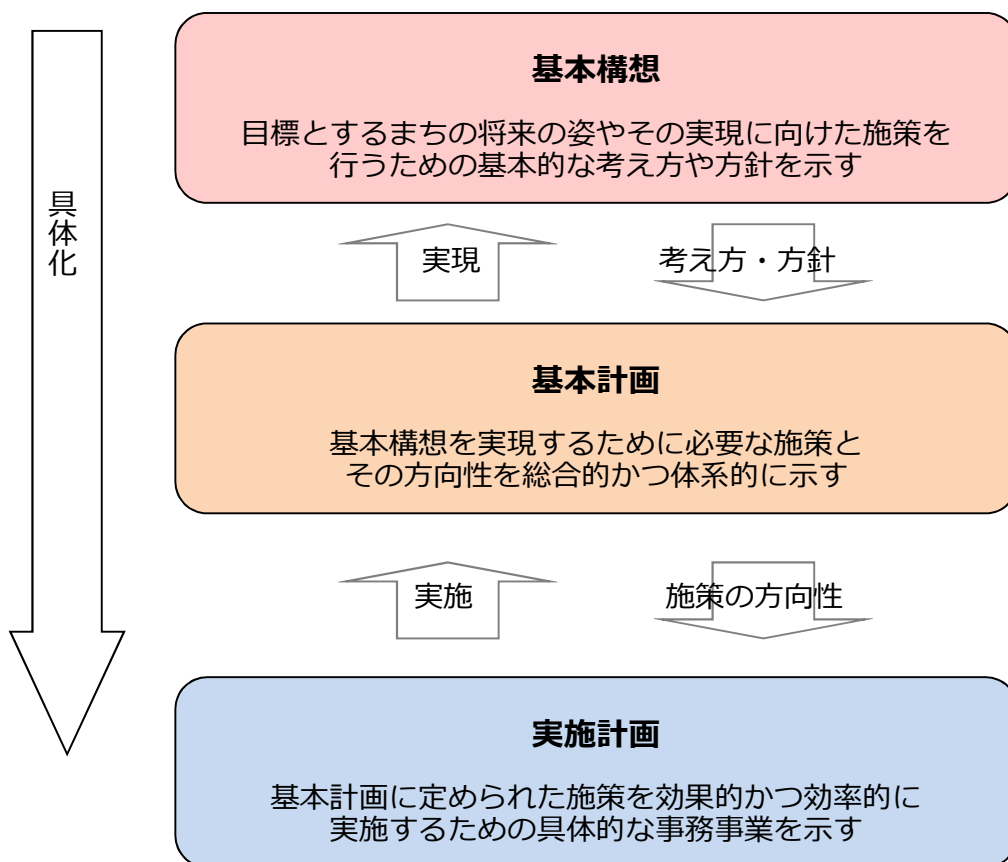
○ 基本計画

基本構想を実現するために必要な施策とその方向性を総合的かつ体系的に示す基本的な計画で、具体的な事務事業の基礎としています。

○ 実施計画

基本計画に定められた施策を効果的かつ効率的に実施するための具体的な事務事業を示すものです。その策定に当たっては、その時々々の財政の長期的な見込みを勘案し、毎年度の予算編成の指針となるよう策定しています。

【第4次総合計画の構成】



【第4次総合計画の期間】

平成23年 (2011年)	平成24年 (2012年)	平成25年 (2013年)	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
基本構想 (10年間)									
前期基本計画 (5年間)									
					後期基本計画 (5年間)				
					実施計画 (3年間)				
						実施計画 (3年間)			
							実施計画 (3年間)		

(2) 将来像とまちづくりの基本方針

ア 芦屋の将来像

自然とみどりの中できずな絆を育み、
 “新しい暮らし文化”を創造・発信するまち

イ まちづくりの基本方針－目標とする10年後の芦屋の姿－施策目標

芦屋の将来像である「自然とみどりの中で絆を育み，“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち」の実現に向けて、「芦屋のまちづくりの基本方針」，「目標とする10年後の芦屋の姿」，「施策目標」を定め、取り組んでいます。

【まちづくりの基本方針－目標とする10年後の芦屋の姿－施策目標】

まちづくりの基本方針	目標とする10年後の芦屋の姿	施策目標
1 人と人がつながって新しい世代につなげる	1 一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる	1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる
		1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している
		1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている
	2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている	2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある
		2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている
	3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている	3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている
		3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている
	4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育てている	4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している
		4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている
		4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている
	5 地域で安心して子育てができています	5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている
		5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

まちづくりの基本方針	目標とする10年後の芦屋の姿	施策目標	
2 人々のつながりを安全と安心につなげる	6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている	6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる	
		6-2 市民が適切な診療を受けられる	
	7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる		7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している
			7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている
			7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる
	8 一人一人の意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている		8-1 市民一人一人の暮らしの安全・安心への意識が高まっている
			8-2 犯罪が起きにくいまちになっている
	9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている		9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している
			9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる
3 人々のまちを大切にすなわち暮らし方を まちなみにつなげる	10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している	10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している	
		10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している	
	11 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている		11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる
			11-2 清潔なまちづくりが進んでいる
	12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている		12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている
			12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる
			12-3 市内を安全かつ快適に移動できる
13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている		13-1 良質なすまいづくりが進んでいる	
		13-2 住宅都市としての機能が充実している	
		13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している	
4 人々と行政のつながりをまちづくりにつなげる	14 信頼関係の下で市政が展開している	14-1 市民参画による開かれた市政を運営している	
		14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている	
	15 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている		15-1 様々な資源を有効に活用している
			15-2 歳入・歳出の構造を改善している

イ 総括シートの各項目の記載事項

市民アンケート調査（R1.5実施）

- 各施策目標の現状についての調査結果（肯定的意見、否定的意見、わからない、無回答の割合）を記載しています。※肯定的意見（「そうになっていると思う」と「まあ、そうになっていると思う」の合計割合）、否定的意見（「そうになっているとは思わない」の割合）

重点施策の取組状況

- 「後期基本計画の内容（Plan）」は、後期基本計画の内容を記載しています。
- 「取組の実施状況（Do）」として、重点取組に該当する、平成28～30年度の取組の実施状況を記載しています。また、「展開状況」を次の2段階で評価しています。

[展開状況の評価方法]

全ての「小項目」を実施している（着手含む）	⇒	全て実施（○）
実施していない「小項目」がある	⇒	一部実施（△）

[施策目標全体としての展開状況の評価方法]

全ての「重点施策」の展開状況が「全て実施（○）」	⇒	全て実施（○）
「重点施策」の展開状況に「一部実施（△）」を含む	⇒	一部実施（△）

- 「取組結果（Check）」として、平成26年度から平成30年度までのデータ（一部、平成30年度の欄に市民アンケート調査結果（R1.5実施））を掲載しています。また、指標推移の「傾向」を次の3段階で評価しています。

[傾向の評価方法]

【数値の増加が望ましい指標の場合】

H26からH30までの進捗率が70%以上	⇒	○（達成見込）
H26からH30までの進捗率が35%以上	⇒	△（良好傾向）
H26からH30までの進捗率が35%未満	⇒	×（未達見込）

[施策目標全体としての傾向の評価方法]

各指標の傾向を、 ○（達成見込）：2点、△（良好傾向）：1点、×（未達成見込）：0点として、 全体の平均点が、	1.5点以上	⇒	○（達成見込）
	1.0点以上	⇒	△（良好傾向）
	1.0点未満	⇒	×（未達成見込）

施策目標の総括

- 「展開状況」と「結果の傾向」の2つの視点での評価をもとに6段階で評価し、総括コメントとして主な取組や成果、後期に向けての課題を記載しています。

[6段階での評価]

展開状況 傾向	○（全て実施）	△（一部実施）
○ （達成見込）	☆☆☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成	☆☆☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成
△ （良好傾向）	☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も良好	☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は良好
× （未達見込）	☆ 全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分	× 実施していない小項目があり、進捗も不十分

3 総括の結果

後期基本計画における35の施策目標の総括結果は次のとおりです。

内訳をみると、☆☆☆☆☆が7施策、☆☆☆☆1施策、☆☆☆が9施策、☆☆が3施策、☆が13施策、×が2施策となっています。

評価結果の一覧

まちづくりの基本方針	目標とする10年後の芦屋の姿	施策目標	総括結果	総括シートのページ	
1 人と人がつながって新しい世代につなげる	1 一人ひとりのつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる	1-1 市民一人ひとりがそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる	☆	p 9	
		1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している	☆☆☆	p 11	
		1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている	☆	p 13	
	2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている	2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある	☆	p 15	
		2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている	☆☆☆☆	p 19	
	3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている	3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている	☆☆☆☆	p 21	
		3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている	×	p 23	
	4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育てている	4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している	☆☆☆	p 25	
		4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている	☆☆☆☆	p 29	
		4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている	☆☆☆☆	p 31	
	5 地域で安心して子育てができています	5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている	☆☆☆	p 33	
		5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている	☆	p 35	
	2 人々のつながりを安全と安心につなげる	6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている	6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる	☆	p 37
			6-2 市民が適切な診療を受けられる	☆☆☆	p 39
7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられるまちぐるみの支え合い・助け合いが進んでいる		7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している	☆	p 41	
		7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせている	☆☆☆	p 45	
		7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる	☆	p 49	
8 一人ひとりの意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている		8-1 市民一人ひとりの暮らしの安全・安心への意識が高まっている	☆☆☆☆	p 51	
		8-2 犯罪が起きにくいまちになっている	☆☆☆☆	p 53	
9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている		9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している	☆☆☆	p 55	
		9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる	☆☆☆☆	p 59	
3 人々のまちを大切にすなわち心や暮らし方をまちなみにつなげる	10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している	10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している	☆☆	p 61	
		10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している	☆☆	p 63	
	11 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている	11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる	☆	p 65	
		11-2 清潔なまちづくりが進んでいる	☆	p 67	
	12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている	12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている	☆	p 69	
		12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる	☆☆☆	p 70	
		12-3 市内を安全かつ快適に移動できる	☆	p 71	
	13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている	13-1 良質なすまいづくりが進んでいる	☆☆☆☆	p 73	
		13-2 住宅都市としての機能が充実している	×	p 75	
		13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している	☆☆☆	p 77	
4 人々と行政のつながりをまちなみにつなげる	14 信頼関係の下で市政が展開している	14-1 市民参画による開かれた市政を運営している	☆	p 79	
		14-2 変化に対応できる柔軟な組織運営をしている	☆☆	p 81	
	15 経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている	15-1 様々な資源を有効に活用している	☆	p 83	
		15-2 歳入・歳出の構造を改善している	☆☆☆	p 85	

総括シート

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
企画部	広報国際交流課

目標	1 一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる
施策目標	1-1 市民一人一人がそれぞれの状況に応じて必要な情報を手に入れられる

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (R1.5実施)					
後期基本計画策定以降 (H28~) の社会経済環境の変化		課題別計画の策定状況		調査結果			
全国的な課題である「人口減少」「東京一極集中」は、本市においても例外でなく、将来の人口減少に歯止めをかけるための施策の重要性が増している。スマートフォンやタブレットの普及に伴い、その使用者との相性が良い情報発信媒体としてSNSの利用者数が年々増加している。		・芦屋市シティプロモーション戦略 (H28~H31)		肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
				59.4%	19.5%	20.4%	0.7%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)								
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標 (単位)	指標の推移					傾向	
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組				H26	H27	H28	H29	H30		めざす値 H32
1-1-1 市民が必要とする情報や行政が市民に届けたい情報を効果的に発信します。	①市民ニーズの把握と分析を行い、これまでの広報のあり方を検証します。 ②分かりやすい表現方法や、目にふれやすく、見つけやすい情報発信になっているか発信方法を検証しながら、時代に合った広報媒体の活用も視野に入れて広報活動を充実させます。 ③より効果的で効率的な情報発信となるよう、職員の意識向上を目指します。	◇行政が発信する情報の積極的な受信	①調査結果から市民ニーズや広報の課題を分析し、更なる改善をはかるためホームページ上で広報に関するアンケートを実施。(H29年) ②H28年度4月1日号から広報紙「広報あしや」を全戸配布。また1日号はH28年から、15日号はH29年から、一部カラー化。広報紙の用紙サイズを大きくし、左綴じの横書きメインレイアウトを変更。広報紙から詳しい情報をホームページ上で確認いただけるようQRコードを入れて誘導。(H29年) 広報紙のテキスト版をオープンデータ化 (H30年)。 SNSを活用した情報発信を開始。(H28年、H29年) 広報番組に字幕を入れインターネット上で配信。(H29年) ③以下の職員研修を新たに実施。 H28年度は、パブリシティの効果的な情報発信の向上を目的とした職員研修2回(94人参加) H29年度は、市民への情報発信力の向上を目的とした職員研修2回(67人参加)、パブリシティの効果的な情報発信の向上を目的とした職員研修1回(36人参加) H30年度は、広報紙・ホームページへ掲載する内容を市民目線を意識した表現へ変更するための、広報アドバイザーのコンサルティング6回と研修「ホームページ作成者レベルアップ研修」2回(77人参加)	○ (全て実施)	「広報あしや」の市民の満足度 (%)	58.1	—	—	61.8	62.2	70.0	×
					市ホームページの市民の満足度 (%)	49.5	—	—	47.3	46.5	60.0	×
					「広報あしや」を知らない市民の割合 (%)	4.8	—	—	3.4	3.4	0.0	×
					「広報あしや」が手に入らない市民の割合 (%)	14.5	—	—	3.7	1.8	0.0	○
					市職員(各課広報担当者)の広報活動に関する研修会への参加率 (%)	83.3	84.5	85.9	66.2	78.3	100.0	×
1-1-2 本市の住宅都市としての魅力発信につながる情報提供に努めます。	①市民が芦屋に愛着や誇りを持つように、全国でも優れた住宅都市としての本市の魅力について情報発信を行います。 ②魅力発信については、市民参画・協働の視点で取り組みます。	◇積極的な情報発信	①シティプロモーションの方向性を示す「シティプロモーション戦略」を策定し、本市への魅力をわかりやすく伝えるキャッチコピー「憧れを、日常に。芦屋市」とロゴマークを作成した。 ①PR動画「Sound of ASHIYA」、「シティプロモーションサイト」を作成し、芦屋Instagram投稿キャンペーンや「あしやを歩く本 芦屋」の出版、各種イベントの実施など、本市の魅力を活かしたシティプロモーションを行うことで、市民の本市に対する愛着(シビックプライド)の醸成を図った。 ②「芦屋Instagram投稿キャンペーン」では、市民に本市の魅力な場所を紹介する写真投稿を募り、SNSで発信した。 ②芦屋市シティプロモーション応援者を募集し、イベント情報などを提供することで多くの参加者を募った。 ②PR動画ではシティプロモーション応援者に対し出演者等を募集し、43人のかたが出演された。また市内23の事業者・団体等にも撮影協力をいただいた。 ②市民リポーターとして広報番組「あしやトライあんぐる」に出演。	○ (全て実施)	「定住意向」に対して、「今の場所に住み続けたい」「市内の他の場所で住み続けたい」と回答した割合 (%)	84.6	—	—	83.9	81.8	90.0	×
					「居住地として芦屋市を選んだ理由」に対して、「地域イメージが良い」と回答した割合 (%)	42.0	—	—	44.8	43.8	46.0	△
まとめ				○ (全て実施)	結果の評価						×	
											(未達見込)	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント	展開状況			
		○ (全て実施)	△ (一部実施)		
☆	<p>○1-1-1 市民が必要とする情報や行政が市民に届けたい情報を効果的に発信する取組では「伝える広報」から「伝わる広報」を目指して「広報あしや」の紙面のカラー化や全戸配布などを進めてきました。全戸配布により「広報あしや」が手に入らない市民の割合が大きく減少し、市民ひとりひとりが必要な情報を手に入れられるようになりました。しかし、一定の年齢層だけでなく幅広い年齢層の市民が手に取りたくするような紙面作り、特に若年層への浸透を図る必要があります。そのため、特集企画の充実を図り、定期的に市民ニーズの把握と分析を行いながら、広報アドバイザーによる職員研修を行うなど職員の広報意識の向上を進めていきます。</p> <p>○1-1-2 住宅都市としての魅力発信につながる情報提供の取組では ・シティプロモーション戦略を策定し、芦屋本の出版、PR動画の作成、Instagramでの魅力発信の実施、各種イベント事業などを進めました。PR動画やイベントを通じて多くの市民に参加いただき、シビックプライドの醸成を図ることができました。事業を通じた効果検証に課題はありますが、市民に芦屋への愛着・誇り(シビックプライド)を持っていただけるよう、芦屋の魅力とその歴史、人の関わりなどを発信していく必要があると考えています。</p>	<p>○ (達成見込)</p>	<p>☆☆☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成</p>	<p>△ (良好傾向)</p>	<p>☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も良好</p>
		<p>× (未達見込)</p>	<p>☆ 全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分</p>	<p>×</p>	<p>× 実施していない小項目があり、進捗も不十分</p>

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
企画部	市民参画課

目標	1 一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる
施策目標	1-2 市民が主体となった活動が増え、継続的に発展している

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (R1.5実施)			
後期基本計画策定以降 (H28~) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
少子高齢化に伴う労働人口の減少、女性の社会参画、働き方改革、ICT技術や環境の変革 (※AI・IoTなどの普及に伴うスマート自治体・society5.0社会構想の台頭、スマホなどのデバイスの発達とシェアリングエコミーをはじめとした経済活動の変化→CIVICTECH・GOVTECH・オープンガバナンスへつながるような課題認識の掲載が必要と考えます。)	・第2次芦屋市市民参画協働推進計画(H27~H31) ・第3次芦屋市地域福祉計画(H29~H33)	肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		36.8%	27.3%	35.1%	0.8%

(4) 重点施策の取組状況		ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)									
後期5年の重点施策		市民主体による取組		取組の実施状況		展開状況	指標(単位)		指標の推移				めざす値	傾向	
重点施策の名称	重点取組								H26	H27	H28	H29	H30	H32	
1-2-1	①あしや市民活動センター機能の認知度を向上させます。 ②NPO、自治会等の市民活動のすそ野を広げ、地域を支える人材の発掘や育成を支援します。 ③職員の協働に対する意識を向上させるよう、協働に関する情報を共有します。	◇市民活動団体間での様々な活動手法の共有		①日々の周知啓発により市民活動センターの来所人数がH27年度に比し増加。 【来初人数】 H28年度18,583人(H27年度15,809人: +2,774人, +17.5%) H29年度19,547人(対H28年度: +964人, +5.2%) H30年度17,520人(対H29年度: -2,027人, -10.4%)※施設改修に伴いH31年1月下旬~3月まで閉館したことによる。 【相談件数】 H28年度 308件(H27年度241件: +67件, +27.8%) H29年度 409件(対28年度: +101件, +32.8%) H30年度 450件(対29年度: +41件, +10.0%) ①気軽に来所できる場づくりとしてふれあいカフェ(指定管理者事業、毎月第2土曜日(H31年2月~3月は施設改修工事のため未実施))を実施 ②あしや市民活動センター事業(H28・29・30年度) ・あしや市民活動フェスタを実施し、市民活動の発表と交流を図った。H29年度は、学生と市民活動団体等が芦屋市の将来像について話し合う内容で、人材の発掘や育成の機会となった。H30年度は「BEの肩書き」と題し、講演とワークショップを通じて参加者がまちづくりに関わる際の役割を認識してもらった取組を実施。 ・市民活動センターの拡充に伴い、「芦屋まちデザインラボ」にて出た意見を改修設計に反映し、施設のリニューアルを実施。 ②「市民提案型事業補助金制度」を創設(H29年度) H29年度、市民活動団体等が地域の課題解決や地域の魅力発信のために自主的に取り組む新規事業等に対し実施に必要な費用の一部を補助する「市民提案型事業補助金制度」を創設し、4団体に助成した。H30年度は2団体に助成。 ②市民参画協働アドバイザーを設置(H30年度) ・「芦屋まちデザインラボ」や女性活躍及び旧宮塚町住宅改修のために実施した「MIYAZUKA PROJECT」の初回のトークイベントにおいて今後の市民活動について講演 ・広報あしや11月号において市民参画協働に関する対談記事を掲載 ③H29年度、人事課の特別研修として「地域とのパートナーシップ研修」を実施し、自治会連合会と連携して、地域のイベントに職員を派遣し、協働の取組を行った。(3か所17名参加) ③平成30年度は引き続き地域とのパートナーシップ研修を実施し、地域のイベントに職員を派遣(5か所29名参加)		展開状況	指標(単位)	指標の推移				めざす値	傾向		
						○ (全て実施)	「あしや市民活動センターを知っている」と回答した割合(%)	15.5 (H25)	-	-	-	28.1	50.0	△	
							あしや市民活動センター相談人数(人/年)	199	241	308	409	450	250	○	
							「市民との協働経験がある、協働している」と回答した職員の割合(%)	31.9 (H25)	-	-	-	-	40.0		

1-2-2 市民が市民活動に参加しやすい環境をつくりま す。	①市民活動や地域活動の情報発信を行い、市民活動の機会の提供に努めます。 ②社会福祉協議会での福祉ボランティア活動を含めた市内全体のボランティア活動を推進、強化し、互助の地域をつくりま す。	◇市民活動への積極的な参加	①あしや市民活動センター内の掲示板やHPにおいてボランティア募集情報を継続して掲載。 ・さくらまつり、秋まつりにおいて、ボランティアコーディネートを 行い、会場内の清掃活動を行った。 秋まつりでは、高校生、大学生、一般市民、金融機関と連携し、会場のゴミ回収、自転車整理などの部門を担い、まつり参加者に分別啓発活動を行い、意識向上に努めた。 ・あしや市民活動フェスタを市ホームページや広報紙などで広く周知、市民が自分たちがができることを考え実践につなげる意見交換の場を提供。 ②「ひとりー役活動推進事業」を開始（H29～）し、20歳以上の方が、「ひとりー役ワーカー」として登録、市内の高齢者施設並びに高齢者宅を訪問し、「できること・したいこと」を実現できる仕組みを構築。「ひとりー役活動推進事業」において、認知症への対応知識を活かした活動を展開できるよう、「ひとりー役ワーカー」に対し認知症サポーター養成講座を開催。（H30） 「ひとりー役ワーカー」の活動を推進するため、ワーカー通信の発行、ワーカーと受け入れ事業所との交流会を実施。（H29・30）	○ （全て実施）	市民活動や地域活動をしたことがある人の割合（%）	29.2 （H25）	—	—	—	35.9	50.0	×
					社会福祉協議会のボランティア活動センター登録者数（人）	452	476	572	559	532	500	○
まとめ		取組の評価		○ （全て実施）	結果の評価						△ （良好傾向）	

(5) 施策目標の総括

総括結果		総括コメント		展開状況		
				傾向	○（全て実施）	△（一部実施）
☆☆☆	<p>○1-2-1 地域を支える市民の力を豊かにする取組の支援では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民活動の拠点であるあしや市民活動センターの相談事業において、NPO設立や運営相談のほかボランティアに関する活動相談及びコーディネートを実施し、来所人数と相談件数の増加につながりました。 ・あしや市民活動センターの改修にあたり、今後の利用者層を想定した方々を対象に「芦屋まちデザインラボ」としてワークショップを開催しました。そこで出た今後の活動に関する意見等を踏まえ、改修設計に反映しました。 ・今後は、自主的な市民活動の活性化、行政の役割の見直しが課題であり、社会環境の変化に伴い、より一層自主的に社会課題の解決に向けて活動する市民や団体が重要となる中、市民参画・協働に必要な人材の発掘・育成に向けた活動に取り組んでいきます。 <p>○1-2-2 市民が市民活動に参加しやすい環境づくりでは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芦屋さくらまつり、あしや秋まつりにおいて、ボランティアコーディネートをを行い、会場内の清掃活動を行いました。多様な主体との協働により取り組み、まつり参加者に対してもゴミ分別の啓蒙活動を行うなど、市民マナー意識向上の取組にもつながりました。 ・平成29年度から開始した「ひとりー役活動推進事業」では、20歳以上の市民を登録、「できること・したいこと」を実現できる仕組みを構築するとともに、認知症サポーター養成講座や、ワーカー通信の発行等を実施し、サポーターの能力開発や活動環境の改善に努めました。 ・今後は、市民がもつ力を地域で活かすことができるように、さらなる地域活動の担い手の発掘や育成が必要です。 		○ （達成見込）	☆☆☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成	☆☆☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成	
			△ （良好傾向）	☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も良好	☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は良好	
			×	☆ 全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分	× 実施していない小項目があり、進捗も不十分	
			×	×	×	

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
企画部	市民参画課

目標	1 一人一人のつながりが地域の力を高め、地域主体のまちづくりが進んでいる
施策目標	1-3 地域主体のまちづくりの仕組みが根付き、地域の力が高まっている

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (R1.5実施)					
後期基本計画策定以降 (H28~) の社会経済環境の変化		課題別計画の策定状況		調査結果			
熊本地震ほか気象災害 少子高齢化社会・人口減少 ICT技術・環境の変革		<ul style="list-style-type: none"> 第2次芦屋市市民参画協働推進計画 (H27~H31) 第3次芦屋市地域福祉計画 (H29~H33) 		肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
				38.3%	30.6%	29.8%	1.4%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)								
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標(単位)	指標の推移					傾向	
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組				H26	H27	H28	H29	H30		めざす値 H32
1-3-1 市民主体の地域課題の解決と地域運営への取組を支援します。	①自治会活動などに参加していない市民に、地域活動の大切さや楽しさ等を伝えるなど、地域活動が活性化するための支援を行います。 ②地域の課題解決に向けて、市民が主体的に取組を進めやすくするための支援を検討します。 ③まちづくりに関わる様々な主体が互いに交流し、事例の研究などによって知識を深め、地域におけるまちづくりを進めつつ、連携する機会を充実します。	◇地域活動への積極的な参加と連携 ◇地域の課題は地域で解決する意識の醸成	①H28年度 ・自治会連合会専門委員会の立ち上げ、運営支援 ・自治会連合会「自治会活動のてびき」の作成支援 H29年度 ・H29年12月1日号広報あしやで自治会活動について特集 ・転入者の加入促進を目的としたリーフレットを自治会連合会と協議しながら作成 ②H29年度 ・地域課題解決の仕組みづくりアドバイザー会議「笑顔ネット」において提案された「777プロジェクト」を市民団体等が連携し実施 ・地域の活性化や芦屋市の魅力の再発見につながる市民の自主的な活動に市民提案型事業補助金を交付(補助件数4件) ③ ・地域のまちづくり協議会や自治会等、街づくり活動団体によって構成されたまちづくり連絡協議会の事務局として、協議会の円滑な運営を図ると共に、まちづくりに関する情報提供や意見交換を行った。 ・H30年度には、あしや市民活動センターの改修をきっかけとした「芦屋まちデザインラボ」を開催し、オープンゼミ・連続ゼミの中で、参加者それぞれが今後の自身の活動をデザインする機会を創出。(全8回)	○ (全て実施)	自治会などに加入する世帯の割合(%)	68.2	66.9	67.5	66.9	63.2	75.0	×
					まちづくり連絡協議会の1回あたりの平均出席者数(人/年)	14	13	8	10	11	17	×
まとめ		取組の評価		○ (全て実施)	結果の評価					×		
										(未達見込)		

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント	展開状況		
		○ (全て実施)	△ (一部実施)	
☆	<p>○1-3-1 市民主体の地域課題の解決と地域運営への取組への支援では</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治会活動活性化支援の取組では、H28年度自治会連合会において自治会等の取り組みをより一層推進・活性化し、魅力あるこのまちを次世代に継承していくため、理事会で3つの専門委員会を設置し、それぞれの委員会でさまざまな検討を実施しました。その中で、自治会等役員の引継ぎ等に活用するための参考となる「自治会活動の手引き」を協働で作成しました。 H29年度は、自治会で取り組んでいる清掃活動やお祭りなどを広報あしや特集ページで紹介し、自治会活動を知らない方に自治会活動の楽しさや、地域の日常的なつながりの大切さを伝える内容としました。転入者の加入促進を目的としたリーフレット作成においても、自治会の意義を分かりやすく掲載するとともに若い世代に読んでいただくため、デザインも工夫しました。 市民の地域課題解決に向けた主体的な取組の支援では、地域課題解決の仕組みづくりアドバイザー会議「笑顔ネット」において、市民活動団体等や企業、学校、個人など多様な団体や個人がネットワークを構築しながら地域課題解決を図るための取組として「777プロジェクト」を実施しました。さらに、あしや市民活動センターの改修をきっかけとした「芦屋まちデザインラボ」のゼミを通じて、参加者が自身の活動をデザインする機会を創出しました。 まちづくりにかかわる様々な主体の交流促進の支援では、まちづくり連絡協議会は、役員の固定化や高齢化のために、出席者数が減少していますが、まちづくりのための情報交換や地域間の連携を継続して進めています。 自治会加入率が減少傾向にあり、マンションの自治会未加入が全市的な課題となっているため、さらに自治会加入の啓発となるような情報発信等の支援やマンション管理組合ネットワークとの連携についても考えていく必要があります。 	○ (達成見込)	☆☆☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成	☆☆☆☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成
		△ (良好傾向)	☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も良好	☆☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は良好
		× (未達見込)	☆ 全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分	× 実施していない小項目があり、進捗も不十分

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
社会教育部	生涯学習課

目標	2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている
施策目標	2-1 市民が教養を高める機会が豊富にある

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (R1.5実施)			
後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
・文化芸術振興基本法の改正 (H29.6.23) ※2020年開催予定の東京オリンピック・パラリンピック競技大会はスポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあり、日本の文化芸術の価値を世界に発信する好機であると捉え、「文化芸術の振興にとどまらず、観光まちづくり国際交流、福祉、教育、産業、その他関連分野における施策を法律の範囲に取り込むこと。文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること」として、一部改正が行われ、「文化芸術基本法」となった。 ・文部科学省において、第2期スポーツ基本計画の策定 (H29～H33) ・SNS (ソーシャルネットワークシステム) の普及 ・平昌冬季オリンピック・パラリンピックの開催 (H30) ・文化財保護法の改正 (H30.6.1)	・文化推進基本計画 (H29年度～R3年度) ・第2次生涯学習推進基本構想 (H21年度) ・芦屋市立美術館運営基本方針改定 (H29年度) ・芦屋市スポーツ推進前期実施計画 (H26～H30) の評価 ・芦屋市スポーツ推進後期実施計画 (H31～H35) (市民意識調査 H29)	肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		54.5%	22.0%	22.5%	0.9%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)									
後期5年の重点施策		市民主体による取組	取組の実施状況	展開状況	指標 (単位)	指標の推移					めざす値	傾向	
重点施策の名称	重点取組					H26	H27	H28	H29	H30	H32		
2-1-1 芦屋の文化を見つめなおし、個性豊かで幅広い芦屋文化をまちの魅力として広く発信します。	①重点施策に則った「第2次芦屋市文化振興基本計画」の策定を平成28年度 (2016年度) 中に行います。 ②芸術、芸能、生活文化等とはもとより、学術、景観、観光その他創造的活動をも含む個性豊かで幅広い芦屋文化を発信し、まちの魅力として定着を図ります。	◇文化活動の積極的な情報発信	①H28年度 (H29年3月) に「第2次芦屋市文化振興基本計画」を策定。文化振興審議会において施策評価を行った。 ①本市で発祥した「具体」に対する市民のイメージや認知度を調査するため、文化推進審議会の助言を受けて、具体の理念を伝える「アシヤアートプロジェクト」を開催した。 ②教育の分野で、淡路市と連携して給食と体験学習について地方創生加速化交付金を活用した事業を実施した。淡路の食材を使用し、行事食や季節感を取り入れた給食を提供することにより、地域への愛着の醸成と食育を推進した。また、本市の生活文化を発信するため、商工会と連携して、市内の文化スポットや店舗を紹介するアプリケーション「芦屋歩記」を協働開発、H29年4月にリリースした。(H28年度) ②H29年10月よりシティブロモーションを開始。市民自らが市の魅力を発信することの支援や文化ゾーンでのイベント「親子で楽しむ芦屋クラシックコンサート」等を実施。また、市内のスポットをまとめたPVも公開した。(H29年度) ②同時並行的に、地方創生加速化交付金を活用し、神戸市、淡路市、洲本市と共同で、「2市1島合同プロモーション 島&都市デュアル」を開始。H28年度は、マーケティング調査、H29年度より4市それぞれの「暮らしナビゲーター」による地域の魅力発信に取り組んだ。H30年度は、暮らしナビゲーターの魅力発信や首都圏でのイベント、首都圏・大阪でのセミナーを実施。 ②平成30年度には、芦屋制作委員会より「あしやを歩く本 芦屋」を発刊。関連して7月から半年間の長期にわたり芦屋市商工会と連携して市内事業者の協力のもと「あしやを歩くスタンプラリー」開催、応募総数788件、83の店舗等が参加した。	○ (全て実施)	「定住意向」に対して、「今の場所に住み続けたい」「市内の他の場所で住み続けたい」と回答した割合 (%)	84.6	-	-	83.9	81.8	90.0		×
					「居住地として芦屋市を選んだ理由」に対して、「地域イメージが良い」と回答した割合 (%)	42.0	-	-	44.8	43.8	46.0		△

<p>2-1-2 芦屋の文化を身近に感じ、守り、次の世代に継承できる取組を進めます。</p>	<p>①芦屋の文化を知り、身近に感じることができるよう、子どもにも分かりやすい出前講座や展示、リーフレットや冊子を作成して配布するなど、芦屋の文化についての理解が深まるよう取り組みます。 ②公民館、美術博物館、谷崎潤一郎記念館、富田碎花旧居等の文化施設の活性化を図り、誰もが親しみを持って利用できる施設を目指します。 ③芦屋の伝統や文化を広め、継承するために、講演会などを開催します。 ④失われつつある戦前、戦中の地域の伝統や文化を継承するため、戦前、戦中を知る人達の記憶の記録や状況調査等を行うとともに、調査結果を広く市民と共有し、活用します。</p>	<p>◇文化財的な建築物の保存・活用</p>	<p>①出前講座のメニューを毎年度見直すとともに、広報あしや等でPRを行った。 ①芦屋の歴史・文化財の理解が深まるよう講座やワークショップを開催 ①子どもを対象とした遺跡解説のリーフレットを配布 ①市民を対象とした『芦屋の文化財ハンドブック』を改訂発行(H29・30年度) ②富田碎花旧居を芦屋オープンガーデンの参加施設とした(H29年度～) ②芦屋市文化ゾーンの連携事業として読書をテーマにしたイベント「niwa-doku(にわどく)」を美術博物館・谷崎潤一郎記念館・図書館で開催(H29・H30年度) ②美術博物館では、芦屋ゆかりの作家による展覧会、子供向けワークショップ、アートマーケット「あしやつくる場」を行うなど芦屋市民が親しみを持って事業を実施 ②谷崎潤一郎記念館では、谷崎潤一郎と交流のあった人物を特集した展示や中高生に人気の「文豪ストレイドックス」のパネル展示など工夫を凝らした事業を実施 ②ルナ・ホール事業や公民館講座において、芦屋ゆかりの文学者や芦屋出身・在住の音楽家を招き、芦屋らしさを具現化する事業を実施。 ②芦屋川カレッジ・芦屋川カレッジ大学院の実施。 ②常設展示事業、公民館ギャラリー、阪神南青い鳥学級、阪神くすの木学級の実施。 ③国指定重要文化財旧山邑家住宅(ヨドコウ迎賓館)リニューアルオープン記念事業として、シンポジウムとワークショップを開催し、パンフレット『芦屋の近代建築』を刊行(H30年度) ③三条文化財整理事務所での出土品展示、会下山遺跡での説明会及びオカリナミニコンサート等を実施し、文化財や史跡を芦屋市の魅力として広く発信 ③全国の詩人を対象とした富田碎花賞を、毎年実施 ③谷崎潤一郎賞受賞記念特別講演会の開催し、中央公論新社が開催する谷崎潤一郎賞を受賞した一流の作家が芦屋市で講演するとともに、本市が谷崎潤一郎ゆかりのまちであることを全国に広く発信(H29・30年度)。 ③芦屋市文化ゾーン講座を美術博物館で開催(H29・30年度) ④毎年、8月に平和展と平和に関する講演会を実施 ④阪神大水害80年を機に、美術博物館、谷崎潤一郎記念館及び市役所北館1階にて関連展示を行うとともに、当時の体験者を対象に聞き取り調査を実施(H30年度)</p>	<p>○ (全て実施)</p>	<p>中学生以下の美術博物館入館者数(人/年)</p>	<p>1,260</p>	<p>761</p>	<p>2,008</p>	<p>1,433</p>	<p>888</p>	<p>3,000</p>	<p>×</p>
<p>2-1-3 市民が主体となって活躍する知の循環型社会の構築を目指します。</p>	<p>①芦屋の文化を知り、自らリーダーとなって活躍できる人材が豊富になるように、研修会や講習会を実施し、ボランティアを育成、支援します。 ②個々の学習成果が社会に還元、活用され、市民の生きがいや更なる学習意欲につながるよう、市民が主体となった発表会や研修会等を実施します。</p>		<p>①市民が主体となって芦屋市の歴史と文化財を活用・継承するため、芦屋市三条文化財整理事務所で文化財ボランティアによる文化財関連の活動を行った。 ②あしや学びあいセミナーを実施することにより、社会教育関係登録団体の会員が自らの学びにより得た知識や技術等を市民に還元する機会を設けた。(H29年度～) ②社会教育関係登録団体が実施する自主事業に対し補助をする公募提案型補助金制度を導入することにより、社会教育関係登録団体への支援を行った。(H29年度～) ②公民館講座において、受講された方が講師となり健康ハイキング講座等を実施。芦屋川カレッジ修了生が組織する団体(芦屋川カレッジ校友会)と連携して、夏休み子ども教室の一部を実施。 ②市民の活動の場を提供する市民会館文化事業である市民ステージ、市民絵画展、夢ステージを実施。</p>	<p>○ (全て実施)</p>	<p>文化財の整理作業補助などに関わる「文化財ボランティア」の活動者数(人/年)</p>	<p>15</p>	<p>19</p>	<p>19</p>	<p>19</p>	<p>16</p>	<p>27</p>	<p>×</p>
					<p>社会教育活動を通じて学んだ市民が講師や指導者となった公民館講座及び市民版出前講座の実施回数(回/年)</p>	<p>3</p>	<p>19</p>	<p>13</p>	<p>17</p>	<p>15</p>	<p>16</p>	<p>○</p>

2-1-4 地域の情報拠点として、公立図書館を充実させます。	①市民が知識や教養を高めることができるよう、図書館施設の整備や資料の充実を図るとともに、調べ物や読書相談等のサポートを強化します。 ②子どもたちの読書機会を増やせるよう、子どもと本を結ぶ図書館行事の充実、保育所・幼稚園向けの読み聞かせや、学校への団体貸出等を実施します。		①図書館では、図書館施設の整備として大原分室の改修工事を実施し、屋根・外壁、電気設備の補修、読書スペースの改修等を実施した。また、JR芦屋駅北側「憩いの広場」内に図書返却ポスト設置し、返却時の利便性向上を図った。(H28年度) ①「図書館利用実態調査」に寄せられた要望を踏まえ、H30年度実施予定の図書館大規模改修工事に向けて、計画・準備を進めた。(H29年度) ①図書館では調べもののサポートを行うとともに、読書相談のツールとして、絵本のブックリストを作成した。(H29年度) ①図書館では、本館の開館時間拡大に向けて、運営体制の見直しを行った。(H30年度) ①図書館では、本館の大規模改修工事を行い、施設の長寿命化を図るとともに、照明のLED化、読書スペースの拡充、館内案内標示の改良等を行い、快適な読書環境の整備を行った(H30年度) ①図書館本館の大規模改修工事期間中は、本庁舎北館に仮設窓口を設置し、予約本受渡し等の業務を継続し、サービスの維持に努めた。(H30年度) ①「親子で楽しむ芦屋クラシックコンサート」の会場で図書館職員による絵本の読み聞かせを実施した。(H30年度) ①公民館図書室において、図書の貸出しを行った。 ①②美術博物館・谷崎潤一郎記念館との連携事業「niwa-doku(にわどく)」を実施し、市民の読書機会を増やした。(H29・30年度) ②おはなし会参加者にカードを作成する取り組みを行った結果、前年度よりも参加者が約30%増加した。(H28年度) ②保育所・幼稚園・学校への団体貸出や図書館見学等を実施した。 ②美術博物館と連携して、「ミュージアムdeおはなしの会」を実施した。 ②児童書のブックリストの改訂版を作成した。(H30年度) ③図書館職員が、潮見小学校でブックトークの出前授業を行った。(H30年度)	○ (全て実施)	市民が1か月に1冊以上読書する割合(%)	55.0 (H27)	-	-	-	-	67.8	
2-1-5 「するスポーツ・みるスポーツ・ささえるスポーツ」を推進し、全ての市民が健康で豊かなスポーツ文化を楽しむことができる環境を創ります。	①「芦屋市スポーツ推進実施計画」に基づき、スポーツ施策を推進します。 ②高齢者、障がいのある人、ファミリー等、誰もがライフステージに応じて楽しみ、人と人の絆を深めるスポーツ事業を実施します。	◇スポーツ活動の積極的な情報発信	①後期スポーツ推進実施計画に向けて、スポーツ市民意識調査、分析等を行い、後期スポーツ推進実施計画策定の基礎資料とした。 ②スポーツが身近なものに感じられるように小中学生を対象にポスター展や少年少女カヌー体験教室を開催した。 ②秋のファミリースポーツを開催し、親子でスポーツするプログラムを行った。 ②高齢者等にも楽しめるクロリティー交流大会の開催や、障がい者スポーツ指導者協議会を支援し、福祉センターでのサウンドテニス等を行った。 ②芦屋市スポーツ表彰では、スポーツ選手や指導者、そして、地域スポーツへの功労者に表彰を行った。	○ (全て実施)	スポーツ啓発事業参加者数(人/年)	857	461	542	651	547	1,115	×
まとめ			取組の評価	○ (全て実施)	スポーツの週1回以上の定期的実施率(%)	62.0 (H24)	-	-	64.3	-	69.0	×
				○ (全て実施)	結果の評価							×
												(未達見込)

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント	展開状況		
		傾向	○（全て実施）	△（一部実施）
☆	<p>○2-1-1 個性豊かで幅広い芦屋文化の魅力発信では ・アプリ、PR動画、「あしやを歩く本 芦屋」の活用や兵庫県下の他市との連携、首都圏や大阪でのセミナー等、地域の魅力発信に多面的かつ精力的に取り組み、メディアにも多く取り上げられることで芦屋文化の魅力発信に起用することができました。しかし、市外のかたには高級住宅街のイメージがなお強く、芦屋文化を生かした戦略的なまちづくりを推進する必要があります。</p> <p>○2-1-2 芦屋文化を守り、次世代に継承できる取組では ・誰もが楽しめるイベントやワークショップ等を各文化施設や文化財を活用した事業として数多く実施し、子供を対象とした文化財に関するリーフレットを配布することで、講演会の参加者等も増加しました。また、失われつつある戦前・戦中の文化についても継承するため、庁内で連携して市民の聞き取り調査の内容を公表したり、平和に関する講演会等を実施しました。しかし、美術博物館において子供向けワークショップを多く開催しましたが、中学生以下の入館数がH30年度は減少しており、子どもが行きたくなくなる文化施設となるよう取組を更に進めていく必要があります。</p> <p>○2-1-3 市民が主体となった知の循環型社会の構築では ・文化財ボランティアの養成講座・研修を実施し、ボランティアによる文化財関連事業活動を行いました。 ・また、市民が活動する場を提供するとともに、社会教育関係登録団体によるあしや学びあいセミナーや芦屋川カレッジ学友会と連携した夏休み子ども教室など、市民が自ら学んだことを社会に還元する仕組みを構築し、主体的な活動が行われるよう取り組みました。</p> <p>○2-1-4 地域の情報拠点として、図書館の充実では ・本館の大規模改修に伴う読書スペースの拡充や館内案内標示の改良、新たな返却ポストの設置や大原分室の改修工事など、図書館利用の環境整備を行いました。また、おはなし会参加者カードの作成や、美術博物館・谷崎潤一郎記念館と連携した読書イベントの実施、小学校でのブックトークの出前授業など、読書機会の充実に取り組みました。引き続き関係機関との連携を深め、公立図書館・学校図書館等の読書環境の整備を進めます。</p> <p>○2-1-5 健康で豊かなスポーツ文化の環境づくりでは ・各年齢等に応じた様々なスポーツイベントを実施してきましたが、スポーツ啓発事業の参加者数としては、悪化しており、今後は、市民が健康で過ごせるようにスポーツ人口を増やす仕組み作りが重要です。</p>	○ (達成見込)	☆☆☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成	☆☆☆☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成
		△ (良好傾向)	☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も良好	☆☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は良好
		× (未達見込)	☆ 全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分	× 実施していない小項目があり、進捗も不十分

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
企画部	広報国際交流課

目標	2 多様な文化・スポーツ・芸術・伝統が交流するまちで、芦屋の文化があふれている
施策目標	2-2 様々な交流が、多様な文化への理解と見識を深めている

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (R1.5実施)					
後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化		課題別計画の策定状況		調査結果			
H29年11月1日、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律が施行された。(技能実習生の増加) H31年4月1日、入管法の改正により新たな在留資格の創設・受け入れ期間や登録支援機関に関する規定が設けられた。(新たな外国人材受入・特定技能外国人の増加)				肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
				41.5%	24.6%	32.7%	1.2%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)								
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標(単位)	指標の推移					傾向	
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組				H26	H27	H28	H29	H30		めざす値 H32
2-2-1 多様な文化を持つ人々との交流を促進し、お互いの理解を深めます。	①潮芦屋交流センターを国際交流の拠点として、また、地域のコミュニティの活動拠点として広く活用されるよう周知を図ります。 ②芦屋市国際交流協会や社会教育関連団体との連携、協力によるセミナーや講演会等を実施し、国際理解を深める機会の充実を図ります。 ③様々な異文化交流の機会を活用し、子どもたちが外国の言語や文化に触れたり、自国の文化を発信したりする取組を進めます。 ④外国語によるスピーチコンテストの実施など、外国にルーツのある児童生徒と他の児童生徒が相互に学びあい、高め合える機会を増やします。	◇多様な文化を持つ人と交流できる機会への積極的な参加	①広報紙やホームページ、掲示板、メールマガジンなど様々な媒体を活用し、潮芦屋交流センターでのイベントの紹介を通じて施設の周知を図った。 あいあいルーム、ルリアンなど子育て支援事業を開催した。 ②外国人支援のための「災害時外国人支援講座」を国際交流協会をはじめとした複数の団体から協力を得て開催した。(H29年度) 西宮・芦屋の国際交流協会の共催で「外国人防災講座」を行った。(H30年度) 国際交流協会と覚書を締結し、潮芦屋交流センターを指定避難所に指定した。備品を整備し、台風等の際には受入を行った。(平成30年度～) 多文化共生社会の推進を目的とした「親子で異文化体験」イベントをNPO団体の協力を得て開催した。(H29年度、H30年度) 一般向け多文化共生理解講座を行い、市内のみならず他市の国際交流関係団体などの参加があった(H30年度) ③各校園において多文化共生の教育実践を実施。その取組を多文化共生担当者にて交流(H29年度～) ④より多くの方に参加してもらえるように外国語によるスピーチコンテストの会場を保健福祉センターに変更(H29年度～)チラシを潮芦屋交流センター等複数個所に設置、J-COMに当日の様子を撮影してもらい放送した。	○ (全て実施)	潮芦屋交流センター(貸室のみ)の利用率(%/年)	32.0	37.1	40.1	45.6	50.7	38.0	○
					潮芦屋交流センター事業への参加者数(人/年)	4,890	6,062	6,100	6,347	6,398	5,490	○
					NPOなどの団体と協働して開催した国際理解を深めるための講座の参加者数(人/年)	-	-	235	102	49	50	○
					外国語によるスピーチコンテスト参加者数(人/年)	-	66	88	88	75	100	○
2-2-2 外国人住民が安心して暮らせる共生のまちづくりを進めます。	①外国人住民が生活に必要な情報を入手できるように、外国人向けの刊行物、パンフレット、公共サイン等を多言語表記や「やさしい日本語」で情報提供します。 ②外国人児童生徒の望ましい教育の在り方について協議を深め、日本語指導支援員の配置などの支援体制を整備します。		①英語版広報紙「ニューズレター」を「やさしい日本語」を併記し発行した。またホームページにテキスト版、韓国・朝鮮語版、中国語版を掲載した。市役所庁舎内や高浜分署庁舎内の多言語表示、市内ハイキングコース道標の英語併記を行った。また、ごみハンドブックなど英語版を作成した。新入職員を対象に「やさしい日本語」研修を開催した。(H28年度～) 外国人のための生活ガイドを英語と優しい日本語の併記版に改訂し、ホームページにも掲載した。(H30年度) ②各校における現状や課題を把握し支援体制の方向性を検討するために「芦屋市帰国・外国人児童生徒等支援連絡協議会」を開催。(H28年度～) ②日本語指導が必要な児童生徒に対して、日本語指導支援員等の配置。 ②初期日本語指導教室を潮見小学校内に開室。(H30年度～)	○ (全て実施)	全世帯配布発行物の英語版を発行した割合(%/年)	37.5	37.5	33.3	33.3	33.3	100.0	×
					日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して個別の支援計画に基づいた支援が行われている割合(%)	-	-	38.0	41.6	67.0	100.0	△
まとめ		取組の評価		○ (全て実施)	結果の評価						○ (達成見込)	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント	展開状況	
		○ (全て実施)	△ (一部実施)
☆☆☆☆	<p>○2-2-1 多様な文化を持つ人々との交流促進と相互理解の取組では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潮声屋交流センターについては、指定管理者と協力して国際交流や潮声屋地区の拠点となるよう、利用者拡大や外国人住民に対するサービス提供の推進を図ってきました。その結果、センターの利用率や事業への参加者数を増加させることができました。 ・外国人住民が必要な情報を入手できるように、インターネットの自動翻訳機能などICTを活用した多言語による情報発信の推進や、災害時の外国人支援など様々な機会を通じて多文化共生社会の推進の取組が必要であると考えます。 <p>○2-2-2 外国人住民が安心して暮らせる共生のまちづくりでは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国人住民が生活情報を入手できるよう、ごみハンドブック英語版作成、外国人のための生活ガイド改訂(英語とやさしい日本語併記)、庁舎内案内多言語化等を進めるとともに、防災対策として「外国人防災講座」を行いました。 ・学校における外国にルーツを持つ子どもは、日本語が不自由であると学校生活においても困難な場面があり、特に学習面で大きな遅れの原因となり、進学も難しくなる。今後日本社会で生きていく上での困難さに直結するなど、すぐにでも解決しないと見えない課題であると認識しています。 ・平成32年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、訪日外国人に対応する動きがあり、小学校での外国語の教科化など、グローバル人材や、多文化共生マネージャーの育成の必要性など多角的に、多文化共生社会の実現に取り組んでいく必要があると考えております。 	<p>☆☆☆☆</p> <p>全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成</p>	<p>☆☆☆☆</p> <p>実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成</p>
		<p>☆☆☆</p> <p>全ての小項目を実施し、進捗も良好</p>	<p>☆☆</p> <p>実施していない小項目があるが、進捗は良好</p>
		<p>☆</p> <p>全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分</p>	<p>×</p> <p>実施していない小項目があり、進捗も不十分</p>

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
市民生活部	人権推進課

目標	3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている
施策目標	3-1 平和と人権を尊重する意識が行き渡っている

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (R1.5実施)			
後期基本計画策定以降 (H28~) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
「8050」問題(80歳代の高齢者と50歳代のこどもの世帯) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(H28)施行 地方自治体によるパートナーシップ宣誓制度の導入	第3次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針(H28~H32) 第2次芦屋市地域福祉計画 第7次芦屋すこやか長寿プラン21(高齢者福祉計画及び介護保険事業計画) 芦屋市障害者(児)福祉計画第6次中期計画 芦屋市第4期障害福祉計画	肯定的 意見	否定的 意見	わから ない	無回答
		45.4%	20.5%	33.3%	0.8%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)								
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標(単位)	指標の推移					傾向	
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組				H26	H27	H28	H29	H30		めざす値 H32
3-1-1 非核・平和意識の高揚を図るため各種事業を充実します。	①平和の大切さを再認識できるように、「平和首長会議」の提唱する非核・平和事業を実施するほか、平和講演会等を実施するなど「みんなで考えよう 平和と人権」事業を拡充します。	◇平和を大切に する心の醸成	「核兵器禁止条約」の早期締結を求める署名活動や被爆アオギリ2世の植樹など「平和首長会議」の提唱する非核・平和事業を実施。「みんなで考えよう平和と人権」事業において、平和講演会、映画会、展示などを実施するとともに、H29年度から新たな展示事業として「たゆまぬ平和への歩み」展を3回開催したことに加え、戦争体験の聞き取りをまとめた「戦争体験記録集」をH28、29年度に発行。H30年度に広島市と共催で「ヒロシマ原爆展」及び原爆展開催記念講演会を開催。また、「ヒロシマ原爆展の内容や平和学習における戦争体験談等を掲載した「平和記録集」を発行。	○ (全て実施)	「みんなで考えよう 平和と人権」事業の参加者数(人/年)	742	1,004	535	676	2,480	1,000	○
						「核兵器廃絶を目指す市民の署名」筆数(筆/年)	228	323	263	504	807	300
3-1-2 「人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」に基づき人権啓発事業に取り組みます。	①お互いの人権を尊重する社会を目指して、「日々の生活と人権を考える集い」などの人権啓発事業に工夫を加え実施します。 ②上宮川文化センターでは、人権啓発、住民交流の拠点施設として、地域福祉や人権意識の向上を担い得る機関となるように、講演会などを充実し、市民が親しみやすい各種事業を実施します。 ③市民や職員が人権教育推進の担い手となるように、人材育成に取り組むとともに、芦屋市人権教育推進協議会の事業を推進します。	◇いじめなど身近な問題への積極的な関与 ◇人権尊重の理念の理解	①「日々の生活と人権を考えるつどい」を芦屋市人権教育推進協議会と共催で開催し幅広い世代の参加が図れた。また、近年新たな人権課題となっている性的少数者や犯罪被害者の問題について、講演会、映画会、展示会の開催、チラシによる啓発を行い、市民の理解を図った。 ②上宮川文化センターではHPをリニューアルし、解りやすく詳細な情報を提供するとともに、施設整備を行い、利用促進を図った。また、子供から高齢者まで各年代で興味を持てる事業として民謡教室や子ども太鼓教室などを多数実施。 ③日頃から芦屋市人権教育推進協議会と連携を図り、各専門部会が行う学習会をはじめ講演会や研究大会全体会・分科会等の開催を支援。それら講演会等を職員研修としても位置づけ、人材育成にも取り組んだ。また、阪神地区人権・同和教育研究協議会及び兵庫県人権教育研究協議会の研究大会等に参加。H28年度は第63回兵庫県人権教育研究大会中央大会を芦屋市で実施。	○ (全て実施)	「人権啓発事業」参加者数(人/年)	2,718	5,211	3,322	3,098	3,739	3,000	○
					上宮川文化センターの来館者数(人/年)	82,122	53,779	75,669	86,730	86,050	87,000	○
					芦屋市人権教育推進協議会研究大会参加者数(人/年)	800	780	880	800	800	1,000	×

3-1-3 全ての市民の人権が守られるよう取り組みます。	①住民票などの不正請求、不正取得により市民の人権が侵害されないように、本人通知制度の周知と適正な運用を行います。 ②市民一人一人の権利が尊重され安心して暮らすことができる環境づくりを進めるため、支援が必要な高齢者や障がいのある人たちを支える市民後見人の養成や、その活動を支援します。	◇本人通知制度への登録	①成人式で啓発グッズの配布を行う等、本人通知制度の周知と登録の呼びかけを行うとともに、八土業等に対しても制度を実施している旨の周知を行い、制度の適正な運用を行った。 ②権利擁護支援センターにおいて、司法職と福祉職による権利の侵害や成年後見制度などに関する「専門相談」を行っている。また、社会福祉協議会において、法人後見業務に取り組めるよう体制を整備し、支援を展開している。 「市民後見人活動マニュアル」を作成し、本市における「市民後見人推薦システム」の構築に取り組んだ。 「介護相談員派遣事業」について、「広報あしや」、「広報チャンネル」を活用して周知・啓発を行い、「権利擁護支援者養成研修」の受講者数が増加した。(H29) 小地域単位での権利擁護セミナーを実施し、地域における権利擁護意識の醸成に努めた。(H30) 地域における権利擁護の担い手として、市民後見人の推薦を行い選任された。(H30) 「介護相談員派遣事業」をベースとした本市の独自事業として、「障がい者福祉施設等相談員派遣事業」を試行実施。(H30)	○ (全て実施)	本人通知制度 (住民票の写し、戸籍等)登録者数(人)	449	669	766	848	923	1,000	○
					権利擁護支援者養成研修参加者における人材バンク登録者の割合(%)	57.8	42.9	66.7	91.3	89.5	75.0	○
まとめ			取組の評価	○ (全て実施)	結果の評価						○ (達成見込)	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント	展開状況	○ (全て実施)	△ (一部実施)
☆☆☆☆☆	<p>○3-1-1 非核・平和意識を図るための事業の充実では ・被爆アオギリ2世の植樹や「たゆまぬ平和への歩み展」、広島市との共催による「ヒロシマ原爆展」、3年連続で平和記録集を発行するなど新たな事業を実施したこと、また、核兵器廃絶を目指す署名活動を積極的に行うなど、市民の平和への意識の醸成を図り、事業の参加者数や署名数の増加へとつながりました。 ・今後は、戦争体験者が少なくなる中で、戦争の悲惨さ、平和の大切さをいかに継承していくかが課題であり、平和記録集などを利用し意識啓発を行ってまいります。</p> <p>○3-1-2 人権啓発事業では ・「日々の生活と人権を考えるつどい」を芦屋市人権教育推進協議会と共催することに加え、性的少数者など新たな人権課題について、講演会、映画会、展示会の開催、チラシによる啓発を行い、市民の理解を図りました。 ・上宮川文センターにおいて、HPの全面リニューアルを行い分かりやすく詳細な情報発信に努めました。今後はより戦略性の高い広報活動を行いつつ、施設のハード面、制度面などを整備しより利用しやすく憩えるセンターの構築を検討します。 ・芦屋市人権推進協議会を活動支援を通して、人権教育を推進することができました。今後は協議会活動の幅をさらに広げ、関係機関との連携を深められるよう支援してまいります。</p> <p>○3-1-3 全ての市民の人権が守られる取組では ・本人通知制度の登録者数は年々増加していますが、引き続きイベント等の機会を利用して制度の周知を図り、一層の増加を目指してまいります。また、本人通知制度を実施していること自体が不正請求の抑止に繋がるため、引続き八土業等に対しても本市が制度の実施市であることをアピールしてまいります。 ・高齢者や障がいのある人の権利擁護については、専門相談や法人後見業務の取組、地域における権利擁護の担い手の養成等の支援体制の整備に努めています。また、家庭裁判所をはじめ関係機関との連携を密にし、成年後見制度の利用促進に努めてまいります。 ・平和とすべての人の人権が尊重される社会の重要性について、あらゆる平和・人権事業を通して、市民の意識を高めていく必要があると認識しています。</p>	展開状況	○ (全て実施)	△ (一部実施)
		傾向	☆☆☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成	☆☆☆☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成
		○ (達成見込)	☆☆☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も良好	☆☆☆☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は良好
		△ (良好傾向)	☆☆☆☆☆ 全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分	☆☆☆☆☆ 実施していない小項目があり、進捗も不十分
× (未達見込)	☆☆☆☆☆ 全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分	☆☆☆☆☆ 実施していない小項目があり、進捗も不十分		

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
市民生活部	男女共同参画推進課

目標	3 お互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている
施策目標	3-2 男女共同参画社会の実現に向けて意識が広がっている

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (R1.5実施)					
後期基本計画策定以降 (H28~) の社会経済環境の変化		課題別計画の策定状況		調査結果			
・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 ・「女性活躍加速のための重点方針2016」策定 ・「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 ・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 ・「女性活躍加速のための重点方針2017」策定 ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」制定		・第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザース・プラン(芦屋市女性活躍推進計画を含む)(H25~H29) ・芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画(H23~H29) ・第4次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザース・プラン(第2次芦屋市女性活躍推進計画を含む)(H30~H34) ・第2次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画(H30~H34)		肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
				34.5%	23.5%	40.5%	1.5%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)								
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標(単位)	指標の推移					傾向	
重点施策の名称	重点取組					H26	H27	H28	H29	H30		めざす値 H32
3-2-1 性別による固定的な役割分担意識の解消などにより、女性の社会参画を進めます。	①各種講座の開催、「ウィザース」の定期発行、ウィザースあしやフェスタの開催等による啓発や女性のための悩み・法律相談による支援等、性別による固定的な役割分担の意識の解消のための取組を進めます。 ②市附属機関等における女性委員の登用割合を高め、政策・方針決定過程での男女共同参画を推進します。 ③長時間労働の抑制、育児休業や介護休暇の取得促進等により、子育てや介護を支える環境整備の推進に取り組み、ワーク・ライフ・バランスを促進します。 ④女性の職業生活における活躍を推進するため、計画を策定し、相談などの支援を行います。	◇男女共同参画の意識の高揚 ◇ワーク・ライフ・バランスの正しい理解	①②③第3次及び第4次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザース・プランに基づき、実績報告及び実施計画を毎年作成し、審議会で進行管理等の審議を行い、事業を実施した。 ①②③H28年度に市民職員意識調査を実施し、H29年度にワークショップやパブリックコメント、審議会を行い第4次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザース・プランを策定した。 ①親のための料理講座等の男女共同参画に関する講座、女性の働き方セミナー等の女性活躍推進に関する講座等を開催(H28年度13講座、H29年度19講座、H30年度22講座)、「ウィザース」を年4回発行、ウィザースあしやフェスタを開催しワークショップ等を実施、女性のための悩み相談・法律相談(H28年度233件、H29年度241件、H30年度205件)を実施した。 ②市附属機関等における女性委員の登用割合を高めるよう努めた。 ③人事課特別(専門)研修として、職員向けにワーク・ライフ・バランスについて考える機会を提供する講座などを開催し、啓発に取り組んだ。 ④・H28年度、芦屋市女性活躍推進計画(第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザース・プラン一部改正版)を策定し、女性活躍推進会議の立ち上げ及び、女性活躍相談を開始した。 ・H29年度には、第2次女性活躍推進計画を策定し、女性の就労や起業等を包括的に支援する「女性が輝くまち 芦屋」事業をASHIYA RESUME(芦屋リジューム)として3ヶ年で取り組むべく着手した。 ・H30年度は石造りの旧宮塚町住宅を利活用し、女性活躍及び市民の活躍につなげるためのワークショップを実施し、1階4区画について入居者を決定した。	△ (一部実施)	芦屋市男女共同参画推進条例の認知度(%)	43.6	43.0	36.7	—	—	50.0	×
3-2-2 性別による人権侵害の防止、啓発に努めます。	①DV被害者の相談窓口を充実し、被害者の早期発見、安全確保を図り、幅広い関係機関との連携のもと、切れ目ない自立支援を行います。 ②性差別による暴力防止についての啓発を行います。	◇暴力は犯罪行為を含む重大な人権侵害であると認識 ◇DVなどの被害を未然に防ぐ、又は最小限にとどめるための早期相談	①②芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画に基づき事業を実施した。 ・婦人相談員によるDV相談及びDV被害者の自立支援の実施、DV被害者支援ネットワーク会議専門部会の開催、警察等と協働で「女性に対する暴力をなくす運動」キャンペーンの開催、総合相談連絡会において配偶者暴力相談支援センターの業務内容の説明等を行った。 ①②H28年度に市民職員意識調査を実施し、H29年度にワークショップやパブリックコメント、審議会を行い第2次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画を策定した。	○ (全て実施)	DV相談室の認知度(%)	31.7	—	30.0	29.1	—	50.0	×
まとめ		取組の評価		△ (一部実施)	結果の評価						×	
											(未達見込)	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント	展開状況	○（全て実施）	△（一部実施）
x	<p>○3-2-1 女性の社会参画の推進では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザズ・プランに基づき、市附属機関等における女性委員比率40%を目標として取り組んでいますがまだ達しておらず、引き続き関係部署への声掛け等により積極的に取り組んでいく必要があります。 ・また、女性活躍推進に関する講座を増やし、包括的な女性活躍支援事業「女性が輝くまち 芦屋」(芦屋リジューム)の開始により子育て世代も含めた女性の活躍を促す事業に積極的に取り組みました。アンケート調査等から女性の起業への意識が高いことが本市の特徴であることから、引き続き事業を実施するとともに、関係各課・事業者等が連携して女性の起業・就労支援等に関する事業を行っていく必要があります。 <p>○3-2-2 性別による人権侵害の防止、啓発では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・婦人相談員によるDV相談及びDV被害者の自立支援の実施、DV被害者支援ネットワーク会議専門部会の開催、警察等と協働で「女性に対する暴力をなくす運動」キャンペーンの開催、総合相談連絡会において配偶者暴力相談支援センターの業務内容の説明等に取り組みしました。 ・しかし、平成28年度に実施した男女共同参画に関する市民・職員意識調査では、男女共同参画社会に向けた取り組みや男女共同参画関連用語の認知度は高いとは言えず、より効果的な啓発や周知を行う必要があります。 ・各計画において、啓発や広報等は重要な課題として位置付けており、より一層の啓発や広報及びセンターの知名度向上のための取り組み等を進めていくことが重要です。 	○ (達成見込)	☆☆☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成	☆☆☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成
		△ (良好傾向)	☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も良好	☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は良好
		x (未達見込)	☆ 全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分	x 実施していない小項目があり、進捗も不十分

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
学校教育部	学校教育課

目標	4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育てている
施策目標	4-1 子どもたちが「生きる力」を身につけ、健やかに成長している

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (R1.5実施)			
後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
・新教育要領、新学習指導要領の告示 ・学校教育法施行規則の一部の改正(部活動指導員の導入に関する方向性が示された。) ・夏季休業の短縮が全国的に進む。 ・幼児教育無償化の実施(R1.10～実施予定)	第2期芦屋市教育振興基本計画(H28～H32)	肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		50.9%	16.4%	31.8%	0.9%

(4) 重点施策の取組状況		ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)							
後期5年の重点施策		市民主体による取組	取組の実施状況		展開状況	指標(単位)	指標の推移					めざす値	傾向
重点施策の名称	重点取組		H26	H27			H28	H29	H30	H32			
4-1-1 就学前の子どもの健やかな発達を保障する教育・保育を提供します。	①「就学前カリキュラム」に基づき、幼稚園、保育所(園)、認定こども園の連携を深め、質の高い教育・保育が受けられるように取り組めます。 ②幼児期と児童期の教育が円滑に接続し、連続性や一貫性を確保できるよう、就学前施設と小学校との交流を促進し、連携の充実を図ります。		①市立幼稚園全園で公開保育を伴う幼児教育研究会を実施し、公私立幼稚園、保育所(園)、認定こども園、小中学校の教職員の参加ができるよう取り組んだ。 ①地域の就学前施設同士の交流活動を全小学校区に広めた。 ①待機児童の解消と3歳児の教育ニーズに対応するため、H29年2月に「芦屋市幼稚園・保育所のあり方」を策定し、認定こども園の整備など市内就学前教育・保育施設の再編整備を進めていき、H31年4月からは精道幼稚園と精道保育所を統合し、市立精道こども園を開園。 ①幼稚園教諭、保育士及び栄養職員による私立保育園、私立認定こども園及び私立小規模保育事業所へ巡回訪問を行った。(総計80回) ①医療的ケア児の受入れに向け、検討・準備を行った。 ②「芦屋市接続期カリキュラム」に基づき、市内全小学校1年担任教諭と就学前施設の教職員が集まり研修をし、小学校区ごとにグループ協議を行った。 ②市内の27就学前施設の5歳児が市内8小学校にて小学校の模擬体験をする「小学校ごっこ」を実施。 ②小学校の校庭、図書室等を就学前児童が利用し、交流の促進を図った。	○ (全て実施)	幼稚園・保育所(園)・認定こども園の合同研修会等参加者数(人/年)	354	407	407	432	535	420	○	
						各就学前施設と小学校との交流回数(回/年)	16	32	36	71	81	40	○

4-1-2 子どもたちの学習意欲の向上と学力の定着を図る指導を充実します。	①全国学力・学習状況調査の結果を分析し、基礎的、基本的な知識、技能を活用する力を育む指導の研究を推進するとともに、算数・数学のチューター、理科推進員を効果的に活用し、学力が定着しにくい児童生徒の学習意欲と学力の向上を目指します。 ②小学校における英語学習の教科化に備え、子どもの英語の学習意欲と活用能力が向上するように、英語を系統的、専門的に指導する人材を配置するとともに、中学校との滑らかな接続を目指したカリキュラムを作成し、指導の充実を図ります。 ③子どもが読書の喜びや楽しさを体感し、読書意欲を高めることができるよう、家読(うちどく)などの活動を推進し、子どもの読書機会を増やします。また、本を活用した学習を推進するために、授業での学校図書館利用を促進するとともに、公立図書館との連携を強化します。 ④インクルーシブ教育システムの構築をめざし、共に学びながら、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を十分に受けられる環境整備を進めます。	◇学校ボランティア(教育ボランティア、学校支援ボランティア)への参加、協力の推進 ◇家読(うちどく)の推進	①全国学力・学習状況調査の結果を調査分析し、広報を通じて市民に公表するとともに管理職や授業推進担当者により、成果と課題について検討を進め、指導方法の改善に向けての研修会を実施した。 ①小学校4年生、中学校1年生に算数・数学の学習指導員(チューター)を配置し、個別の課題解決に向けて学習を進めてきた。また、小学校に理科推進員を配置し、実験などを通して理科に関する興味関心を高める取り組みを進めた。 ②小学校における英語学習の教科化に備え、英語の早期化・教科化に向けた検討委員会を実施。(H28年度～H30年度より担当者会内にて実施) ②小学校の英語学習の教科化に向け、ALTを1・2年生に年間10時間、5・6年生に年間35時間配置。英語が堪能な地域人材を3～6年生に年間15時間配置。(H30年度～)また、カリキュラムをH30年度から作成し、指導の充実を図っています。 ③市役所において読書活動の成果を展示し、子どもの読書活動の推進と、市民への啓発を兼ねた取組を推進した。 ③生涯学習課・図書館と協力し「niwa-doku」(にわどく)イベントを開催した。絵本の読み聞かせや絵本交換会等を行い、親子で絵本に親しむ機会をつくった。また、小学校高学年の児童が低学年の児童に向けて読み聞かせを行ったり、中学生がビブリオバトルを行うなど読書活動の成果を発表する取り組みが増えた。 ③図書司書補助員の読書活動推進に向けた意識向上のために公立図書館職員を講師として、図書館担当書と合同研修会を実施するなど、読書推進に向けた取組を進めてきた。 ③図書館職員が、潮見小学校でブックトークの出前授業を行った。(H30年度) ③図書館では、学校図書館担当者及び学校図書司書補助員合同協議会の研修講師として、図書館職員を派遣した。(H30年度) ③ブックトークの授業に必要な本を公立図書館より借りるなど連携した取り組みを行うことができた。 ④障がいのある幼児児童生徒に対して、個別の支援計画・指導計画をたて一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施。 ④特別支援教育センターの専門指導員による保護者及び教員に対する教育相談を実施。 ④医療的ケアが必要な幼児児童生徒受け入れのためのガイドラインを作成。(H30年度)	○ (全て実施)	中学校の数学で、「授業がよくわかる」と答えた生徒の割合(%)	80.0	72.5	73.6	73.2	72.6	80.0	×
小学校の英語学習で、「これからも英語を使ってみたい」と答えた児童の割合(%)	92.1	92.2	94.0		92.2	90.4	92.1	×				
児童生徒一人あたりの学校図書館における図書貸出し冊数(冊/年)	小学校 59.7 中学校 14.6	小学校 63.5 中学校 15.3	小学校 67.3 中学校 18.2		小学校 79.6 中学校 22.7	小学校 85.0 中学校 23.6	小学校 65.0 中学校 17.0	○				
特別支援教育に係る研修会、研究会の参加者数(人/年)	424	518	563		655	404	486	×				

4-1-3 子どもたちが命や人権を大切にす る「豊かな心」と、「健やかな体」を バランスよく身に 付けられるよう取 り組みます。	①「いじめは人権侵害であり、決して許されない行為である。」との認識のもと、「芦屋市いじめ防止基本方針」に基づき、教育相談の充実や実態把握のためのアンケート調査を実施するとともに、子どもたち自身がいじめについて考える機会を設けるなど、いじめ防止策を推進します。 ②学校だけで解決が困難な生徒指導事案の対応を支援するために、関係機関との連携を更に強化し、学校の生徒指導を支援する体制整備を進めます。 ③スマートフォンなど、インターネット利用に係る弊害やトラブルを防止するため、子どもの発達段階に応じて、情報を正しく選択し活用する教育を推進するとともに、保護者などへの啓発に努めます。 ④子どもの運動意欲を高め体力・運動能力が向上するように、学校園における体力向上の指導の研究と実践に取り組むとともに、家庭で実践できる子どもの健康・体力づくりについて、保護者への啓発に取り組めます。 ⑤山手中学校、精道中学校について、校舎の建替えと併せた給食実施のための準備を進めます。		①芦屋市いじめ防止基本方針の改定。(H29年度)各校の基本方針見直し(H30年度) ①定期的なアンケート調査(学期に1回)や教育相談等を実施し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めている。 ①各小中学校における、いじめ等の問題行動にかかる研修会の実施。 ①「特別の教科道徳」の実施に向けて、考える道徳の研修を実施。 ②スクールソーシャルワーカーを定期的に各中学校に配置し、個別の事案に対して関係機関と連絡調整を行い、ケース会議を行っている。(H28年度～) ②教育相談事業の実施。 ②適応教室の活動プログラムの充実。 ②不登校初期対応マニュアルを周知徹底し、全職員が共通認識を持って、不登校対応に取り組む。 ③各小中学校の代表児童生徒を中心に、地域の方も一緒になってスマホサミットを実施。 ③スマホサミットを受けて学校独自の取り組みを進めている。(2校：H30年度) ④児童生徒が体を動かす機会を増やすことができるよう、小学校5年ではフライングフットボールを、中学校1年では陸上競技をスポーツ交流会として開催。また、幼児期から体を動かすことが好きな子どもたちの育成に向けて就学前施設の教員と合同授業研修会を実施。 ⑤山手中学校における給食をH31年1月より、自校調理方式によって開始。また、精道中学校における学校給食は校舎の建て替えと合わせて準備を進めてきた。	○ (全て実施)	中学校における不登校生徒の割合(%)	3.3	4.1	4.1	4.0	5.1	1.9	×
4-1-4 教職員の専門性及び指導力の向上に取り組めます。	①様々な教育課題に適切に対応できる教職員を育成するため、キャリアステージ(経験年数、校務分掌等)や課題に応じた研修機会の充実を図ります。		①新学習指導要領の実施に向け、その内容を重点化し、教職員の資質向上研修や研究を企画。 ①H30年度より小学校外国語科が実施され、教員の実践的な英語指導力向上を図るため、各小中学校を会場にした研修を年間で8回実施した。 ①特別の教科「道徳」の評価やプログラミング教育の研修と教育課程の編成に向けたカリキュラムマネジメントの具体的な取り組み方法について研修を深めた。	○ (全て実施)	教職員新規採用～5年次研修講座の受講者数(人/年)	166	199	215	201	255	275	○
4-1-5 心やすらぐ充実した教育環境の整備を進めます。	①子どもが、快適で充実した環境の中で学校園生活を送れるように、山手中学校、精道中学校の建替えに着手するほか、「公共施設の保全計画」に基づき、各学校園施設の整備を実施するとともに、教育備品の整備を計画的に行います。 ②教職員が、子どもと向き合う時間を確保できるように、外部人材の活用や教育現場のICT化など、校務の効率化に総合的に取り組みます。	◇スマートフォン、SNS等の正しい理解	①H29年7月から着手している山手中学校の建替え工事についてはH29年12月に管理・普通教室棟竣工とH30年1月から給食を開始し、引き続き特別教室棟や体育館棟の建設工事を進めていくほか、精道中学校の建替えに向けた実施設計をH30年度末に完了するとともに、「公共施設の保全計画」に基づく浜風小学校の大規模改修についてはH30年度中にグラウンドやプールなどの改修を行ない、教育環境の更なる充実を図った。また、小学校高学年に無線APを常設整備し、ICT環境をさらに充実させた。 ②ICT環境整備では校務用PCを更新し、機器の最新化による校務の効率化を図った。また、校務支援システムに保健機能を追加し、保健関連帳簿の電子化することで、業務を効率化した。	○ (全て実施)	ICT化などによって、子どもと向き合う時間が増えたと感じる教職員の割合(%)	-	75.0	75.0	-	41.0	67.0	△
まとめ	取組の評価	○ (全て実施)	結果の評価	△ (良好傾向)								

(5) 施策目標の総括

総括結果		総括コメント		展開状況	
				○（全て実施）	△（一部実施）
☆☆☆	<p>○4-1-1 就学前教育・保育の提供では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立幼稚園、保育所(園)、認定こども園、小中学校の教職員が参加して保育や体力作り、保幼小中の滑らかな接続などについて研究協議を行い、校種間の相互理解を進めました。 ・小学校と就学前施設の交流の機会を図り、「小学校ごっこ」等の事業に取り組みました。 ・その結果、研修の参加者数・小学校と就学前施設の交流数が共に増加しました。今後も、小学校の施設を開放して近隣の就学前施設間の交流につながる取組を進めてまいります。 <p>○4-1-2 学習意欲の向上と学力の定着を図る指導の充実では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の英語学習の教科化にむけ、検討委員会を開催しALT配置などの環境整備を行い、小学校の英語学習で、「これからも英語を使ってみたい」と答えた児童の割合も高水準で推移しています。単なる読み書きだけでなく、児童生徒の英語でのアウトプット活動に対する指導・支援を行うことも重要であることから、さらなる教職員の指導力向上のための研修を計画的に実施してまいります。 ・生涯学習課・図書館と協力し、親子や学年間での読み聞かせ、中学生のビブリオバトル、小学校でのブックトークの出前講座など、読書意欲を高める取組を行い、小学生・中学生ともに図書貸出数が増加しました。引き続き、関係機関との連携を深め、市立図書館と学校図書館等の読書環境の整備を進めます。 <p>○4-1-3 子どもたちが「豊かな心」と「健やかな体」を身につけられる取組では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーの定期的な配置などにより、個別案件にも対応してきましたが、中学生の不登校生徒の割合が悪化しており、更なる取組が必要であります。 ・また、子どもの体力向上に取り組みでは、小学校スポーツ交流会の実施種目が全ての小学校の体育学習で広まりました。H29年度から開始した中学校スポーツ交流会では、現役の陸上選手による指導で興味関心をもって運動に取り組む姿が見られました。 ・今後は、各学校での取組の充実を目指し、子どもの体力向上が実現するよう取り組みを進めてまいります。 <p>○4-1-4 教職員の専門性、指導力の向上では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新学習指導要領の内容、英語指導力、道徳の評価やプログラミング教育等に関する研修を実施し、教職員の能力向上に努め、若手職員の研修講座受講数も増加しました。 <p>○4-1-5 心やすらぐ充実した教育環境の整備では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山手中学校ならびに精道中学校の建替え工事を進めており、今後も「公共施設の保全計画」に基づき、順次教育環境を整備していきます。 ・ICT環境は、小中学校の学習用タブレット端末を各校に41台配置し、授業で有効活用できる環境を整備するとともに、市内小学校5、6年生の全ての普通教室に無線アクセスポイントを設置しました。今後は、各中学校に41台配備し無線環境を拡充させ、学習環境の整備に努めてまいります。また、校務用PCの更新、保健関連帳簿の電子化を進め、校務の効率化をはかりました。 	傾向	○（全て実施）	△（一部実施）	
		○（達成見込）	☆☆☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成	☆☆☆☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成	
		△（良好傾向）	☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も良好	☆☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は良好	
		×（未達見込）	☆ 全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分	× 実施していない小項目があり、進捗も不十分	

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
社会教育部	青少年育成課

目標	4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育てている
施策目標	4-2 青少年が社会で自立するための力を身につけている

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (R1.5実施)			
後期基本計画策定以降 (H28~) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
・スマホの普及によるインターネット利用環境の目まぐるしい変化 ・兵庫県青少年愛護条例の一部改正(インターネット上の有害情報への対応の強化、児童ポルノ自撮り勧誘行為の禁止、JKビジネスに対する規制) ・若者の就職環境の改善	芦屋市子ども・若者計画(H27~H31) 芦屋市教育振興基本計画(H28~H32)	肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		33.3%	21.7%	43.8%	1.2%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)								
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標(単位)	指標の推移					めざす値 H32	傾向
重点施策の名称	重点取組					H26	H27	H28	H29	H30		
4-2-1 子ども・若者が将来の夢や希望を持ってよう支援します。	①小中学校において、子どもたちが将来の夢や希望を育む指導、望ましい勤労観や職業観等、社会的・職業的自立のために必要な資質や能力を育てる教育を充実します。 ②地域で次代の社会を担う大人になるための資質を養えるよう、自然学校、*トライやる・ウィーク、キャンプ、*あしやキッズスクエア事業等、子どもたちの体験活動への参加機会を提供します。	◇トライやる・ウィークに参加する生徒の受入れ	①夏期の自由研究・教育活動展、秋期の中学校総合文化祭、冬期の造形教育展と一年を通して文化に親しむ教育活動に取り組んだ。 ①全小中学校にキャリア教育担当を位置づけ、小中学校での発達段階に応じた指導の充実を図った。 ①兵庫県教育委員会が発行している、小学校のキャリアノートや本市教育委員会が発行している中学生進路指導資料「進路の学習」を有効活用し、将来の夢や希望の実現に向けた指導を行ってきた。 ②小学校の自然学校推進事業では、子どもたちの体験活動の充実を目指した取組を進めた。 ②教育活動の充実を目指して、見守り活動を始め、読書、園芸など、ゲストティーチャーとして地域の力を活用した支援を受けることができるような取組を進めた。 ②中学校のトライやる・ウィークでは、市内で生徒が活動できる事業所の新規開拓も回り、全員が市内の事業所や地域で学ぶ活動を行った。 ②「特別の教科道徳」の実施に向けて、考え議論する道徳の研修を実施。(H29.30) ②あしやキッズスクエアにおいて、将棋教室・走り方教室等の地域の方によるプログラムに加え、企業提供プログラム(全国展開企業8社協力・プログラムミング・駄菓子屋経営など)など多様な体験プログラム実施やオリンピッククイヤーにちなんだ遊びリンピックなどを開催した。 ②H29・30年度は、半数以上の児童が参加し、小学校区居住のスタッフ、近隣の高校・大学生と児童がコミュニケーションの取れる関係を築いた。ボランティア参加は、H28年486名・H29年1,164名、H30年727名(延人数)と人数増減はあるが、ボランティア自主企画等質の向上がみられる。地域のスタッフはH30年度約150名が居場所作りスタッフとして参画し、こどもと地域の人のかわりがすすんでいる。 ②昔遊び・手作りおもちゃ教室(小学生低学年対象)、小学生レクリエーションキャンプ(夏休み)を開催した。	○ (全て実施)	将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合(%)	小学校 86.0 中学校 71.7	小学校 86.4 中学校 71.8	小学校 85.0 中学校 70.6	小学校 86.8 中学校 72.0	小学校 85.1 中学校 72.6	小学校 90.0 中学校 80.0	○
					あしやキッズスクエアでのプログラム実施回数(回/年)	-	186	522	780	866	920	○

<p>4-2-2 困難を有する子ども・若者を支援します。</p>	<p>①若者相談センター「アサガオ」においてカウンセリング、アウトリーチ（訪問支援）、ピアサポート（仲間同士の支えあいの支援）を展開していきます。 ②医療機関などの専門機関へのつながりを充実させ、ソーシャル・ワークを進めるとともに、国・県やNPO等の関係機関との連携を図ります。</p>		<p>①若者相談センター「アサガオ」はH28年度4月から開室日をそれまでの週3日から5日に拡大し、また相談員を1人増員して週2日は2人体制で対応している。そのため、延べ相談件数が770件と前年度比約2.3倍の伸びを見せた。(H27年度326件) この傾向はH29年度においても続き、2月末現在で延べ相談件数は774件である。(H28年度は699件) ピアサポートとして困難を有する者同士の交流の場として毎月第3土曜日に「キ・テ・ミル・会」を開催。またH29年8月から親同士の支え合いの場として毎月第1日曜日に「親の会」を継続して開催している。 H30年度には相談件数1120件、支援対象者数78人となった。また年間6回開催したコミュニケーションセミナーには82人の方が参加して好評であった。キ・テ・ミル・会は年14回開催、参加人数は45人であった。「親の会」は61人の参加があった。 ②毎月、保健福祉センターの総合相談連絡会議に出席し情報交換を行うとともに、内容に応じて社会福祉協議会に連絡したり、在籍学校の教師等の面談も行っている。</p>	<p>○ (全て実施)</p>	<p>若者相談センター「アサガオ」の支援対象者数（人／年）</p>	26	23	58	62	78	100	○
<p>4-2-3 子ども・若者の健やかな育成に努めます。</p>	<p>①家庭や地域社会で、子ども・若者の自主的活動を促進し、育成します。 ②インターネットやスマートフォンの急速な進展に対応して、保護者、青少年関係者の情報リテラシー（活用能力）や情報モラルが向上するように、啓発活動、講演会、講習会等を効果的に実施します。</p>	<p>◇青少年を育成する活動への協力</p>	<p>①子ども会の育成及びあしやキッズスクエアでの青少年ボランティアの育成 ①成人式企画チームへの支援による成人式の開催 ②H28年度は、中学校区青少年健全育成推進会議と合同で「親子で考えようスマホとネット」と題した研修会を開催した。(参加者86人) H29年度は、中学校区青少年健全育成推進委員会と共催でスマホに潜む危険性についての研修会を実施(参加者41人)するとともに、中学校区青少年健全育成推進会議と合同で「スマホより親子の会話を」と題した研修会を実施(参加者63人)。また、「子ども向けインターネットルールガイド」や兵庫県青少年愛護条例の改正点などの啓発資料を、青少年育成愛護委員の班集会など折に触れて配布。 H30年度も同様に「スマホに潜む危険性を理解しましょう」と題した研修会を実施(参加者99人)。ネット上の様々な危険性を具体的にスマホを使いながら講演頂いた。</p>	<p>○ (全て実施)</p>	<p>青少年の自主的活動（青少年リーダー及び青少年ボランティア）者数（人／年）</p>	17	263	486	1,164	727	1,870	△
<p>まとめ</p>			<p>取組の評価</p>	<p>○ (全て実施)</p>	<p>結果の評価</p>						<p>○ (達成見込)</p>	

(5) 施策目標の総括

総括結果		総括コメント		展開状況	
				○ (全て実施)	△ (一部実施)
<p>☆☆☆☆</p>	<p>○4-2-1 子ども・若者が将来の夢や希望を持つ支援では ・キャリア教育の充実については、夢の実現に向けて中学校での「進路の学習」を活用して学習を進めていますが、小学校の「キャリアノート」の活用は今後さらに充実していく必要があると認識しています。 ・地域社会を担う大人への資質づくりについては、学校、地域、あしやキッズスクエアで多彩な体験活動の参加機会を提供し、特に、住民によるゲストティーチャーや大学高校生のボランティアスタッフなどとの関わりを通じた、児童生徒と地域の大人との関係づくりを重視して実施してきました。あしやキッズスクエアのプログラム実施回数は、年々増加しており、引き続き関係機関との連携により、一層魅力的なプログラムを実施し、参加を促進していきます。 ○4-2-2 困難を有する子ども・若者の支援では ・若者相談センター「アサガオ」では、受付体制を拡大し、相談業務のほかにセミナー等を実施することで認知度が上がり、相談件数が増加しました。 ・一方で、アウトリーチの件数が少なく、アウトリーチを行うための体制作りと工夫が課題となっています。また相談内容の67%が不登校・ひきこもりで、潜在的なニーズはもっと多いと推察しますが、その実態把握の一環として29年度は中学卒業生の進路追跡調査に着手しました。今後はこれをひとつの手法としたいと考えています。 ○4-2-3 子ども・若者の健やかな育成では ・インターネットやスマホの急速な進展に対しては、兵庫県警やサイバーパトロールを行っている方による研修会を実施しました。 ・あしやキッズスクエア事業では、青少年ボランティアの活躍により、児童にとって楽しい居場所となっています。また、高校生・大学生にとっても社会活動を提供できるよい機会となっているため、引き続き学校等との連携を深め持続可能性をさらに高めていきます。</p>		<p>傾向</p> <p>○ (達成見込)</p> <p>△ (良好傾向)</p> <p>× (未達見込)</p>	<p>☆☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成</p> <p>☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も良好</p> <p>☆ 全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分</p>	<p>☆☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成</p> <p>☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は良好</p> <p>× 実施していない小項目があり、進捗も不十分</p>

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
社会教育部	生涯学習課

目標	4 子どもたちが社会へ羽ばたけるようたくましく育っている
施策目標	4-3 学校園・家庭・地域が連携して、子どもたちの育成を支えている

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (R1.5実施)			
後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
	・芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画(H27～H31年度) ・芦屋市教育振興基本計画(H28～H32年度)	肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		52.9%	17.1%	28.8%	1.2%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)								
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標(単位)	指標の推移					めざす値	傾向
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組				H26	H27	H28	H29	H30		
4-3-1 学校園・家庭・地域が連携し相互協力のもと、子どもたちの学びを支えます。	①保護者や地域住民による学校支援ボランティアの活動が充実するように、支援者間の連絡調整や、学校現場との有効な連携づくりを進めます。 ②専門的な知識や技能を有する教育ボランティアを学校園へ招聘するなど、地域の教育力を教育活動に生かし、特色ある学校園づくりを進めます。 ③子どもたちが健やかに育つ家庭環境実現の手助けとなるよう、学校支援ボランティアグループなどの協力を得て、保護者の世代間交流を図り、情報交換できる機会と場所を提供します。	◇子どもたちを育成する活動への協力	①学校支援ボランティア連絡協議会や「本の虫ねっと」連絡会へ出席し、各学校園のボランティアの方々の活動の充実を図るため必要に応じた活動支援を行った。 ①コミュニティ・スクールと学校や関係機関との細かな調整を行い、活動支援を行った。 ②教育活動の充実を目指して、見守り活動を始め、読書、園芸など、ゲストティーチャーとして地域の力を活用した支援を受けることができるよう取組を進めてきた。 ③未就学児を持つ保護者を対象としたほっこりママサロン事業を実施し、その場に小学生以上の子を持つ保護者も先輩ママとして参加することで、保護者同士にて世代間交流を図り、子育てに関する悩みを共有できる機会を提供した。	○ (全て実施)	学校支援ボランティアグループの活動実施日数(日/年)	407	380	443	826	697	506	○
					教育ボランティアの活動人数(人/年)	554	584	453	790	588	570	○
					子育て異世代交流会などへの参加者数(人/年)	95	12	42	72	35	190	×
4-3-2 地域と連携した子どもたちの居場所づくりの充実を図ります。	①子どもたちが放課後などを安全・安心に過ごせる居場所として、あしやキッズスクエア、校庭開放、子ども教室等を地域の協力を得て充実します。		①市内の全小学校において、校庭開放事業または子ども教室のいずれかを実施し、子どもの居場所づくりを行った。 ①あしやキッズスクエアをH28年度は宮川・朝日ヶ丘・浜風、H29年度は打出浜・岩園の各小学校で開設し、市内小学校全校で実施した。H30年度からトータルコーディネーター事業をスタートし、各地域の実情に応じた取り組みを進めた。	○ (全て実施)	あしやキッズスクエア、校庭開放、子ども教室の開催日数(日/年)	1,060	1,716	1,560	1,766	1,944	1,920	○
4-3-3 地域と連携して子どもたちの安全確保を図ります。	①子どもが安全に登下校できるように、芦屋市通学路交通安全プログラムに基づき、通学路合同点検を地域と共に実施し、関係機関と連携して危険箇所点検、改善を進めます。 ②南芦屋浜地区からの子どもの通学の安全確保策については、保護者や地域との協議を重ねながら有効な対策を実施します。		①H28年度は潮見中学校区の潮見小学校、浜風小学校の通学路合同点検を実施した。H29年度には精道小学校、宮川小学校、打出浜小学校の通学路合同点検を実施した。H30年度には山手中学校区の岩園小学校、山手小学校、朝日ヶ丘小学校の通学路合同点検を実施した。関係機関、学校関係者、PTA、愛護委員、自治会等と一緒に通学路の点検を行い、改善内容について報告をした。 ②南芦屋浜地区からの通学路として、保護者や地域との協議を重ね、潮風大橋を指定し、登校は潮風大橋を渡り、下校は防犯の面からあゆみ橋を渡って帰宅するルートで、安全面の確保を図った。	○ (全て実施)	通学路合同点検において確認された危険箇所(市が実施主体となる箇所のみ)の改善割合(%/年)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	○
まとめ		取組の評価		○ (全て実施)	結果の評価							○ (達成見込)

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント	展開状況	
		○ (全て実施)	△ (一部実施)
☆☆☆☆☆	<p>○4-3-1 学校園・家庭・地域が連携した子どもの学びでは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学校園の学校支援ボランティアや読書ボランティアの方々の活動の充実を図るため、連絡会に出席し、必要に応じた活動支援を行ったほか、教育活動の充実を目指して、見守り活動を始めた地域を活用した支援を受けることができるよう取組みを進めました。 ・また、子どもが健やかに育つ家庭環境の実現のため、保護者同士にて世代間交流を図り、子育てに関する悩みを共有できる機会を提供する事業を実施しました。子育て異世代交流会などへの参加者数は減少傾向にあり、事業内容を工夫していく必要があります。 <p>○4-3-2 子どもの居場所づくりの充実では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校庭開放事業または子ども教室を継続して実施し、さらにあしやキッズスクエアを小学校全校に開設し、開催日数も大幅に増加しました。場所の確保が課題であり、引き続き、地域の協力を得て子どもの居場所づくりを行っていきます。 <p>○4-3-3 地域と連携した子どもの安全確保では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内8小学校の通学路合同点検を実施し、改善内容について報告を行ったほか、南芦屋浜地区からの通学路として潮風大橋を指定し、子どもたちの安全確保を図りました。前回より肯定的意見の比率が上がり、各事業とも良好に実施できています。それぞれの取組みについて、安定・継続した実施ができるよう、今後とも地域の連携・協力を図り進めていくことが重要です。 ・また、子育て世代の関心が高い施策目標ではありますが、地域との連携・協力を進めていくために、60歳代以上の市民にも関心を持ってもらうよう進めていく必要があります。 	<p>○ (達成見込)</p> <p>☆☆☆☆☆</p> <p>全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成</p>	<p>☆☆☆☆☆</p> <p>実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成</p>
		<p>△ (良好傾向)</p> <p>☆☆☆</p> <p>全ての小項目を実施し、進捗も良好</p>	<p>☆☆</p> <p>実施していない小項目があるが、進捗は良好</p>
		<p>× (未達見込)</p> <p>☆</p> <p>全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分</p>	<p>×</p> <p>実施していない小項目があり、進捗も不十分</p>

目標	5 地域で安心して子育てができている
施策目標	5-1 世代を超えた多様なつながりが様々な家庭の子育てを支えている

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (R1.5実施)			
後期基本計画策定以降 (H28~) の社会経済環境の変化 ・法改正: H28~30年 児童福祉法, 児童虐待防止法, 母子保健法, 母子及び父子並びに寡婦福祉法等	課題別計画の策定状況 ・第3次芦屋市地域福祉計画 (H29~H33) ・第2期芦屋市教育振興基本計画 (H28~H32) ・芦屋市子ども・子育て支援事業計画及び芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画 (H27~H31) ・第4次男女共同参画推進行動計画ウィザズ・プラン (H30~H34) ・第3次芦屋市健康増進・食育推進計画 (H30~H34)	調査結果			
		肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		33.1%	30.5%	34.9%	1.5%

(4) 重点施策の取組状況		イ 取組の実施状況 (D o)		ウ 取組結果 (C h e c k)								
ア 後期基本計画の内容 (P l a n)		取組の実施状況		展開状況	指標 (単位)	指標の推移					めざす値	傾向
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組	取組の実施状況			H26	H27	H28	H29	H30	H32	
5-1-1 地域で子育てについて交流, 相談しやすい環境を整えます。	①子育て家庭が身近なところで交流しやすいように, 子育て支援拠点など親子が集うひろばの充実を目指します。 ②乳幼児の保護者が, 親子で遊びに行き, 育児について親同士が話し合える場所となるように, 幼稚園で園庭開放や未就園児交流会等を実施します。	◇地域の子どもの成長に関心をもち, 必要に応じての助け合い ◇子ども同士で遊ぶ機会の提供	①地域子育て支援拠点では, H29年度新たに山手圏域において出張ひろばを1か所開設。H30年度新たに開園する認定こども園2園において地域子育て支援拠点を開設。 ・児童センターでは, 親子で交流できる事業や地域を超えた子どもたちが集える事業を展開しており, 子育て世代中心に相談事業を実施。 ②市立幼稚園全園で, 週1回, 3歳児とその保護者が親子のふれあい遊びや, 子ども同士で遊ぶ時間がもてるよう親子広場を開催。また, 未就園児交流会や園庭開放を実施。	○ (全て実施)	子育てセンターにおける「つどいのひろば」などに参加する親子の数 (人/年)	53,313	52,565	52,816	51,849	56,402	56,313	○
5-1-2 妊娠・出産期から子育て中の家庭における切れ目のない支援を実施します。	①安心して出産, 子育てに臨めるように, 妊娠中の健康診査及び健康教育・相談等の母子保健相談支援を充実します。 ②子育て家庭が自信を持って子育てができるように, 子育てセンターなどの身近な相談の場の充実を図るとともに, 関係機関の連携による支援体制を推進します。	◇母子健康手帳を活用した妊娠中の健康管理 ◇妊娠出産や子育てに関する積極的な情報の入手 ◇妊娠出産や子育てに関する知識習得, 不安を解消するための専門的な窓口の早期利用 ◇乳幼児健康診査の受診 ◇出産や子育てについて家族での話し合い	①広報・ホームページ・母子健康手帳アプリ・リーフレット等により各種教室や健診・相談の周知を積極的に行っている。H28年度からは母子健康手帳交付時に保健師が全員面接を行い, また希望者全員に個別の食事診断を実施し個々の状態に応じた相談を行っている。 ・出産後から生後4か月までに全戸訪問を行い支援の充実を図っている。また, より早期に支援が必要な方には養育支援ネットを通じ医療機関と連携して情報共有を行っている。 ・妊娠・出産・子育てに関する知識習得, 不安を解消するため, 育児・妊産婦相談, 栄養相談を毎月実施するとともに, 個別相談も随時行っている。 ・乳幼児健康診査対象者には個別送付し, 未受診者に対しても電話連絡や訪問等で受診につなげている。 H30に, 「子育て世代包括支援センター」を開設(H30年度: 延べ 131件対応) また, 民生委員・児童委員が地域で開催している「あいあい一む」に保健師が出向き, こどもの身体計測並びに保護者の相談に対応した。(H30: 身体計測等相談件数 延べ 450件) 母子健康手帳の交付時に, 子育て応援プランの作成を支援した。(H30: プラン作成件数 618件) ②子育てセンターでは, 子どもを遊ばせながら, 職員に気軽に相談することが出来るようにしている。また電話相談についても, ホットラインを子育て世代包括支援センターと家庭児童相談室に設けています。夜間・休日については児童養護施設に委託し電話相談を受けられる体制を整えている。	○ (全て実施)	保健センターでの母子健康相談の人数 (人/年)	2,598	2,141	2,631	3,024	3,529	2,750	○
					子育てセンターでの子育て相談の人数 (人/年)	1,776	1,909	2,265	2,535	3,103	2,376	○

5-1-3 ひとり親家庭や要保護家庭の自立や支援に努めます。	①ひとり親家庭の経済的な自立を図るため、各種手当を支給するとともに就労支援を充実します。 ②家庭児童相談における要保護家庭や要保護児童について、児童虐待防止と早期発見及び適切な対応ができるように、要保護児童対策地域協議会において関係機関との連携を行い、支援の充実を図ります。 ③困難な状況の子育て家庭が適切な支援機関とつながるように、地域の関係機関と連携を図り、民生委員・児童委員活動を高めます。	◇児童虐待の相談、通告	①・児童扶養手当の支給、交通遺児就学励金金の支給、教育訓練、高等職業訓練等の事業を実施。 ・母子、父子自立支援員の設置による相談支援を実施し、ハローワークと連携し母子・父子自立支援プログラムを策定している。 ②・要保護児童対策地域協議会においては、代表者会議、実務者会議、個別ケース会議を開催し、関係機関との情報の共有、支援方針を虐待マニュアルを活用し検討した。H30年度には警察、医療機関等と児童虐待事案早期情報提供制度の運用を開始した。 ③・H28年12月の一斉改選時に、主任児童委員を増員した。年に5～6回主任児童委員連絡会を実施し、見守りが必要な案件について、学校、家庭児童相談員等の関係機関との情報共有を行っている。	○ (全て実施)	母子・父子自立支援プログラム策定事業参加者数(人/年)	14	7	2	3	1	14	×
					家庭児童相談の件数(件/年)	409	481	441	292	280	586	×
					民生委員・児童委員への相談件数(件/年)	483	468	408	334	355	700	×
まとめ			取組の評価	○ (全て実施)	結果の評価						△ (良好傾向)	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント	展開状況	○ (全て実施)	△ (一部実施)
☆☆☆	<p>○5-1-1 地域での子育ての交流、相談しやすい環境整備では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・つどいのひろばへの参加者が多く、訪問・来所・電話等様々な手段による相談事業を実施する中で、相談件数については増加傾向にあります。今後も早期に気軽に相談できる場を拡げるため更に体制を整備してまいります。 ・支援する関係機関の連携では、要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関との連携強化に努め、支援する側と支援される側を含めた子育てに関する講演、講座についても多数開催しました。毎回定員近くの申込みがあり関心が高い為、今後も継続して実施してまいります。 <p>○5-1-2 妊娠・出産期から子育て中の家庭における切れ目のない支援では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心して出産・子育てに臨めるように、母子健康手帳アプリの積極的なPRに努め、妊婦健康検査については、助成券等の健診費助成を実施するなどの環境が整備されています。また、毎月の育児相談者数も増加しており、乳幼児健診の受診率は9割以上となっています。 ・児童センターでは、就学、未就学を問わず子どもや親子を対象とした質の高い事業を実施し、利用者から高く評価されています。またH30に子育て世代包括支援センターを開設し、専門スタッフが情報提供や関係機関と連絡調整を行なうなど、妊娠期から子育て期を切れ目なくサポートしています。 <p>○5-1-3 ひとり親家庭や要保護家庭の自立支援では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的な自立のために、各種手当支給、職業訓練、ハローワークと連携した自立支援プログラム等を実施していますが、事業への参加者が減少傾向にあります。 ・また児童虐待の未然防止のため、関係機関と連携した会議や情報共有を行うとともに、さらに警察・医療機関等との早期情報提供制度の運用を開始しています。 	傾向	○ (全て実施)	△ (一部実施)
		○ (達成見込)	☆☆☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成	☆☆☆☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成
		△ (良好傾向)	☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も良好	☆☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は良好
		× (未達見込)	☆ 全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分	× 実施していない小項目があり、進捗も不十分

目標	5 地域で安心して子育てができている
施策目標	5-2 子育てと仕事の両立を可能にする環境が整っている

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (R1.5実施)			
後期基本計画策定以降 (H28~) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
<ul style="list-style-type: none"> 「待機児童解消加速化プラン」に引き続き、「子育て安心プラン」により待機児童解消対策を強化 (H29) 本市の取組である「市立幼稚園・保育所のあり方」を公表し、待機児童解消対策への取組の全体を明確化し、促進を図る。 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 「女性活躍加速のための重点方針2016」策定 「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 「女性活躍加速のための重点方針2017」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 芦屋市子ども・子育て支援事業計画(子育て未来応援プラン「あしや」)(H27~H31) 「市立幼稚園・保育所のあり方」(H29/2公表) 第3次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザース・プラン(芦屋市女性活躍推進計画を含む)(H25~H29) 芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画(H23~H29) 	肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		30.0%	31.3%	37.5%	1.2%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)								
後期5年の重点施策		市民主体による取組		展開状況	指標(単位)	指標の推移					傾向	
重点施策の名称	重点取組	取組の実施状況				H26	H27	H28	H29	H30		めざす値 H32
5-2-1 必要とするとときに適切で良質な保育サービスを提供します。	①待機児童が生じないように、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、小規模保育事業所や認定こども園等の整備を計画的に進めます。 ②病児・病後児保育を利用しやすくするために、実施施設の増設や広域的な利用などにより提供体制の確保を図ります。 ③放課後児童健全育成事業の高学年の受入れについて、提供体制を整備します。	①「市立幼稚園・保育所のあり方」を公表し、保護者や住民への説明会を44回開催、広報臨時号の発行(H29年5月1日号)を行うなど、周知に努めた。(H28.29年度) あり方の取組として ・潮見圏域における私立認定こども園2園の整備に取り組み、開園した。(H28~30年度) ・分庁舎における小規模保育事業所及びハートフル福祉公社敷地における認可保育所の事業者を決定し、分庁舎に小規模保育事業所を開所(H31年1月)するとともに、ハートフル福祉公社敷地における認可保育所の整備に取り組んだ(H30年度) ・朝日ヶ丘幼稚園敷地における私立認定こども園整備について、課題を解決の上、事業者を決定するとともに、翠ヶ丘町仮設園舎を活用した保育施設の整備に取り組んだ(H29.30年度)。 ・市立認定こども園の整備について、市職員による専門部会を開催し検討を行い、新園舎の基本設計、定員・カリキュラムの策定等具体的な作業に取り組み(H29年度)、市立精道こども園開園に向け、市立精道幼稚園と市立精道保育所で保育や行事内容等について検討等を行った(H30年度)。 ・0歳児から2歳児の待機児童で認可外保育施設利用者に対して、補助事業を実施(H30年度から実施)。 ・次期計画の策定に向け、平成30年度に「子育て支援に関するアンケート調査」を実施した。 ②芦屋病院で実施している病児保育事業(病児・病後児対応型)の当日受付を実施(H30年度~)。 ③留守家庭児童会の対象学年をH28年度に4年生まで、H31年度に6年生まで拡大した。 ③留守家庭児童会の入会基準を定めた(H28年度)。 ③留守家庭児童会の待機児童対策として、夏休みのみ精道幼稚園で学級を開設し、待機児童を受け入れた。(H29年度) ③留守家庭児童会の待機児童対策として、山手圏域の待機児童を対象に年間を通じて、朝日ヶ丘幼稚園で学級を開設した。夏休みは全市域の待機児童を対象に同幼稚園で受け入れた。(H30年度)		○ (全て実施)	待機児童数(人)	131	128	109	139	163	0	×
					病児・病後児保育実施箇所数(か所)	1	1	1	1	1	2	×
					放課後児童健全育成事業の待機児童数(人)	0	0	22	30	49	0	×

5-2-2 子育てと仕事を 両立しやすい社会 環境づくりに努 めます。	①育児休業の取得促進など働き 方を見直すきっかけをつくること ができるように、センター通信 「ウィザス」などでのワーク・ライ フ・バランスに関する周知、啓発 を充実します。 ②女性だけでなく男性の家事や 育児参加の意識を高める啓発講 座などを開催します。	◇ワーク・ライフ・ バランスの正しい 理解	①男女共同参画センター通信「ウィザス」の定期発行(年4回)及び 広報あしや等による啓発 ①働き方の見直しに向けた啓発として土日開催事業の企画・実施 ②ワーク・ライフ・バランスについて考えるための講座を開催 ②男性の家事・育児参加の向上を目的として土日開催事業等を企 画・実施	○ (全て実施)	仕事と生活の両 立ができてい る市民の割合 (%)	78.5	—	—	82.9	81.1	84.5	△
					男女共同参画セ ンターの土日開 催事業(イクメ ン講座など)の 男性の参加者数 (人/年)	51	41	19	22	78	80	○
まとめ			取組の評価		○ (全て実施)	結果の評価					× (未達見込)	

(5) 施策目標の総括

総括結果		総括コメント		展開状況			
				○ (全て実施)		△ (一部実施)	
☆	<p>○5-2-1 適切で良質な保育サービスの提供では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喫緊課題である待機児童解消および市立幼稚園の利用者の減少その他の課題も含め、市全体で課題を解決するため「市立幼稚園・保育所のあり方」を公表し、説明会等を開催し周知に努めました。「あり方」に基づき、私立認定こども園(2園)、小規模保育事業所(2園)、認可保育所等の整備を行ったほか、新たな施設整備に向けた取組を進めています。 ・次期計画策定に向けて「子育て支援に関するアンケート調査」を実施しており、今後も保護者等のニーズを的確に把握しながら、受入体制の整備を進めてまいります。 ・病児保育事業(病児・病後児対応型)について、引き続き受け入れ箇所の増設等に取り組みます。 ・放課後児童健全育成事業は、一部民間事業者の運営による事業を実施してきましたが、民間事業者の市内での運営状況を検証し、安定的で持続可能な運営のための方策を検討し、学校内の運営を基本としながら、拠点校方式も取り入れることにより待機児童ゼロを目指します。 <p>○5-2-2 子育てと仕事を両立しやすい社会環境づくりでは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークライフバランス(仕事と生活の調和)の普及啓発の取組みで、土日開催事業のイクメン(育児を積極的に取り組む男性)講座として男性の家事参加の向上に向けた「パパのPAエリアを家族で食べよう」講座を開催し、参加者数が年々増加してきました。 ・ワークライフバランスの実現には家事・育児の家庭での分担は必須であり、今回の講座の申込みが定員を上回ったことから男性の家事参加へのニーズも一定存在することが予想され、今後も引き続き啓発講座を実施する必要があると考えます。 ・また、講座参加者に啓発チラシを配布するとともに、男女共同参画フェスタや男女共同参画センター通信「ウィザス」の定期発行等により啓発を行いました。 	<p>傾向</p> <p>○ (達成見込)</p> <p>△ (良好傾向)</p> <p>× (未達見込)</p>	☆		△		
			☆☆☆☆		☆☆☆☆		
			全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成		実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成		
			☆☆☆		☆☆		
全ての小項目を実施し、進捗も良好		実施していない小項目があるが、進捗は良好					
☆		×					
全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分		実施していない小項目があり、進捗も不十分					

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
こども・健康部	健康課

目標	6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている
施策目標	6-1 市民が健康づくりに取り組んでいる

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (R1.5実施)					
後期基本計画策定以降 (H28~) の社会経済環境の変化		課題別計画の策定状況		調査結果			
国民健康保険制度の県単位化 (平成30年4月より)		<ul style="list-style-type: none"> ・第2次芦屋市健康増進・食育推進計画 (H25~29) ・第3次芦屋市健康増進・食育推進計画 (H30~34) ・第1期芦屋市国民健康保険保健事業実施計画 (データヘルス計画) (H28~29) ・第2期芦屋市特定健康診査・特定保健指導実施計画 (H25~29) ・芦屋市データヘルス計画 (第2期芦屋市国民健康保険保健事業実施計画・第3期芦屋市特定健康診査・特定保健指導実施計画) (H30~35) 		肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
				60.1%	12.8%	26.3%	0.9%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)								
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標 (単位)	指標の推移					傾向	
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組				H26	H27	H28	H29	H30		H32
6-1-1 定期的な健診の受診や予防接種を促進します。	①芦屋市国民健康保険加入者の特定健診の普及啓発と未受診者対策に努め、受診率向上を目指します。 ②がん検診の個別勧奨による未受診者勧奨に努め、受診率向上を目指します。 ③定期予防接種の個別接種勧奨に努め、接種率向上を目指します。	◇定期的な健康診査やがん検診の受診 ◇予防接種を受けること ◇健診後の積極的な自己ケア	①受診率向上のため、集団健診の受診枠を継続して確保するとともに未受診者の個別勧奨を3回行い、特定健診受診率の向上に努めた。 また、個別健診での受診率向上を図るため、実施医療機関に啓発ポスターを掲示してもらうなど医師会とも連携し特定健診の啓発を図った。 ②広報・ホームページ・リーフレット等により受診勧奨を実施。H28年度からは大腸がん検診の料金についてコンビニエンスストアや金融機関での払込を開始し、より受診しやすい環境づくりに努めている。「乳がん検診(マンモグラフィ)」を潮芦屋交流センターにおいて実施(受診者:27人) がん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン月間に合わせて、「広報あしや」において「がん検診」の周知・啓発を実施 ③「広報あしや」には年6回の掲載を行い、予防接種対象者や予防接種未接種者には個別通知を行っている。市内公立幼稚園・保育園には年2回、「予防接種のお知らせ」について保護者へ配布を依頼し、就学前健診・乳幼児健診時には個別に接種状況を確認し勧奨を行っている。	○ (全て実施)	国民健康保険特定健診の受診率 (%/年)	38.8	38.8	39.4	39.6	39.4	60.0	×
					大腸がん検診の受診率 (%/年)	30.4	31.8	13.8	13.6	13.4	50.0	×
					麻しん及び風しん定期予防接種 (2期) の接種率 (%/年)	90.4	89.2	89.6	88.3	100.4	100.0	○
6-1-2 ライフステージに応じた正しい食習慣を身につけられるよう啓発します。	①「妊娠・出産期」からはじまる各々のライフステージに応じた相談、教室等による情報提供や、学校、保育所における給食などを通じて食に関する指導の充実を図ります。		①広報・ホームページ・母子健康手帳アプリ・リーフレット等により食育教室や相談の周知を積極的に行っている。H27年度からは母子健康手帳交付時に希望者全員に個別の食事診断を実施するとともに、個々の状態に応じた食習慣のアドバイスをを行い、充実を図っている。小学校においては栄養教諭が中心となり「芦屋の給食」本の刊行を行ない、保護者向けに「料理セミナー」を開催。	○ (全て実施)	食育関係講座などの参加者数 (人/年)	699	624	682	627	539	900	×

6-1-3 こころの健康について、関係機関と連携し支援します。	①「こころの体温計」の周知を図るなど、相談窓口やストレス解消等の情報提供を進めます。 ②各関係機関との連携を深め、相談から支援まで相談窓口の連携が図れるよう、自殺予防対策を進めます。	◇十分な睡眠などによる心身の休息 ◇ストレスやこころの健康に関する正しい知識の習得 ◇自分にあったストレス解消法の習得 ◇職場や地域において悩みを相談できる仲間づくり	①母子健康手帳交付時に保健師が妊婦の全員面接を行い、医療・福祉のサポートが必要な方については、他部署並びに関係機関との連携を図り対応している。「こころの体温計」について、相談窓口一覧表を掲載したチラシを作成し、配布し周知を行っている。 ②芦屋市自殺予防対策庁内連絡会を開催し自殺に関する情報共有と庁内連携をすすめ、「対応マニュアル」を作成し、周知を図った。 ③「自殺対策計画」を含め、「芦屋市健康増進・食育推進計画」の評価・推進する仕組みづくりの準備を進めた。	○ (全て実施)	ストレスを感じたときの相談相手がいる人の割合 (%)	93.7 (H24)	—	—	91.5	—	100.0	×
まとめ		取組の評価		○ (全て実施)	結果の評価						× (未達見込)	

(5) 施策目標の総括

総括結果		総括コメント		展開状況	
				○ (全て実施)	△ (一部実施)
☆	<p>○6-1-1 定期的な健診の受診や予防接種の促進では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周知・啓発に努めるとともに検査の受付方法の工夫(大腸がん検診の郵送受付を実施)を行い受診者の増加に努めましたが、国の方針によりがん検診については、受診対象者基準が変更となったため、数値が大幅に減少し、大腸がん検診の受診率は低下しています。今後も、周知・啓発の工夫を図り、受診率向上に努めます。 ・予防接種については、「麻しん」、「風しん」の流行を背景に、麻しん及び風しん定期予防接種(2期)の接種率は向上しましたが、今後も引き続き接種率の向上に努めるとともに、感染症の予防に取り組みます。 <p>○6-1-2 正しい食習慣を身につけられる啓発では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報やHP等を活用した食育教室や相談の周知を図り、希望者への個別食事診断とアドバイスにより内容を充実させていったが、講座への参加者数は少し悪化している。引き続き、内容を充実させながら多くのかたに講座等を参加いただけるよう周知に努めます。 <p>○6-1-3 妊娠期から出産・育児期における相談や「こころの健康」等では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師・管理栄養士等専門職が相談業務を担当し、相談内容に応じて関係機関と連携・継続して支援を行うなど、丁寧できめ細やかな対応を行っています。今後も引き続き、関係機関との連携を強化し、丁寧な対応を行い、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援を推進します。 		展開状況	○ (全て実施)	△ (一部実施)
			傾向	☆☆☆☆	☆☆☆☆
			○ (達成見込)	全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成	実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成
			△ (良好傾向)	☆☆☆	☆☆
			× (未達見込)	☆	×
				全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分	実施していない小項目があり、進捗も不十分

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
芦屋病院事務局	総務課

目標	6 市民が心身の良好な状態を維持して過ごしている
施策目標	6-2 市民が適切な診療を受けられる

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (R1.5実施)			
後期基本計画策定以降 (H28~) の社会経済環境の変化 ・国民健康保険制度の県単体化(平成30年4月より)		課題別計画の策定状況		調査結果	
		肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		82.2%	8.7%	7.7%	1.4%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)								
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標(単位)	指標の推移					傾向	
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組				H26	H27	H28	H29	H30		めざす値 H32
6-2-1 市立芦屋病院と地域の医療機関が連携して、安心できる地域医療を提供します。	①市民の信頼を得て、安心できる地域医療を提供できるように、市立芦屋病院と地域の医療機関の連携を強化します。		①地域の医療機関との連携強化、紹介率及び逆紹介率の向上に向けて、ICTシステムの積極的な活用、近隣開業医を紹介する「かかりつけ医カード」の拡充、返書チェックの強化に力を入れて取り組むとともに、「病診連携ステッカー」を作成し、医療機関、介護施設等の訪問を行った。 ①「在宅医療推進協議会」に参加し、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築へ向けて取り組んだ。また、退院後に必要な介護サービスが切れ目なく受けられるよう、西宮市・芦屋市の「退院調整ルール」に参加し、ケアマネージャーとの連携強化に取り組んだ。 ①平成30年4月から外科系救急の実施日を拡大し、7月から24時間365日体制による救急診療を開始した。 ①急増する認知症疾患や神経変性疾患、成人てんかんの診療に対応するため、平成30年4月から脳神経センター(脳疾患予防外来)を開設した。 ①平成30年7月に近隣の医療従事者を対象とした緩和ケア研修会を開催した。また、地域の医療者との交流を図り、更なる緩和ケア普及、在宅医療の推進を目的に、芦屋市医師会と「芦屋緩和医療連絡協議会」を設立した。	○ (全て実施)	市立芦屋病院の病床(199床)稼働率(%)	85.0	83.8	87.0	86.1	90.9	93.1	○
					紹介率(他の医療機関から市立芦屋病院に紹介された患者の割合)(%)	37.0	40.4	41.0	41.6	40.6	50.0	×
					逆紹介率(市立芦屋病院から他の医療機関に紹介した患者の割合)(%)	64.9	63.9	55.1	76.9	79.6	70.0	○
6-2-2 救急救命活動の充実を図り、市民が適切な診療を受けられる体制を構築します。	①病院前救護の質を高めるために、救急救命士養成所への派遣促進など救急救命士の育成を進めます。 ②一刻も早い救命措置を行えるよう、気管挿管や薬剤投与など、より高度な救命処置ができる*認定救急救命士を計画的に養成します。 ③真に救急車を必要とする傷病者に迅速な対応ができるよう、市民への周知、啓発に取り組み、救急車の適正利用を促進します。 ④適切な医療機関に迅速に搬送できるよう、定期的に情報交換の場を設けるなど、地域医療機関との連携を図ります。	◇かかりつけ医を持つこと ◇正しい応急手当の習得	①救急車に救急救命士2名乗務の体制をめざして、兵庫県救急救命士養成所に職員を派遣し、救急救命士の新規養成に努めた。 ②現任の救急救命士を、近隣の三次医療機関に派遣し、気管挿管や薬剤投与などの高度な救命処置が行える認定救急救命士の資格を取得させた。 ③市民に対して、119番通報と救急車の適正利用にご協力を求めるため、警防課通信係と救急課が連携し、広報あしや、ホームページを活用した啓発活動に努めた。 ④市内二次救急病院と定期的に連絡会議を開催して、市内搬送者数の増加に努めた。	○ (全て実施)	救急救命士の救急業務活動従事者数(人)	24	23	25	26	27	29	△
					認定救急救命士の救急業務活動従事者数(人)	17	18	22	23	26	29	○
					軽症者数/救急搬送人員(%)	54.0	48.5	47.8	47.2	47.9	50.0	○
					市内救急搬送者数/搬送人員(%)	61.4	56.6	58.0	61.2	58.1	64.0	×

6-2-3 安定的持続可能な国民健康保険制度の運営に努めます。	①医療費の適正化の推進を図るため、レセプトデータを活用した個別受診勧奨を実施するとともに市民への啓発に取り組みながら、特定健診の受診率や*ジェネリック医薬品の使用率の向上を図ります。		①薬剤費削減効果の高い対象者を抽出し、後発医薬品使用促進通知を年2回送付した。保険証年次更新時に適正な受診行動を促すため医療費適正化に関する啓発チラシを同封するとともに、後発医薬品希望をより表示しやすくするため希望カードから保険証ケースに切替えを配布した。	○ (全て実施)	ジェネリック医薬品の使用率 (%)	54.5	58.2	60.9	63.9	68.8	60	○
まとめ			取組の評価	○ (全て実施)	結果の評価						△ (良好傾向)	

(5) 施策目標の総括

総括結果		総括コメント		展開状況			
				○ (全て実施)		△ (一部実施)	
☆☆☆	<p>○6-2-1 市立芦屋病院と地域の医療機関の連携した地域医療の提供では ・ICTの活用や協議会の設立などにより、地域の医療機関との連携強化に努め、市立芦屋病院の稼働率・紹介率・逆紹介率の増加へとつながった。</p> <p>・今後も、ますます高齢化が進むことを見据え、地域の医療機関との連携を一層強化していくとともに、地域で市民が安心して生活を続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築を図っていく必要があります。</p> <p>○6-2-2 救急救命活動の充実では ・救急救命活動を充実させるべく、救急救命士や認定救急救命士の養成に取り組み、救急救命士・認定救急救命士の従事者数の増加へとつながった。市内搬送数は横ばい傾向であり、引き続き市内二次救急病院との連絡会議により、増加に努めます。</p> <p>○6-2-3 安定的持続可能な国民健康保険制度の運営では ・ジェネリック医薬品の使用率については、計画策定時の数値目標は達成できているものの、全国平均、兵庫県平均より低い状況であり、国の目標値も2018年度から2020年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上とすることとしていることから、今後は国の目標値を目指していく必要があります。</p>	<p>傾向</p> <p>○ (達成見込)</p> <p>△ (良好傾向)</p> <p>× (未達見込)</p>	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆☆	
			全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成	実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成			
			全ての小項目を実施し、進捗も良好	実施していない小項目があるが、進捗は良好			
			全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分	実施していない小項目があり、進捗も不十分			

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
福祉部	地域福祉課

目標	7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちぐるみの支え合い・助け合いが
施策目標	7-1 地域における保健・医療・福祉の連携体制が確立している

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (R1.5実施)					
後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化		課題別計画の策定状況		調査結果			
「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(H28)施行 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(H30)施行 「8050」問題(80歳代の高齢者と50歳代のこどもの世帯)		第3次芦屋市地域福祉計画(H29～H33) 第7次芦屋すこやか長寿プラン21の策定(H27～H29) 第8次芦屋すこやか長寿プラン21の策定(H30～H32)		肯定的 意見	否定的 意見	わから ない	無回答
				58.0%	15.1%	25.3%	1.6%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)								
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標(単位)	指標の推移					傾向	
重点施策の名称	重点取組					H26	H27	H28	H29	H30		めざす値 H32
7-1-1 地域の住民やボランティア、自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員等と保健・医療・福祉との連携を充実させます。	①地域の福祉課題について考え、解決に向けて取り組む市民が増えるように、地域発信型ネットワーク会議参加を地域活動に参加していない市民にも広く呼びかけます。 ②保健福祉に関する相談から支援までを、窓口間が連携し支援できるように、住民、専門機関、行政が一体となった支援の仕組みをつくるなど、機関間の連携強化を図ります。 ③支援が必要な高齢者の課題解決が図られるように、*地域発信型ネットワークに位置付けられている会議などを活用し、保健・医療・福祉に関する情報や相談窓口のほか、課題解決に向けて取り組んでいる地域などの情報の周知に取り組みます。	◇自治会、民生委員・児童委員、福祉推進委員などへの協力・理解と積極的な参加 ◇地域の活動への積極的な参加など、地域発信型ネットワークにつながる場への参加	①第3次芦屋市地域福祉計画を策定(H28)し、地域福祉の推進を図った。 「地域発信型ネットワーク」の取組について、「地域力強化推進事業」の補助金を活用し、大学とともに現状分析を行った。 「地域発信型ネットワーク」において、10地区53町の「地域白書」を市民、関係機関、行政が協力して作成した。(H29) 「地域発信型ネットワーク」の小地域福祉ブロック会議開催前に地域住民を交えた協議を行い、地域の課題がより明確化され、取組を活性化することができた。(H30) 各地区高齢者生活支援センター他(5か所)に地域支え合い推進員を配置し、社会資源の把握、住民主体の活動の把握・支援を行った。(H28・H29) 広報チャンネルを活用し、地域支え合い推進員の活動、通いの場の助成事業等の周知を行った。(H30) 「地域の居場所」周知及び活動者の活動意欲向上に向け、把握した社会資源をまとめた冊子を作成し配布した。(H30) ②保健福祉センターの総合相談窓口において、「生活困窮者自立支援制度」に基づく「生活困窮者自立相談支援事業」の機能を付与したことから、対象者への対応は、庁内の関係部署並びに社会福祉協議会や高齢者生活支援センター、障がい者相談支援事業など様々な関係機関が連携を図り、包括的な支援体制の整備が進んだ。 地域の医療機関と在宅サービスの連携を図るために在宅医療・介護連携支援センターを設置し、医療と介護の連携が進んだ。(H28) ③「地域発信型ネットワーク」を活用し、住民主体の地域活動を含め、保健・医療・福祉に関する情報提供を行った。 支援が必要な高齢者が適切な相談窓口へと繋がるよう、高齢者生活支援センター等が中心となって、地域への窓口の周知を行った。 「地域発信型ネットワーク」に位置付けている附属機関等の所管課間で課題を共有し、今後の課題解決に向けた検討を行った。(H30)	○ (全て実施)	地域発信型ネットワーク会議参加者数(人/年)	657	460	473	1,126	435	838	×
					保健福祉センターの総合相談窓口の相談件数(件/年)	302	662	527	367	322	600	×
					高齢者生活支援センターの新規相談者数(人/年)	1,201	1,087	1,196	975	1,083	1,280	×

7-1-2 保健・医療・福祉に関する情報を分かりやすく提供します。	①保健・医療・福祉に関する必要な情報を手に入れられるように、地域発信型ネットワークを通じて発信します。 ②視覚や聴覚に障がいのある人が必要な情報をより多く入手できるように、点字や声の広報について、障がい者手帳交付時での直接的な案内などの周知、登録勧奨を充実させるほか、手話通訳者の派遣などを行います。 ③高齢者生活支援センターの機能を強化し、保健・医療・福祉が連携した取組により情報の共有を推進します。	◇地区集会所や介護保険施設の地域交流スペース等の身近な施設の利用	①「地域発信型ネットワーク」を活用し、市民主体の地域活動を含め、保健・医療・福祉に関する情報提供を行った。全世代を対象とした包括支援を実現するための機能を備えた、新たな福祉の拠点となる社会福祉複合施設を整備するため、事業者を公募した(H28)。整備にあたり全世代交流の場の活用や各機能のあり方について事業者と協議を進め、H30年12月に社会福祉複合施設「高浜町ライフサポートステーション」が開設された。(H29、H30) ②視覚や聴覚に障がいのある人が必要な情報をより多く入手できるように、点字や声の広報について、障がい者手帳交付時に周知、登録勧奨をした。また、視覚に障がいのある人が、より多くの情報入手できるよう、障害福祉課で音声コード作成ソフトを導入するとともに読み書き支援員養成研修を実施した。聴覚に障がいのある人については、H29年度4月に「芦屋市心がつながる手話言語条例」を施行し、手話の啓発・普及に努めるとともに、引き続き市の行事等に手話通訳者・要約筆記者を派遣。また、主に職員を対象にした「心がつながる手話教室」を開講し、職員側の啓発事業も実施した。 ③高齢者生活支援センターが主となって、対人援助の各種研修及び地域ケア会議等を開催することにより多職種(保健・医療・福祉)の連携強化を図った。 リハビリ職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)との連携の在り方を検討するため、市内医療機関、介護サービス提供事業所に対して実態把握のための調査を実施した。(H30)	○ (全て実施)	地域発信型ネットワーク会議参加者数(人/年)	657	460	473	1,126	435	838	×
					視覚に障がいのある人における点字・声の広報登録者割合(%)	15.5	17.9	13.8	13.8	17.2	20.5	×
					手話通訳者などの派遣回数(回/年)	201	247	304	243	293	234	○
					高齢者生活支援センターが主となり開催した多職種(保健・医療・福祉)が参加できる研修会、会議等の参加者数(人/年)	339	502	622	522	378	1,000	×
7-1-3 様々な制度やサービスを連携させて、生活困窮者の自立を支援するとともに、地域からの孤立を予防します。	①地域から孤立しがちな人の権利が守られ、地域で安心して暮らすことができるように、支援が必要な人を早期発見し、適切な機関につなぎます。 ②経済的に困窮し支援を必要としている人などが、地域で安心して暮らし続けることができるように、様々な方法により相談機関の周知を行います。 ③経済的に困窮し支援を必要としている人などに必要なサービスが円滑に提供されるように、機関間の連携による個別支援を行います。		①保健福祉センターの総合相談窓口において、「生活困窮者自立支援制度」に基づく「生活困窮者自立相談支援事業」の機能を付与したことから、対象者への対応は、庁内の関係部署並びに様々な関係機関が連携を図り、包括的な支援体制の整備が進んだ。 ②生活困窮世帯が抱える「滞納」の課題について、庁内の関係部署と連携を図り、窓口の周知・啓発を行った。 ③「生活困窮者自立支援制度」について、庁内の関係部署の職員及び関係機関の新任職員等に対して研修会を開催するとともに、「ケース検討会」を開催し、制度の理解を深め、支援方法について共有を図った。また、フードバンク関西等との連携により必要な支援の提供を行った。 関係課で定期的な連絡会を実施し、制度理解を深め連携の推進を図った。(H30)	○ (全て実施)	権利擁護支援センターの新規相談者数(人/年)	127	148	163	160	176	170	○
					生活困窮者自立支援相談の利用者数(人/年)	-	100	62	52	108	500	×
					生活困窮者自立支援プラン作成者の割合(%)	-	15.0	43.5	28.8	13.9	50.0	×
					生活向上による生活保護廃止件数(世帯/年)	17	13	18	17	14	20	×
まとめ		○ (全て実施)	取組の評価	結果の評価	×	(未達見込)						

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント	展開状況	
		○ (全て実施)	△ (一部実施)
☆	<p>○7-1-1 地域の住民・各主体と保健・医療・福祉との連携については ・第3次芦屋市地域福祉計画の策定を踏まえ、「地域発信型ネットワーク」において、市民、専門職、行政が協働により「地域白書」を作成し、改めてわがまちを見直し、地域の社会資源の活用、開発等に取り組み、支援が必要な市民を包括的に支える体制整備に取り組みました。さらに地域住民を交えた協議を行うことにより、地域課題の明確化と取組の活性化が進みましたが、地域発信型ネットワーク会議全体の参加者数は減少となりました。引き続き、市民、専門職、行政が協働により取組ながら多くの地域住民に参加いただけるよう取り組んでまいります。</p> <p>・在宅医療・介護連携支援センターを設置し、医療と介護の連携が進み、高齢者生活支援センターや保健福祉センターの総合相談窓口を周知するリーフレットや啓発グッズを作成しましたが、新規相談者数の増加にはつながりませんでした。引き続き啓発に努めてまいります。</p> <p>○7-1-2 保健・医療・福祉に関する情報の分かりやすい提供では ・全世代を対象とした包括的支援の実現を目指して、新たな福祉の拠点となる社会福祉総合施設「高浜町ライフサポートステーション」を開設しました。</p> <p>・視覚や聴覚に障がいのある人に向けて、障がい者手帳交付時に点字や声の広報を周知、登録勧奨するとともに、視覚に障がいのある人の情報取得がより円滑に進むよう、障害福祉課では音声コード作成ソフトの導入や読み書き支援員養成研修に取り組みました。</p> <p>・また「手話言語条例」に基づき、手話の啓発・普及に努め、点字・声の広報登録者割合や手話通訳者などの派遣回数が増加に繋がりました。市の行事等への手話通訳者・要約筆記者の派遣や市職員対象の手話教室の実施など、引き続き啓発に努めてまいります。</p> <p>○7-1-3 生活困窮者の自立支援と地域からの孤立予防では ・生活困窮者自立支援制度に基づく相談に様々な関係機関が連携して解決を図る体制作りを進めてまいりましたが、窓口利用者が横ばいとなっており、普及啓発について、工夫が必要であると共に、相談者に対する支援プランの作成においては相談支援員による積極的な働きかけが必要であると認識しています。</p>	<p>○ (達成見込)</p> <p>☆☆☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成</p>	<p>☆☆☆☆</p> <p>実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成</p>
		<p>△ (良好傾向)</p> <p>☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も良好</p>	<p>☆☆</p> <p>実施していない小項目があるが、進捗は良好</p>
		<p>× (未達見込)</p> <p>☆ 全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分</p>	<p>×</p> <p>実施していない小項目があり、進捗も不十分</p>

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
福祉部	高齢介護課

目標	7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちぐるみの支え合い・助け合いが
施策目標	7-2 高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らしている

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (R1.5実施)			
後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(H30)施行 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(H28)施行	第7次芦屋すこやか長寿プラン21の策定(H27～H29) 第8次芦屋すこやか長寿プラン21の策定(H30～H32) 第3次芦屋市地域福祉計画の策定(H29～H33)	肯定的 意見	否定的 意見	わから ない	無回答
		58.9%	16.0%	23.5%	1.5%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)								
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標(単位)	指標の推移					傾向	
重点施策の名称	重点取組					H26	H27	H28	H29	H30		H32
7-2-1 高齢者を地域ととも に支援できる体制 づくりを行います。	①まちぐるみで高齢者を支える 地域づくりのために、地域見まも りネット事業を推進し、各圏域に おける高齢者生活支援センター を強化するとともに、医療機関な どとの連携を図ります。 ②高齢者の支援について考え、 地域で支える仕組みづくりを実践 する市民を増やすため、地域発 信型ネットワーク会議や地域ケア 会議を開催します。 ③地域活動などへの参加や関心 を持つ市民を増やし、また、地域 活動に関わる市民を育てるため に、活動団体のPRや地域活動 の実践報告の場を提供します。 ④地域密着型サービス(定期巡 回・随時対応型訪問介護看護な ど)を含めた福祉施設の整備を 進めます。	◇地域ケア会議 への積極的な参 加 ◇地域密着型 サービス運営推 進会議への参加	①社会福祉協議会が市内の商店街等を回り、普及活動を行った。 また、認知症高齢者の見守り・SOSネットワーク事業を実施し、地 域見まもりネット登録事業者に協力員への登録を依頼した。 認知症による行方不明高齢者等を早期に発見するため「認知症高 齢者見守りシステム利用助成事業を開始。(H30) ②高齢者生活支援センターを周知するため、郵便局や新聞配達店 舗でのチラシの設置や出前講座、認知症サポーター養成講座、福 祉フェアなどのイベント時に周知した。また、高齢者生活支援セン ターによる出張相談会も実施した。 「地域発信型ネットワーク」では、市民、専門職、行政が協働して、 わが町を再発見する取組として、「地域白書」を作成。各町の社会 資源の発見と共有、新たな社会資源の開発等に向けて、民生委員・ 児童委員、福祉推進委員、自治会・老人会会員等で協議を行った。 「地域発信型ネットワーク」の小地域福祉ブロック会議開催前に地域 住民を交えた協議を行い、地域の課題がより明確化され、取組を活 性化することができた。(H30) ③高齢者生活支援センターによる自立支援型地域ケア会議などに 多職種が新たに連携して取り組んだ。 「地域の居場所」の周知及び活動者の活動意欲向上に向け、把握 した社会資源をまとめた冊子を作成し配布した。(H30) 地域福祉アクションプログラム推進協議会として地域交流イベン トに出展するほか、保健福祉フェアにおいて地域活動に積極的に取 り組んでいる団体に活動報告をしてもらい、表彰を行った。 ④高浜町に新たに整備された社会福祉複合施設「ライフサポートス テーション」において、地域密着型サービス(定期巡回・随時対応型 訪問介護看護及び地域密着型通所介護)の整備を行った。(H30)	○ (全て実施)	地域見まもり ネット事業の加 入事業者数(件 /年)	63	132	139	126	138	100	○
					高齢者生活支援 センターの新規 相談者数(人/ 年)	1,201	1,087	1,196	975	1,083	1,280	×
					地域ケア会議の 開催数(回/ 年)	5	18	6	12	14	25	△
					地域発信型ネッ トワーク会議を 通じた地域活動 の実践件数(件 /年)	4	6	13	20	18	10	○

7-2-2 高齢者の参加が推進され、担い手として活躍できる仕組みづくりを行います。	①認知症対応に取り組む地域が増えるように、「認知症の正しい理解」や適切な対応を普及する認知症サポーター養成講座を実施します。 ②地域における「権利擁護」の意識を高めるために、権利擁護の研修や広報による周知活動を行います。 ③支援が必要な高齢者を把握するために、地域に働きかけます。また、支援体制の整備を進めるために、介護保険事業で新たに創設される「介護予防・日常生活支援総合事業」の検討、準備を行い、実施します。	◇認知症の予防啓発や高齢者を守るための自発的な事業の実施	①認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の正しい理解の普及及び認知症サポーターの養成に努めた。認知症の支援に資する「あしや認知症ほっとナビ」を作成し配布した。(H30) 下記③の「ひとり役活動推進事業」において、認知症への対応知識を活かした活動を展開できるよう、「ひとり役ワーカー」に対し認知症サポーター養成講座を開催した。(H30) ②「介護相談員派遣事業」について、「広報あしや」、「広報チャンネル」を活用して周知・啓発を行い、「権利擁護支援者養成研修」の受講者数が増加した。 小地域単位での権利擁護セミナーを実施し、地域における権利擁護意識の醸成に努めた。(H30) 地域における権利擁護の担い手として、市民後見人の推薦を行い選任された。(H30) 「介護相談員派遣事業」をベースとした本市の独自事業として、「障がい者福祉施設等相談員派遣事業」を試行実施。(H30) ③「ひとり役活動推進事業」を開始(H29～) 20歳以上の方が、「ひとり役ワーカー」として登録、市内の高齢者施設並びに高齢者宅を訪問し、「できること・したいこと」を実現できる仕組みを構築した。 「ひとり役ワーカー」の活動を推進するため、ワーカー通信の発行、ワーカーと受け入れ事業所との交流会を実施した。(H29・30) 民生委員・児童委員等の活動を通じて高齢者をはじめとした支援を必要とする人の把握に努めた。	○ (全て実施)	認知症サポーター養成講座受講者数(人/年)	1,285	1,119	1,281	769	783	1,500	×
7-2-3 高齢者の社会参加と就労の機会を拡充し、生きがい活動を推進します。	①高齢者の経験と技術を活用できる機会を増やすための仕組みをつくるため、シルバー人材センターを支援します。 ②高齢者が社会参加できる場所を増やすために、老人福祉会館での文化、教養、レクリエーション活動を促進します。また、家にとじこもりにならないように身近なところで趣味・創作活動ができる、生きがいデイサービス事業を充実します。 ③地域の老人クラブの活性化を図るために、老人クラブ連合会と連携して地域発信型ネットワークに位置付けられている会議などにおいて、機会あるごとに老人クラブの活動を広く周知します。 ④「介護予防」の意識を持ちながら社会参加を続ける高齢者が増えるように、地域発信型ネットワークに位置付けられている会議などにおいて、機会あるごとに介護予防事業の周知、啓発を図るとともに、すでに介護予防事業に参加している高齢者の意識が向上するよう取り組みます。	◇福祉ボランティア活動への理解と参加 ◇自主的な介護予防事業の取組	①9月の高齢者月間に併せて、市役所北館展示コーナーにおいて、高齢者の就業機会の確保及び会員増強のため、シルバー人材センターの事業紹介を行った。また、シルバー人材センターに生活支援型訪問サービス従事者研修の実施を委託し、高齢者の経験と技術を活用できる機会の創出を支援した。 ②生きがいデイサービス事業について、周知啓発に努めるとともに、実施場所や回数の充実を図り、利用者数の増加につなげた。 ③老人クラブによる高齢者スポーツ大会や演芸発表会などの活動及びはびねすカード事業の実施を支援した。また、9月の高齢者月間に併せて、市役所北館展示コーナーなどにおいて、会員増強のため老人クラブの活動紹介を行った。 ④高齢者生活支援センターが中心となって介護予防に関するパンフレットの作成や配布、講演会の開催、介護予防教室開催等の介護予防事業を継続実施した。 高齢者の介護予防を目的とした「さわやか教室」を体操、口腔ケア・栄養指導、音楽リズム教室、水中ストレッチと多岐に渡る内容で実施した。また地域で活動する介護予防の自主グループの立ち上げを支援するため、トレーナー派遣事業について新たにチラシを作成し、周知を行った。 保健福祉フェアでは、保健福祉センター内の介護予防センターにおいて、自主グループで出来るような体操の紹介・体験を実施し、介護予防センター自身の自主的な介護予防への取り組みを発信する拠点としての周知も図った。(H28～H30) 9月発行のあしや広報高齢者特集号では、「さわやか教室」や「トレーナー派遣事業」、高齢者生活支援センターが開催する「さわやか教室」及び他の「介護予防教室」等についても掲載した。また、CATVにおいても、「さわやか教室」と「トレーナー派遣事業」を紹介し、参加を呼びかけた。(H28～H30) 「介護予防・通いの場づくり事業」の啓発チラシを作成し、高齢者が多く集うイベントで配架し周知に努めた。(H30)	○ (全て実施)	シルバー人材センターの会員数(人/年)	1,004	1,054	1,092	1,109	1,121	1,300	△
					老人福祉会館の利用者数(人/年)	28,859	28,554	27,100	26,086	24,681	35,000	×
					老人クラブの会員数(人/年)	3,015	2,975	3,042	3,013	2,953	3,100	×
					介護予防事業(介護予防センター)の参加者数(人/年)	26,492	27,503	28,529	26,756	28,378	29,000	○
まとめ			取組の評価	○ (全て実施)	結果の評価							△ (良好傾向)

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント	展開状況	○（全て実施）	△（一部実施）
☆☆☆	<p>○7-2-1 高齢者を地域とともに支援できる体制づくりでは ・認知症高齢者の見守り・SOSネットワーク事業の実施や認知症高齢者見守りシステム利用助成事業の開始などに取り組み、地域見まもりネット事業の加入事業者数が順調に増加するなど、地域での支援体制が進んできています。今後も地域と一体となって、高齢者を支える取り組みを進めていく必要があります。</p> <p>○7-2-2 高齢者の参加と担い手として活躍できる仕組みづくりでは ・広報あしや及び広報チャンネルで「介護相談員派遣事業」の周知・啓発を行い、「権利擁護支援者養成研修」受講者数増加に結び付きました。さらに本事業をベースとした本市の独自事業として「障がい者福祉施設等相談員派遣事業」を試行実施しました。また、「ひとり一役活動推進事業」を開始し、「できること・したいこと」を実現できる仕組みを構築しました。引き続き、認知症に関する理解がより広まり、深まるように地域に働きかけるとともに、講座を受講したサポーターの活躍の場の開発や関連施策との効果的な連携を検討していく必要があります。</p> <p>○7-2-3 高齢者の社会参加と就労機会の拡充、生きがい活動の推進では ・介護予防・日常生活支援総合事業における生活支援型訪問サービスの提供事業所として指定を受けるための支援を行うとともに、シルバー人材センターに生活支援型訪問サービス従事者研修事業を委託するなど、高齢者の経験と技術を活用できる機会の創出に向け支援を行いました。老人福祉会館の利用者数は減っているものの、介護予防事業の参加者数やシルバー人材センターの会員数は堅調な数字を示すなど、一定程度の高齢者の社会参加は図られていますが、今後ますます高齢化する社会に向けて、更なる高齢者の社会参加と生きがい活動を推進していく必要があります。</p>	傾向	○（全て実施）	△（一部実施）
		○ （達成見込）	☆☆☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成	☆☆☆☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成
		△ （良好傾向）	☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も良好	☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は良好
		× （未達見込）	☆ 全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分	× 実施していない小項目があり、進捗も不十分

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
福祉部	障害福祉課

目標	7 高齢者や障がいのある人がいきいきと安心して住み続けられる、まちぐるみの支え合い・助け合いが
施策目標	7-3 障がいのある人の権利が尊重され、持てる能力を最大限に発揮できる

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (R1.5実施)					
後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化		課題別計画の策定状況		調査結果			
・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)の一部改正 ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の施行 ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」(障害者雇用促進法)の一部改正 ・「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(成年後見制度利用促進法)の施行 ・「芦屋市心がつながる手話言語条例」の施行		・芦屋市障害者(児)福祉計画第6次中期計画(H27～H32) ・芦屋市第5期障害福祉計画・芦屋市第1期障害児福祉計画(H30～H32)		肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
				30.4%	18.3%	49.7%	1.6%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)								
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標(単位)	指標の推移					傾向	
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組				H26	H27	H28	H29	H30		H32
7-3-1 障がいへの理解を深めるため、普及、啓発活動を行います。	①障がいへの正しい理解が広がるように、障がい理解のための学習機会の増加、交流活動の場の充実を図ります。 ②支援を必要とする人が、途切れない支援を受けられるように、サポートファイルの周知、有効活用に向けた研修会等を開催し、サポートファイルの普及、啓発に努めます。	◇障がいのある人への正しい理解、見守り、声かけ ◇福祉ボランティア活動への理解と参加	①広報臨時号「障がい福祉特集号」の紙面を刷新し、見やすくするとともに、福祉マップ「おしえて！芦屋っふ」を改訂し、障がい福祉情報を発信した。障がいへの理解を深めるための啓発冊子を改訂し、各小学校に配布し、福祉学習での活用を働きかけた。学習の機会として、出前講座のメニューに「手話入門」を加えるとともに、保健福祉フェアにおいて、発達障がいのある人の感じ方の体験「きてみてさわって感じてみよう」を実施し、普及啓発を行った。 ②サポートファイルの普及啓発については、学校園長会議において、サポートファイルの紹介を行った。	○ (全て実施)	障がいのある人に対する地域の理解度(%)	22.9 (H25)	—	18.1	—	—	30.9	×
7-3-2 相談窓口体制や相談拠点の充実を図ります。	①障がいのある人が安心して相談支援を受けられるように、障がい者基幹相談支援センターをはじめとした各相談事業者の人材育成など、相談支援事業の充実を図ります。 ②障がいのある人一人一人の権利が尊重され安心して暮らすことができるように、権利擁護支援センター機能を充実し、ネットワークを構築します。 ③障害者差別解消支援地域協議会を設置し、障がいを理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決等を推進するためのネットワークを構築します。		①保健福祉センター総合相談のワンストップ機能を生かすため、関係機関と情報共有を行い適切な支援へつなげるとともに、各相談事業所の代表者で構成する「管理者会議」を開催し、人材育成・確保などの相談支援事業の充実を図った。また、保健福祉フェアにおいて、相談事業をはじめとする障がい福祉サービスの周知を図った。 ②障がいのある人一人一人の権利が守られるよう、権利擁護支援センターでは、司法職と福祉職が協働して、相談支援を行っており、また、虐待対応等については、関係機関と連携を図りながら、重層的な支援を行うとともに、個別支援を通じた、障がいのある人の支援のためのネットワークの構築に努めている。また、障がい者虐待の防止及び通報・相談窓口に関して、広報紙、ホームページ、リーフレット配布により周知している。養護者による虐待対応マニュアルを見直し、改訂版を作成するとともに、障がい者施設職員向けの「虐待防止研修」を実施した。 介護保険制度における「介護相談員派遣事業」をベースとした本市の独自事業として、「障がい者福祉施設等相談員派遣事業」を試行実施。(H30) ③「障がい者差別解消支援地域協議会」を設置し、福祉関係機関にとどまらず、司法・商工・労働関係等の地域の様々な関係機関でネットワークを構築し、障がいを理由とする差別の解消を図るための会議を開催した。また、令和元年度に「障害者差別解消に関する条例」の制定に向けて作業部会を設置した。	○ (全て実施)	「相談相手」が障がい者相談支援事業と回答した割合(%)	10.0 (H25)	—	13.4	—	—	15.0	△
					障がいのある人の権利擁護支援センターでの相談件数(件/年)	760	675	605	591	554	904	×

<p>7-3-3 障がい福祉サービスなどの提供基盤の整備を進めます。</p>	<p>①障がいのある人が必要なサービスなどを利用できるように、計画相談支援事業を実施します。 ②地域生活支援拠点等の機能を持つ福祉施設の整備を進めます。 ③障がい児が、適切な療育、訓練を早期に受けられるように、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携した療育支援体制の整備を推進します。</p>	<p>①計画相談支援事業については、障がい福祉サービスの計画的な提供を行う「サービス等利用計画」の利用率を100%とした。 ②全世代を対象とした包括支援を実現するための機能を備えた、新たな福祉の拠点となる社会福祉複合施設を整備するため、事業者を公募した(H28)。整備にあたり全世代交流の場の活用や各機能のあり方について事業者と協議を進め、H30年12月に地域生活支援拠点等の機能も持つ、社会福祉複合施設「高浜町ライフサポートステーション」が開設された(H29、H30)。 ③療育支援体制については、H30年度に高浜社会福祉複合施設に児童発達支援センターが開設し、毎月事業者と庁内外の関係者による定例会議を開催し、運営体制についての報告、助言等を行った。また、芦屋市民が利用する障害児通所支援事業所のサービスの質の向上を図る為、兵庫県と協力し集団指導を実施した。今後、福祉と教育の連携のため関係課が連携して課題・情報共有の会議を行い、市の療育体制の見直しについて引き続き協議していく。</p>	<p>○ (全て実施)</p>	<p>計画相談支援事業利用者数(人/年)</p>	<p>1,608</p>	<p>1,488</p>	<p>1,452</p>	<p>1,548</p>	<p>1,512</p>	<p>8,331</p>	<p>×</p>
<p>7-3-4 障がいのある人の就労支援を行います。</p>	<p>①障がいのある人が持てる能力を発揮して就労できるように、就労支援関係機関との連携強化など就労支援を充実します。 ②障がいのある人の市役所における短期雇用(チャレンジド雇用)を推進し、雇用の場を拡充します。 ③障がいのある人が継続して企業で雇用されるように、芦屋市障害者雇用奨励金の交付など、継続雇用の支援を行います。</p>	<p>①障がいのある人の就労については、阪神南障害者雇用・就業ネットワーク会議に参加し、就労支援関係機関との連携を強化した。 ②チャレンジド雇用については、障害福祉課で雇用し、障害福祉課以外の職場で就労できるよう雇用の場の拡充を検討した。 ③障害者雇用奨励金は新規の申請者もあった。イベント参加を促したA型作業所では販路拡大につながり、雇用の継続につながっている。</p>	<p>○ (全て実施)</p>	<p>障がいのある人の一般就労移行者数(人/年)</p>	<p>10</p>	<p>10</p>	<p>6</p>	<p>10</p>	<p>12</p>	<p>20</p>	<p>×</p>
				<p>障がいのある人の短期雇用(チャレンジド雇用)任用延月数(月/年)</p>	<p>8</p>	<p>12</p>	<p>10</p>	<p>7</p>	<p>5</p>	<p>24</p>	<p>×</p>
				<p>芦屋市障害者雇用奨励金の交付者数(人/年)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>5</p>	<p>9</p>	<p>7</p>	<p>3</p>	<p>○</p>
<p>まとめ</p>		<p>取組の評価</p>	<p>○ (全て実施)</p>	<p>結果の評価</p>						<p>× (未達見込)</p>	

(5) 施策目標の総括

<p>総括コメント</p>		<p>展開状況</p>					
<p>総括結果</p>		<p>○ (全て実施) △ (一部実施)</p>					
<p>★</p>	<p>○7-3-1 障がいへの理解を深めるための普及、啓発活動では ・広報臨時号「障がい福祉特集号」などによる啓発や出前講座を開催しました。アンケート等により障がいへの理解は深まっているもの、今後も継続して教育の場や交流活動を通じて、障がい理解への一層の普及・啓発に取り組んでまいります。 ○7-3-2 相談窓口体制や相談拠点の充実では ・基幹相談支援センターを中心に相談体制強化に努めているところです。現在、障がいの一般相談・基幹相談・計画相談を4法人に委託しておりますが、委託法人の合併及び新規法人事業所開設に伴い、役割分担を見直します。また、障がいを理由とする差別の解消に取り組むために「障がい者差別解消支援地域協議会」を開催しましたが、さらに「障害者差別解消に関する条例」の制定をはじめとして継続して取り組めます。 ○7-3-3 障がい福祉サービスなどの提供基盤の整備では ・「サービス等利用計画」利用率100%を達成しました。また、地域生活支援拠点等の機能を持つ「高浜町ライフサポートステーション」が開設され、当該施設内に療育支援を担う児童発達支援センターがあわせて整備されました。今後も、これらの施設と県や関係課が連携し、取り組めます。 ○7-3-4 障がいのある人の就労支援では ・就労支援関係機関との連携強化や、福祉サービスから一般就労への移行促進、チャレンジド雇用の拡充を進めていますが、実績は横ばいとなっています。一方、障害者雇用奨励金の利用は拡充しており、イベントに参加した作業所の販路が拡大するなど、継続雇用の下支えにつながっていると考えられます。今後も、就労支援連絡会の開催など時機を捉えた支援を行います。</p>	<p>傾向 ○ (達成見込)</p>	<p>☆☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成</p>	<p>△ (良好傾向)</p>	<p>☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も良好</p>	<p>× (未達見込)</p>	<p>☆ 全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分</p>
			<p>☆☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成</p>		<p>☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は良好</p>		<p>× 実施していない小項目があり、進捗も不十分</p>

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
市民生活部	地域経済振興課

目標	8 一人一人の意識やまちの雰囲気が暮らしの安全を支えている
施策目標	8-1 市民一人一人の暮らしの安全・安心への意識が高まっている

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (R1.5実施)			
後期基本計画策定以降 (H28~) の社会経済環境の変化	消費者教育推進計画	課題別計画の策定状況			
		調査結果			
		肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		60.4%	12.9%	25.1%	1.7%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)								
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標(単位)	指標の推移					傾向	
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組				H26	H27	H28	H29	H30		めざす値 H32
8-1-1 犯罪から身を守る方法の周知、啓発に努めます。	① 市民の防犯意識の高揚及び安全を確保するため、不審者情報、犯罪発生情報、危険箇所に関する情報を発信し、各種防犯活動の連携強化と啓発に取り組めます。 ② 犯罪被害者等の置かれた現状の理解を広めるための啓発活動や、県、関係機関、民間団体と連携して、犯罪被害者等の権利利益の保護と適切な支援に取り組めます。	◇身近な犯罪情報を知ること	①生活安全推進連絡会等を開催し、情報を周知するとともに各団体の活動や問題点を共有することで連携を図り、地域防犯活動の支援を行った。 ②公益社団法人ひょうご被害者支援センターに協力を仰ぎ、犯罪被害者についての研修を開催し、広報等での啓発を行った。兵庫県弁護士会が開催する研修に参加した。	○ (全て実施)	街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数(件/年)	445	406	392	334	290	230	○
8-1-2 消費生活に関する情報提供、相談、教育の充実を図ります。	① 振り込め詐欺やネット犯罪などの最新の事案に対応した情報提供、相談体制の充実とともに、被害の救済へつなげていくための関係機関との連携体制を充実します。 ② 様々な消費者問題について市民自らの確かな判断と行動ができるように、必要な情報や知識を十分に得られるための教材提供や情報提供を行います。 ③ 学校において、子どもたちが必要な知識や適切な判断力を身に付けるための学習を計画的に実施します。 ④ 自らを被害から守るだけでなく、未然に防ぐことができる知識を持った消費者市民として活躍する人材を育成するため、「(仮称)芦屋市消費者教育基本計画」を策定し、身近なところで知識を学ぶ機会を確保するなど、消費者教育を推進します。		①生活安全推進連絡会にオブザーバー参加、新たに養成した消費生活サポーターについて周知を行い、連携体制を充実した。西山手高齢者支援センターからの依頼により、西山郵便局に「送りつけ商法」に関する啓発ポスターを掲示した。 ②これまでのチラシ等に加え、ツイッターによる情報提供を開始した。市営住宅の大規模集約化に合わせ、引っ越しに関する消費生活トラブルの啓発を、旧居住地、高浜集会所の両方で実施した。 ③夏休み期間に子供向け金融講座を実施した。中学校の社会では、身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解させるという内容で学習を進めている。また家庭科では、自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解する学習に取り組んでいる。こどもフェスティバルでの子ども向け啓発を参加型のものに発展させた。 ④消費者の環境やライフステージに応じた体系的な消費者教育を推進するとともに、参画と協働による消費者教育の推進と相互連携による地域全体の消費者力向上を実現するため、H29年度から3か年を計画期間とする消費者教育推進計画を策定し推進している。	○ (全て実施)	消費生活フェア参加者数(人/年)	341	218	520	1,181	889	400	○
					消費生活に関する講座の参加者数(人/年)	306	327	328	499	657	359	○
まとめ		取組の評価		○ (全て実施)	結果の評価						○ (達成見込)	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント	展開状況		
		○ (全て実施)	△ (一部実施)	
☆☆☆☆	<p>○8-1-1 犯罪から身を守る方法の周知、啓発では ・防犯、消費生活に関する情報をタイムリーに届けるためのSNSによる情報発信を開始し、これまで情報が届きにくかった層にも必要な情報を提供できるようになりました。街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数は順調に減少しているものの、めざす値には到達しておらず、団体間の連携を一層図るとともに、犯罪被害者の支援については、警察や民間団体と連携し、周知や研修を行ってまいります。</p> <p>○8-1-2 消費生活に関する情報提供、相談、教育の充実では ・ツイッターでの情報提供など、多様な方法で消費生活に関する情報提供を行い、子ども向け金融講座なども実施しながら、消費者教育推進計画を進めました。セミナー等の参加者層は増加傾向になっており、徐々に市民の意識も高まっていることから、継続して取り組みます。</p>	傾向 ○ (達成見込)	☆☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成	☆☆☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成
		△ (良好傾向)	☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も良好	☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は良好
		× (未達見込)	☆ 全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分	× 実施していない小項目があり、進捗も不十分

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
都市建設部	建設総務課

目標	8 一人一人の意識やまちの雰囲気暮らしの安全を支えている
施策目標	8-2 犯罪が起きにくいまちになっている

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (R1.5実施)					
後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化		課題別計画の策定状況		調査結果			
刑法犯認知件数が戦後以来最少となった 防犯カメラやドライブレコーダーの需要が高まっている。 「再犯の防止等の推進に関する法律」施行(H28) 地域の中の連携が求められている				肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
				67.8%	13.3%	17.8%	1.2%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)								
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標(単位)	指標の推移					傾向	
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組				H26	H27	H28	H29	H30		めざす値 H32
8-2-1 見守り活動や情報提供の充実に より、犯罪が起き にくい環境を整え ます。	① 街頭犯罪・侵入犯罪認知件 数の更なる減少を目指し、まちづ くり防犯グループなどへの若い世 代の参加などの活性化を図り、 見守り、見回り活動が充実できる よう支援します。 ② 警察などの関係機関とも情 報を共有し、市民への情報発信 を充実させるほか、市で行える対 策を講じます。 ③ 照度調査などを行い、街灯の 新設、補修等照度の向上を図る とともに、LED灯への更新により 球切れによる消灯を減少させま す。	◇地域を自分た ちで守っていく活 動への参加 ◇通りを暗くしな いための集合住 宅の外灯や戸建 住宅の門灯など の点灯活動	①青少年育成愛護委員の巡視活動では年々拡大の傾向にあり、活動に伴う広報活動(愛護班通信/毎月発行や1年を振り返ってのまとめの冊子「愛のみまもり」など)を実施している。 まちづくり防犯グループ連絡協議会を開催し、活動や問題点を有することで、地域防犯活動の支援を行った(3回/年)。生活安全推進連絡会及び分科会を開催し、生活安全に関わる団体の連携と活動の活性化を支援した。 ケーブルテレビ(あしやトライアングル)で子どもの見守りを行っている様々な団体を紹介した。 ②有害環境の浄化活動として白ポストの取り組みや青少年への相談・指導を行い、青色回転灯付パトロール車による下校時の子ども見守り巡視を行っている。 地域の方々の意見を聞きながら、通学路を中心に防犯カメラ120台を設置した。 社会を明るくする運動の一環として、毎年、ルナ・ホールにて関係団体による市民の集いを開催し、犯罪防止や犯罪を犯した人の立ち直りを助ける啓発を行っている。そのほか、地域で犯罪のないまちづくりを協議する場として、社明学習会(ビデオ鑑賞や講演)や公開ケース研究会を開催した。 ③H28年度に水銀灯を334灯、ナトリウム灯を11灯、メタルハライド灯を1灯のLED化を実施。H29年度に水銀灯202灯、ナトリウム灯を73灯、メタルハライド灯を13灯のLED化を実施。H30年度に水銀灯279灯、ナトリウム灯を95灯、メタルハライド灯を16灯のLED化を実施。	△ (一部実施)	街頭犯罪・侵入 犯罪の認知件数 (件/年)	445	406	392	334	290	230	○
					市が管理する街 灯のLED化率 (%)	7.7	17.4	30.9	38.1	49.7	41.8	○
まとめ		取組の評価		△ (一部実施)	結果の評価						○ (達成見込)	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント	展開状況	○ (全て実施)	△ (一部実施)
☆☆☆☆	○8-2-1 犯罪が起きにくい環境の整備では ・青少年育成愛護委員やまちづくり防犯グループによる地域の子どもたちの見守り、安全安心に関する団体の連絡協議会開催などにより犯罪の起きにくい環境づくりを推進しています。市においては青色回転灯付パトロール車による子どもの下校時見守りや防犯カメラの設置などに取り組み、街頭犯罪、侵入犯罪の認知件数は減少していますが、目指す値には到達していません。今後、地域活動グループの高齢化による後継者不足が問題となる中で、さらにいろいろな団体との連携を行い、活動の活性化につなげていくことが必要です。	展開状況	○ (全て実施)	△ (一部実施)
		傾向	☆☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成	☆☆☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成
		○ (達成見込)	☆☆☆	☆☆☆
		△ (良好傾向)	☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も良好	☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は良好
		× (未達見込)	☆ 全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分	× 実施していない小項目があり、進捗も不十分

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
都市建設部	防災安全課

目標	9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている
施策目標	9-1 家庭や地域、行政の防災力が向上している

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (R1.5実施)			
後期基本計画策定以降 (H28~) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
・熊本地震の発生。	・芦屋市地域防災計画・水防計画(毎年更新) ・芦屋市強靱化計画(H29~H33)	肯定的 意見	否定的 意見	わから ない	無回答
		55.8%	18.7%	24.0%	1.5%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)								
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標(単位)	指標の推移					傾向	
重点施策の名称	重点取組					H26	H27	H28	H29	H30		めざす値 H32
9-1-1 災害時に地域の 人たちが主体と なって防災活動 が行える基盤作 りを進めます。	① 市民の防災意識を高めるため、集中豪雨や土砂災害等の災害に備え、集会所単位などでの説明会を行うなど、効果的な周知、啓発活動に取り組みます。 ② 災害時に地域住民間で協力し合える体制を構築するため、津波浸水被害や土砂災害の恐れがある地区から優先して地区防災計画の策定を支援します。 ③ 災害時に要援護者が安全に避難することができるように、要援護者の「個別避難支援計画」を策定します。 ④ 個別避難支援計画に基づく地域住民が主体となった避難訓練の実施や、日頃からの地域での見守りを進める等、共助の地域づくりを支援します。 ⑤ 災害時に情報入手手段を持たない災害時要援護者などへの情報伝達手段の追加導入を検討します。	◇災害時に近くで 気が付いた危険 情報を行政へ連 絡 ◇防災訓練など 地域における防 災活動への積極 的な参加	①市民の防災意識の向上を図るため、出前講座や防災講習会などを実施。 自助、共助を推進するため、市内全戸に防災ガイドブックを配布。(H29年度) 自治会等を対象に地区防災マップ作成の取組を推進。 ②地域における住民主体の防災・減災の取り組みを促進するため、各自治会等に地区防災計画の説明会を実施。また、地域の特性に応じた計画を策定するため、地区防災マップづくりの支援を実施。 ③要配慮者支援の重要性を周知するため、自治会等に対して災害時要配慮者名簿の説明会を実施。名簿受領団体は30団体となった。 「緊急・災害時要援護者台帳」の登録や更新を進めるため、福祉部と防災安全課が連携し、未登録者に案内文書を送付した。 H29年度に災害時に迅速な避難支援等や、日頃からの地域での見守りを進めるため、関係課と連携し、緊急・災害時要援護者台帳システムを導入したことにより、登録者の情報をデジタル管理することができるようになった。 ④地域での自主防災訓練において要配慮者支援の取組を推進。 「広報あしや」障がい特集号で要援護者台帳についての啓発及び登録者への情報更新について案内した。 西日本豪雨被害や大阪北部地震発生時に、要配慮者名簿が活用状況について民生委員や自治会にアンケートを実施した。アンケート結果を参考に、より現実的な支援の方法について関係課と協議し、個別避難支援計画について研究することとなった。 地域密着型介護老人福祉施設(アラベラの家)において、福祉避難所としての訓練を行った。(H29) ⑤防災情報入手手段として、緊急告知ラジオやJ:COMの防災受信端末による防災行政無線の放送を開始。(H28) 防災情報入手手段として、SNS(フェイスブック、ツイッター)を導入。(H28)	○ (全て実施)	自主防災会など による訓練参加 者(人/年)	1,116	2,753	2,961	3,920	3,226	3,000	○
					土砂災害警戒区域及び津波浸水想定区域での地区防災計画の策定割合(%)	0.0	0.0	0.0	5.0	5.0	100.0	×
					個別避難支援計画策定数(件)	1,380	2,186	2,289	2,136	2,254	3,300	△
					避難訓練に参加した要援護者数(人/年)	-	0	0	6	0	660	×

9-1-2 火災や交通事故などの日常的な災害に迅速に対応できる体制を充実させます。	① 通報場所や内容を早期に確定させるため、日々進化する通信機器に対応した119番受信体制を確立します。 ② 消防車などの適正利用のため、119番通報の正しい理解に向けて、分かりやすい広報物を作成し、啓発に取り組みます。 ③ 中高層建築物の事前活動計画を策定するため、はしご車架梯状況調査を行うとともに、はしご車が着着できる対象物を増やす手法を検討します。 ④ 地域防災力の強化のため、消防団員を効果的に募集し、入団促進を行います。	◇住宅用火災警報器の設置 ◇的確な119番通報 ◇消防団への入団	①固定電話からの119番通報の位置を通知(指令台に表示)する「新発信地表示システム」と携帯・IP電話からの119番通報の位置を通知(指令台に表示)する「位置情報通知システム」を統合した「統合型発信地表示システム」の利用に関する契約を更新するとともに、出場指令を制御する装置(指令制御装置)を新たに設け、通報場所や内容を早期に確定させる体制を継続させている。聴覚・言語等に障がいのある方から緊急通報を受信するために、Net119システムを導入する。(R1.10運用開始予定) ②広報紙、CATV、市民課窓口番号案内システム及び芦屋市ホームページにおいて、限られたスペース・放映時間の中でイラストを活用し「119番通報と救急車の適正利用について」発信を行っている。さらに、市内を走行している阪急バス車内アナウンスでも、救急車の適正利用について周知を行った。(平成30年度終了) ③4階建て以上の中高層建築物が完成後、はしご車架梯状況調査を行うとともに一定以上の開発では計画段階から、はしご車が対象物に架梯するための活動空地の確保を指導している。 ④広報あしや、各種イベント開催時の募集コーナー、SNS(Twitter)を利用し募集を開始。また、商店街等人の集まる各所において募集広報活動を実施する。実績として、H30年3月31日の消防団員数106名で、平成30年度12名入団(うち2名はSNSから申込み)7名退団であった。H31年3月31日の消防団員数は111名で計5名の増加となった。	○ (全て実施)	119番通報受信から出場までの時間(平均時間)	2分32秒	2分27秒	2分21秒	1分43秒	1分52秒	2分29秒	○
9-1-3 想定される様々な大規模災害に対応できる防災・減災体制を充実させます。	① 市民の生命、身体及び財産並びに市域を災害から保護するため、新たな知見に基づきながら「地域防災計画」を更新し、災害発生時に備えた訓練を実施します。 ② 災害発生時に民間事業者などの専門的なノウハウ、物資、資機材の提供等の支援が円滑に行えるようにするため、災害時における応援協定を指定管理者や福祉施設(福祉避難所)と締結します。また、物資集配センターの施設などを見直します。 ③ 災害発生時に円滑に被災者支援ができる体制とするため、職員及び市民を対象とした防災リーダーを育成します。 ④ 避難所の防災機能を強化するために、長期にわたり避難生活が行えるよう、学校園などに、マンホールの上に簡易なトイレ設備が設置できる対策と断水時における生活用水対策を行います。 ⑤ 災害時協力井戸制度を創設することにより、井戸の所有者又は管理者に協力を求めます。 ⑥ 市職員間で災害対応の経験・教訓の継承をはじめ、知見等の共有に取り組みます。		①国や県の防災計画との整合を図り、地域防災計画の改定を実施(H28～) H29年度に土砂災害、H28年度及びH30年度に津波災害を想定した芦屋市防災総合訓練を実施。 ②災害発生時に一般避難所での生活が困難な要配慮者に対して、安心して生活できる環境を提供するため、H28年度に高齢者福祉施設、H30年度に県立芦屋特別支援学校と福祉避難所の協定を締結。 ③地域防災力の向上を図るため、防災士育成事業補助金の交付により、4名(市民)が防災士資格を取得。(H30) H30年度に市民及び職員を対象にした防災士養成講座を開講し、34人が防災士の資格を取得。 ④井戸設置については、井戸設置可能箇所の確認のため、水質及び地下水位の現地調査、近隣公共施設の状況調査を実施。R1年度において、断水時の生活用水対策等のため、岩園小学校に井戸を設置予定。また、拠点避難所の防災機能強化に向け、学校園の大規模改修時にあわせた整備について協議し、H29年度に岩園小学校、H30年度に浜風小学校にマンホールトイレを整備。R2年度に山手中学校にマンホールトイレを整備予定。 ⑤災害時協力井戸の制度を制定し、井戸の所有者及び管理者に対して防災ガイドブックや広報紙にて周知を図り、H30年度において3件の登録があった。 ⑥災害対応力向上のため、H28年度において発災時を想定した統括部(参加人数20名)の図上訓練を実施。	○ (全て実施)	民間事業者との災害時における応援協定締結数(件)	20	22	26	34	45	38	○
					防災リーダー養成講座受講者数(人/年)	4	3	2	0	3	4	×
					マンホールトイレ及び井戸を設置した学校の割合(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	54.5	×
					災害時協力井戸の登録件数(件)	0	0	0	0	3	6	△
					防災士資格を取得した職員割合(%)	10.0	20.0	18.9	18.1	20.4	25.0	△
まとめ			取組の評価	○ (全て実施)	結果の評価							△ (良好傾向)

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント	展開状況		
		○ (全て実施)	△ (一部実施)	
☆☆☆	<p>○9-1-1 地域の人たちの主体的な防災活動のための基盤づくりでは ・災害時の自助・共助を推進するため、啓発活動を行うとともに、地域への支援を実施しましたが、地区防災計画の策定数や要配慮者の防災訓練への参加率が伸び悩み、目指す値には届いていません。改めて災害時には公助ではなく、自助・共助が中心となることを情報発信し、地域による主体的な防災活動を支援します。</p> <p>○9-1-2 火災な交通事故など日常的な災害への体制では ・聴覚・言語等の障がい者からの緊急通報受信システムの導入など、119番受信体制の充実に取り組み、また、各種広報活動を通じて緊急性のない119番受信件数の削減を進めました。さらに地域防災力強化のため消防団員の入団促進に努めました。指標も堅調に推移しており、日常生活における災害に対応する体制づくりと情報発信を進めます。</p> <p>○9-1-3 大規模災害に対応できる防災・減災体制の充実では ・高齢者福祉施設との協定締結により、災害時における要配慮者の避難施設を確保しました。一方で、マンホールトイレ及び井戸が兼ね備えられた学校はありません。災害時協力井戸の登録周知を進め、避難所の防災機能強化については、施設の改修工事等と調整のうえ、効果的な手法を計画的に実施する必要があります。</p>	○ (達成見込)	☆☆☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成	☆☆☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成
		△ (良好傾向)	☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も良好	☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は良好
		× (未達見込)	☆ 全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分	× 実施していない小項目があり、進捗も不十分

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
都市建設部（都市計画・開発事業担当）	建築指導課

目標	9 まちの防災力が向上し、災害時に的確に行動できるよう備えている
施策目標	9-2 災害に強い安全なまちづくりが進んでいる

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化 後期基本計画策定以降（H28～）の社会経済環境の変化	(2) 関連計画の策定状況 課題別計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査（R1.5実施） 調査結果			
なし	<ul style="list-style-type: none"> ・芦屋市耐震改修促進計画(H20～H37) ・芦屋市強靱化計画(H28) ・下水道長寿命化計画(芦屋処理区(H25～H29), 旧奥山処理区(H26～H30)) ・下水道ストックマネジメント計画(改築実施計画(H30～H34)) ・芦屋市水道ビジョン(H30～H41) 	肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		45.0%	26.3%	27.3%	1.5%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)												
後期5年の重点施策		市民主体による取組		取組の実施状況		展開状況		指標(単位)		指標の推移					めざす値	傾向
重点施策の名称	重点取組															
										H26	H27	H28	H29	H30	H32	
9-2-1 民間建築物の防災・減災機能の向上を促進します。	① 旧耐震基準の一戸建て住宅の耐震改修、建替えその他の耐震化を推進するため、案内文書などの送付及びセミナー等の実施など周知、啓発に取り組みます。 ② 旧耐震基準のマンションの耐震改修を更に推進するため、管理組合などに対する意向調査や耐震化に関する情報発信を行います。	◇建築物の耐震診断や耐震改修		① 広報あしや、ホームページ、あしや防災ガイドブック及び窓口相談により耐震診断等の周知・啓発を行った。 危険ブロック塀等撤去支援事業を創設(H30～) ② マンション耐震化セミナーの実施、マンション耐震化ニュースの発行による情報発信、旧耐震マンションの管理組合に対する意向調査を行った。		○ (全て実施)		住宅の耐震化率 (%)		93.3 (H25)	-	-	-	-	96.0	
9-2-2 公共建築物の防災・減災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。	① 小規模な施設も含めた旧耐震基準の公共建築物の耐震改修又は建替え等とともに、非構造部材も含めた耐震改修を行います。			① 旧耐震基準で建築されていた旧分庁舎と宮塚町住宅1号棟の解体(H29)及び旧宮塚町住宅2号棟と朝日ヶ丘公園水泳プール管理棟の耐震改修(H30)を実施。ルナ・ホール(H28, 29)と図書館(H30)の天井材等の耐震化を実施。		○ (全て実施)		公共建築物の耐震化率(50㎡未満及び居室の無い建築物を除く。)(%)		90.0	95.4	95.3	96.2	97.1	100.0	○
9-2-3 ライフラインなどの防災・減災機能の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。	① 災害などによる下水道施設の被害の軽減を図るため、新たに耐震診断を行い、施設の老朽化の状況も踏まえ、計画的に耐震化を行います。 ② 災害などによる水道施設の被害の軽減を図るため、緊急施設に通ずる水道施設や、基幹水道施設を優先して耐震化を進めるとともに、配水池の耐震化を計画的に行います。また、緊急相互連絡管の増設などによる、バックアップ機能等の充実を図ります。	◇フェニックス共済への加入		① 下水道長寿命化計画に基づく老朽下水道管の改築・更新に合わせ耐震化を実施した。 ② 管路更新については、全て耐震管で行い、管路総延長251.35kmに対し、耐震化延長99.96kmの水道管耐震化を行っている。H28年度より配水池の耐震化に着手した。災害時を想定した近隣市との緊急連絡管や耐震性貯水槽の保守点検並びに操作訓練を実施した。また、緊急時に早期復旧を行うため緊急補修材料及び人的応援に関する協定を民間企業と締結した。		○ (全て実施)		下水道管耐震化率(耐震化延長/管路総延長)(%)		21.8	22.1	22.4	22.6	22.8	23.2	○
								水道管耐震化率(耐震化延長/管路総延長)(%)		37.2	37.6	38.8	39.8	40.4	45.7	△
まとめ				取組の評価		○ (全て実施)		結果の評価							○ (達成見込)	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント	展開状況		
		○ (全て実施)	△ (一部実施)	
☆☆☆☆☆	<p>○9-2-1 民間建築物の防災・減災機能の向上促進では</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅の耐震化を促進するため、耐震診断や耐震改修等の周知・啓発を継続するとともに、危険ブロック塀等撤去支援事業を実施しました。今後は、引き続き芦屋市耐震改修促進事業等による補助制度を活用することで1戸でも多くの住宅について耐震化を促進します。 また、マンションについては、マンション耐震化セミナーの実施など情報発信を行いました。市内の住宅総数に対するマンションの割合が半数を超えている状況であることから、マンション管理組合等に対して改修等に関する有効な情報提供を行うことでより一層耐震化を促進する必要があると考えます。 <p>○9-2-2 公共建築物の防災・減災機能の向上では</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の耐震改修を順次行っており、耐震化率は順調に向上しています。今後も、効率的な改修を行い、耐震化率100%を目指します。 <p>○9-2-3 ライフラインなどの防災・減災機能の向上では</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道施設に関しては、H29年度までは不明水の多い地域に限定した下水道長寿命化計画に基づく改築・更新に合わせ耐震化を実施してきましたが、H30年度以降は、芦屋市全域を対象としたリスク評価の上、優先順位付けを行い策定した下水道ストックマネジメント計画に基づき順次改築・更新及び耐震化の必要があると考えます。 水道施設に関しては、順次管路の耐震化の整備を継続しているところですが、芦屋市水道ビジョンにおける水道施設整備計画に基づき順次、水道施設の改築・更新及び耐震化を行っていく必要があると考えます。 	○ (達成見込)	☆☆☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成	☆☆☆☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成
		△ (良好傾向)	☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も良好	☆☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は良好
		× (未達見込)	☆ 全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分	× 実施していない小項目があり、進捗も不十分

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
都市建設部	公園緑地課

目標	10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している
施策目標	10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (R1.5実施)			
後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
都市公園法の改正	・芦屋市緑の基本計画(H17～H32) ・第3次芦屋市環境計画(H27～H36)	肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		81.6%	7.3%	10.0%	1.1%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)								
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標(単位)	指標の推移					傾向	
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組				H26	H27	H28	H29	H30		めざす値 H32
10-1-1 まちなかを花と緑で彩り、市民とともに緑を守り育てます。	① オープンガーデンの参加者や、緑化などの活動団体を増やす取組を進め、市民による市内を花と緑でいっぱいにする活動を促進します。 ② 街路樹、公園、緑地等、公共空間の花と緑を守り育てるために、市民との協働を図りながら適切に維持管理を行うとともに、市街地における公園、緑道、街路樹等により緑が連続的につながるような公園配置を検討します。 ③ 市街地における面的な緑化の推進と既存緑地の保全のため、緑の保全地区における規制内容の周知と徹底、景観重要樹木や保護樹の指定を検討します。	◇オープンガーデンへの参加 ◇花と緑のコンクールへの応募 ◇地域での花壇活動への参加	①オープンガーデンにおいて、H28年度から「オープンガーデン実行委員会」を設け参加市民と共に開催する意識付けを行っている。H29年度には、例年5月のみであったオープンガーデンを4月にも開催出来るよう調整し、H30年度からは4月と5月の2回開催を実施。参加者も年々増加している。(H28年度121件、H29年度127件、H30年度133件)。 ②芦屋市住民緑化団体育成事業に係る助成制度について、H28年度から助成金を全体枠を3,400千円から3,900千円に拡充した。しかしながら、緑化活動団体メンバーの高齢化などにより参加団体は横ばいとなっている。現在は参加団体増に向け促進中である。 ③緑の保全と緑化の推進のため、緑の保全地区に係る届出書の受付処理を行った。(H28年度 29件、H29年度 37件、H30年度 22件) また、風致地区における許可申請の審査を行った。(H28年度106件、H29年度 85件、H30年度 92件)	△ (一部実施)	オープンガーデン参加者数(人/年)	81	107	121	127	133	125	○
					花壇活動参加団体数(団体/年)	75	74	73	75	72	99	×
					市街地(奥池地区除く)緑被率(%)	22.0 (H17)	25.7	-	-	-	28.0	△
10-1-2 芦屋の自然環境の保全に向けた取組を推進します。	① 生きものの生息環境に関する情報を把握し、市民へ向けた情報や自然を学び触れ合う機会の提供の充実を図るなど、自然環境を守る意識の向上への啓発を推進するとともに、その保全、維持に努めます。	◇保護樹、保護樹林指定への協力	①福祉フェアにおいて、アカミガメ等の展示を行い、外来生物対策の啓発を行った。(H28年度) 第3次芦屋市環境計画に基づく本市内に生息する生物の実態調査のためいもり池及びいもり池周辺の調査を実施した。(H29年度) 市内で活動する環境団体による活動発表や芦屋市の環境の移り変わりについての講演会を行うことにより市民の自然環境への関心を深めることを目的として、「第1回環境団体報告会」を開催した。(H29年度)	○ (全て実施)	自然や生き物と親しむ機会を作っている人の割合(%)	60.0	-	-	64.4	67.2	70.0	○
まとめ		取組の評価		△ (一部実施)	結果の評価					△ (良好傾向)		

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント	展開状況		
		○ (全て実施)	△ (一部実施)	
☆☆	<p>○10-1-1 まちなかを花と緑で彩り市民とともに緑を守り育てる取組では ・行政だけでなく広く市民に参加や意識向上に向けた取組が必要と考え、広報やフェアなどを通じて情報発信や啓発などに努めました。また、芦屋市商工会などを通じて積極的に情報発信を行ったこともあり、オープンガーデンの参加箇所数は増加傾向で、アンケートでも高い評価を得ています。一方、住民緑化団体などは高齢化傾向もあり横ばい状態となっており、後継者の確保や新たな担い手の発掘が課題となっています。</p> <p>○10-1-2 自然環境の保全へ向けた取組では ・各種計画を実施し、自然や生き物と親しむ機会を作っている人の割合も堅調に推移していますが、近年は少子高齢化が進み、花と緑や自然環境を大事にする市民団体など参加者の高齢化や市民ニーズの多様化などにより、後継者問題など参加者の課題もある中で、より効果的な情報発信やPR方法など課題整理を進めていくことが重要と考えております。</p>	傾向 ○ (達成見込)	☆☆☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成	☆☆☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成
		△ (良好傾向)	☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も良好	☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は良好
		× (未達見込)	☆ 全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分	× 実施していない小項目があり、進捗も不十分

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
都市建設部（都市計画・開発事業担当）	都市計画課

目標	10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している
施策目標	10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (R1.5実施)			
後期基本計画策定以降 (H28~) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
昨今の自然災害により電柱倒壊が多数起こり、避難や救助活動に支障が生じていることから、無電柱化による防災機能の強化が必要であるとの認識が高まっている。このような気運を受け、H28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」が制定され、無電柱化を求める気運は年々高まっている。	・芦屋市景観形成基本計画(H8) ・芦屋市景観計画(H26) ・芦屋市都市計画マスタープラン(H24~H32) ・芦屋市無電柱化推進計画(H30)	肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		78.6%	11.8%	8.2%	1.3%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)								
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標(単位)	指標の推移					傾向	
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組				H26	H27	H28	H29	H30		めざす値 H32
10-2-1 芦屋らしい美しい景観をまもる・つくる・そだてるため、景観誘導施策を更に進めま	① 南芦屋浜地区において良好な景観の形成を進めるため、景観地区の指定を含む取組を検討します。 ② 芦屋らしい広告景観を形成するため、独自条例の周知、徹底や市民参画による運用を推進します。 ③ 美しい景観形成と道路の防災性能向上のため、「第7次電線類地中化計画」に基づき、芦屋川両岸などの無電柱化の整備を行うとともに、景観計画及び防災面を考慮した無電柱化整備計画を検討します。 ④ 住みやすく良好な住環境の保全又は形成を市民参画により進めるため、地区計画及びまちづくり協定の周知や策定支援に取り組み、地域の特性に応じた規制やルールづくりによる環境整備を推進します。	◇景観地区についての理解と協力 ◇住宅などの生垣や石積みの保全 ◇住宅などの道路との敷き際の花木の植栽 ◇まちづくり協定の策定	②H28年7月から芦屋市屋外広告物条例を施行し、広告主等への条例の周知を行うとともに、基準に適合させる改修又は撤去に係る費用について補助金の交付を行った。(H28年度(H28年7月以降)6件 補助額 1,535,000円、H29年度 37件 補助額 13,346,000円、H30年度 91件 補助額 33,967,000円) また、改修・撤去を促進するため、H29年10月1日から補助制度を拡充(限度額の引上げ)した。 ③さくら参道及び芦屋川両岸の電線共同溝整備に向けた詳細設計業務委託を実施。(H28)さくら参道の一部(北側約250m)において、電線共同溝整備工事に着手。 無電柱化推進計画策定に向けて、芦屋市無電柱化推進計画策定委員会を設立し、2回の委員会を開催。(H29)さくら参道の残区間(南側約320m)において、電線共同溝整備工事を実施。 芦屋市無電柱化推進条例の制定、芦屋市無電柱化推進計画の策定及び公表。(H30) ④まちづくり協定の策定に取組んだ活動団体に対し、活動助成等の支援及び認定に係る手続等を行った。(H29年度 西山町まちづくり協定) 地区計画策定地域において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴う、建築物等に関する情報提供を行うとともに、地域の意向に基づき地区計画の変更手続を進めた。(大原町, 月若町)	△ (一部実施)	地域におけるまちなみなどの景観の美しさに関して「かなり良い」又は「やや良い」と回答した市民の割合(%)	84.7	-	-	84.5	83.0	90.0	×
					芦屋市屋外広告物条例(H28.7施行予定)の規制内容に適合する屋外広告物の割合(%)	62.4 (見込数)	-	-	69.0	74.8	82.5	△
					無電柱化率(%)	12.4	12.4	12.4	12.4	14.0	14.1	○
					まちづくり協定の数(地区)	3	5	5	6	6	6	○
まとめ		取組の評価		△ (一部実施)	結果の評価						△ (良好傾向)	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント	展開状況		
		○ (全て実施)	△ (一部実施)	
☆☆	②H28年7月に芦屋市屋外広告物条例を施行するとともに、芦屋市無電柱化推進条例の制定、芦屋市無電柱化推進計画の策定及び公表などにより無電柱化を進め、美しい景観形成に向け取り組んでいます。また、まちづくり協定の数も増加し、市民アンケートでも建物の景観への調和については、高い評価を得ています。一方、無電柱化事業では、経費が多額になることや関係者との調整が必要であることから芦屋川での実施には至っておらず、今後の整備に向けて検討を進めているところです。	○ (達成見込)	☆☆☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成	☆☆☆☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成
		△ (良好傾向)	☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も良好	☆☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は良好
		× (未達見込)	☆ 全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分	× 実施していない小項目があり、進捗も不十分

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
市民生活部	環境課

目標	11	環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている
施策目標	11-1	環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (R1.5実施)					
後期基本計画策定以降 (H28~) の社会経済環境の変化		課題別計画の策定状況		調査結果			
<ul style="list-style-type: none"> ・H28年6月15日 芦屋市環境マネジメントシステムの改定 ・H28年10月に、芦屋市電力の調達に係る環境配慮指針の策定 ・H28年11月に、政府は地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」を批准 ・H29年11月ドイツのボンで「COP23」が開催され、2020年以降の温室効果ガス削減目標を世界規模で達成するためのルール作りなどを焦点に議論された。 		<ul style="list-style-type: none"> ・第3次芦屋市環境計画(H27~H36) ・第4次芦屋市環境保全率先実行計画(H28~H32) ・芦屋市一般廃棄物処理基本計画(H29~H38) 		肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
				70.5%	12.9%	15.3%	1.4%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)								
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標(単位)	指標の推移					めざす値	傾向
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組				H26	H27	H28	H29	H30		
11-1-1 市民、事業者による環境負荷の低減へ向けた取組を促進します。	<p>① 市民と行政が一体となった取組が推進できるように、環境問題やエネルギーに関する情報を把握し、情報提供や学習機会を充実します。</p> <p>② 市民、事業者が協働して取り組めるように、環境に配慮した設備導入への補助制度の見直しや、環境づくり推進会議と協力しながら情報交換できる機会の提供に取り組めます。</p> <p>③ ごみの減量化、再資源化事業を促進するために、持ち込みごみ予約制や持ち去り防止パトロールの実施の効果を検証し、適正な料金体系や新たな再資源化の促進策などを検討します。</p> <p>④ 事業系ごみの適正処理を推進するため、持ち込みごみ予約により事業系ごみが持ち込まれる状況を把握し、不適正排出を行う事業所に注意喚起などを行います。</p> <p>⑤ 事業系ごみの減量化を推進するため、簡易包装などに取り組む店舗などを「スリム・リサイクル宣言の店」に指定する事業を、今後一層推進していきます。</p>	<p>◇省エネ意識をもった生活</p> <p>◇環境負荷の少ない設備の設置</p> <p>◇環境負荷の少ない製品の購入、利用</p> <p>◇建物の新築・増改築時における雨水浸透施設の設置</p> <p>◇ごみの分別排出の徹底</p> <p>◇生ごみの水切り</p> <p>◇食材や日用品の最後まで使い切り</p>	<p>①地球温暖化防止啓発を目的とした、市内小学校等での打ち水大作戦の実施や、あしや秋まつりでの啓発ブースの出店(H28,H29)を行った。また、啓発イベントとして「エコクッキング」を実施した。(H29, H30)</p> <p>大気環境の保全や節電の大切さの啓発を目的とした、星空観察会の実施(夏と冬 年2回)</p> <p>「地球温暖化」に関する講義・実験を行い、温暖化に対する意識を高め、知識をつけてもらうために、「子ども体験学習会&太陽観察会」を実施した。(H29)</p> <p>市内の小学生を対象に「子ども環境作文コンクール」を実施した。(H29, H30)</p> <p>毎年開催しているポスター展の啓発をかねて、中学生を対象としたイラストレーション教室を開催し、環境問題を考える機会を創出した。(H30.8)</p> <p>②低公害車の普及を目的とした、市内の事業者を対象に低公害車普及促進助成制度の実施</p> <p>家庭における新エネルギー活用の促進を図り、もって低炭素社会の実現に寄与することを目的とし、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム設置に係る経費の一部を補助する、芦屋市エコ・エネルギーシステム設置費補助制度の実施</p> <p>市内で活動する環境団体の発表の場や団体同士の交流の場を提供すること、市民の自然環境への関心を深めることを目的とし、「第1回環境団体報告会」を開催した。(H30.2)</p> <p>「第2回環境活動報告会」の開催とあわせて、「環境フェスタ」と題して、自然素材を使った工作をするワークショップや化石の展示、「芦屋の環境」に関する講演を実施した。(H31.2)</p> <p>③持ち込みごみ予約制及び持ち去り防止パトロールは効果を挙げているため、継続して取り組んでいる。また、再資源化の促進策などを平成29年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画(ごみ処理基本計画)の中で検討した。(H28,H29)</p> <p>④従来の広報に加え、新たに「事業系ごみハンドブック」を作成し、市内の事業所に配布して啓発を強化した。(H29, H30)</p> <p>⑤市内の事業所に個別の案内を行ったことで、「スリム・リサイクル宣言の店」が大幅に増加した。(H28実施。H28年10月末時点で44店舗から80店舗に増加)</p>	<p>日頃の暮らしの中で省エネやエコバック、ごみの分別等環境に配慮した行動を実践している市民の割合(%)</p>	53.5	-	-	52.3	50.2	60.0	×	
				○ (全て実施)	市民から出される燃やすごみの量(kg/人・年)	家庭系 210.8 事業系 100.5 計 311.3	家庭系 207.7 事業系 96.1 計 303.8	家庭系 203.0 事業系 97.7 計 300.7	家庭系 199.8 事業系 100.0 計 299.8	家庭系 201.9 事業系 97.4 計 299.3	家庭系 187.6 事業系 89.5 計 277.1	△
					再資源化物のリサイクル率(%)	16.9	17.1	16.6	16.4	16.3	19.6	×

11-1-2 行政の事業に係る環境負荷を低減します。	①「環境マネジメントシステム(EMS)」及び「環境保全率先実行計画」等に基づき、全庁的な温室効果ガス削減への取組を推進します。 ② 公共施設の保全計画と省エネ診断との連動により、公共施設における効率的、効果的な省エネ機器の導入や再生可能エネルギーの利用を図ります。	①H28年度から第4次芦屋市環境保全率先実行計画を策定。目標を温室効果ガス排出量削減とエネルギー使用量の削減の2項目にしぼり、温室効果ガス排出量削減に重点的に取組む。 温室効果ガスの削減目標を達成するため、H28年6月に環境マネジメントシステムを全面的に見直しし、第4次率先実行計画の進捗管理を行うツールとして定義し、また、市の施設において環境に配慮した電力調達などの取組を推進している。 新人研修でEMSを周知するため研修を実施した。(H30) ②H29年度に国の「地方公共団体カーボンマネジメント強化事業」の補助を活用し、6施設を対象に大規模省エネ診断を実施、インバータ機器等の導入を推奨した。(H29) H29年度に実施した省エネ診断結果を、対象施設の担当課に説明する説明会を実施した。(H30) 本庁舎の節電のため、地下駐車場のファンが停止できる条件を、二酸化炭素濃度や湿度を様々な条件下で測定することで設定した。(H30)	○ (全て実施)	行政の事業における温室効果ガス排出量(t-CO2/年)	19,806	19,281	18,404	18,606	17,006	18,816	○
まとめ		取組の評価	○ (全て実施)	結果の評価						× (未達見込)	

(5) 施策目標の総括

総括結果		総括コメント		展開状況		
				傾向	○ (全て実施)	△ (一部実施)
☆	<p>○11-1-1 市民、事業者による環境負荷低減へ向けた取組の促進では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供や学習機会を充実するため、啓発イベントを多数実施し、また、各種助成制度を実施しました。ごみに関しては、新たに「事業系ごみハンドブック」の作成を行って市内の事業所に配布したことや、ごみの減量化に関する案内を個別に行ったことにより、事業系ごみの適正処理や減量化について啓発を強化し、「スリム・リサイクル宣言の店」を大幅に増加させることができました。しかしながら、リサイクル率が低下するなど、目指す値には届いていないため、各市民団体や事業者とも連携し、情報提供の充実を図るなど、環境負荷低減に向けた更なる取組が求められます。 <p>○11-1-2 行政事業に係る環境負荷の低減では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4次芦屋市環境保全率先実行計画の策定ならびに環境マネジメントシステムの全面見直しを行い、環境負荷の低減に取り組んでいるところ。また、大規模省エネ診断を実施し、施設・機器の整備、運用へ反映を行っています。さらに、地球温暖化防止のために温室効果ガス排出が少ない社会構造の実現を目指す必要があることから、市民・事業者と一体となった取組を展開する必要があります。 	<p>○ (達成見込)</p>	<p>☆☆☆☆</p> <p>全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成</p>	☆☆☆☆	☆☆☆☆	
				△ (良好傾向)	☆☆☆	☆☆
				× (未達見込)	☆	×
					☆	×

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
市民生活部	環境課

目標	11	環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている
施策目標	11-2	清潔なまちづくりが進んでいる

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (R1.5実施)					
後期基本計画策定以降 (H28~) の社会経済環境の変化		課題別計画の策定状況		調査結果			
<ul style="list-style-type: none"> 公共の場での禁煙・分煙が一層進んでいる。 健康増進法の一部改正 (H30年7月改正, R2年4月全面施行) 兵庫県「受動喫煙の防止等に関する条例」(R1年3月改正, R2年4月全面施行) 		<ul style="list-style-type: none"> 芦屋市市民マナー条例推進計画 (H26~H30) 第2次芦屋市市民マナー条例推進計画 (H31~H35) 		肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
				84.9%	7.8%	6.1%	1.2%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)								
後期5年の重点施策		市民主体による取組		展開状況	指標 (単位)	指標の推移					傾向	
重点施策の名称	重点取組	取組の実施状況				H26	H27	H28	H29	H30		めざす値 H32
11-2-1 市民と行政が一体となった清潔で安全・快適なまちづくりへの取組を推進します。	① 市民マナー条例推進連絡会や美化推進員と協力しながら、地域の情報交換や合同の街頭キャンペーン、パトロール等、協働による活動を推進します。 ② 市外からの来訪者にも市民マナー条例を守ってもらえるように、交通事業者などの関係機関との連携や官学協働等、様々な手段により、市の内外に向けた市民マナー条例の周知、啓発活動を強化します。 ③ 良好な生活環境の確保へ向けて地域が主体となった取組が行えるように、美化活動への支援やごみ出しルールについての啓発などを推進します。	◇地域のマナーは地域で守るとの視点に立った行動や周囲への啓発	① 芦屋市市民マナー条例推進計画の進捗状況を把握するため、中間検証を実施し (H28)、計画改定に向けて、市民・美化推進員へアンケート調査を実施した。(H29) また、美化推進員とさくら祭りやサマーカーニバルで啓発キャンペーンを協働で行った。(H28~H30) 第1次計画の取組み状況等を踏まえ、第2次芦屋市市民マナー条例推進計画を策定した。(H30) ② 複数市町共同研究事業を活用し、阪神6市 (尼崎・芦屋・伊丹・宝塚・川西・三田市) で、先進市視察を実施した。(H28) また、市外からの来訪者等への周知・啓発のため、合同で街頭キャンペーンを実施した。(H29) さらに、「健康増進法」・「受動喫煙の防止等に関する条例」の改正内容について勉強会を実施した。(H30) ② 英語版広報紙「アシヤニューズレター」の発行をはじめ、外国人向けのチラシを作成し周知・啓発を実施した。(H29, H30) ② 官学協働による啓発まんがやうちわの製作・配布を実施し、広報紙でも特集を掲載した。また、「犬のお散歩マナー向上モデルロード」を指定し、オリジナル路面タイル・看板の設置とお披露目イベントの開催を行った。(H28~H30) なお、お披露目イベントや市民マナー条例について、マスメディア (新聞・雑誌) に取り上げられ、大変効果的な周知に繋がった。(H30) ② 市内バスでのアナウンス放送や電照広告を利用した周知・啓発業務、指導員の巡回・啓発区域の見直しを行った。(H28~H30) ②③ 感染症媒介蚊対策やクリーン作戦における清掃場所の見直しと市民マナー条例の同時啓発を実施した。(H28~H30) また、外来種であるヒアリについて、環境衛生協会主催による講習会を実施した。(H30) ③ ごみ出しルールの徹底やカラス被害減少への取組みとして、広報紙による発信、ホームページのQ&Aの改善や広報番組の制作のほか、個々の家庭ごみステーション毎の啓発パネルの掲示や加工用テンプレートの提供に加えて、収集作業時の簡易清掃に努め、市民や自治会等による家庭ごみステーションの美化活動への支援を実施した。	○ (全て実施)	市民マナー条例の内容まで知っている市民の割合 (%)	72.0	-	-	66.9	65.9	80.0	×
				○ (全て実施)	地域の清掃など普段から清潔なまちを守る行動を行っている市民の割合 (%)	63.3	-	-	66.7	66.0	70.0	△
まとめ		取組の評価		○ (全て実施)	結果の評価						×	
											(未達見込)	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント	展開状況		
		○ (全て実施)	△ (一部実施)	
☆	<p>○11-2-1 市民と行政が一体となった清潔で安全・快適なまちづくりへの取組では ・市民マナー条例の周知・啓発に関して、官学協働により、工夫をこらした様々な啓発と広報活動を実施し、さらに、外国人向けの刊行物を作成した他、市外からの来訪者へ向けて、阪神間で合同取組を行う等、新たな情報発信の試みを実施しています。しかしながら、市外からの来訪者による駅周辺での喫煙については、依然として違反割合が高く、今後はより広範囲で、多くの人に条例を理解していただく必要があると考えます。また、飼い犬のふんの放置等に関する苦情等もまだまだ件数が多いため、メディアに取り上げてもらえる様な、趣向を凝らした手法を用いた啓発を行っていく必要があります。これらの課題や第1次計画の取組状況を踏まえ、第2次芦屋市市民マナー条例推進計画を策定し、取組を進めています。今後は、違反行為自体をし難い環境を作るため、地域と一体となった取り組みや、子どもの頃からのマナー教育を推進し、市民・事業者・関係機関との連携強化を図りながら、経費削減のために、業務の再検討と常に手法の見直しを行ってまいります。</p>	○ (達成見込)	☆☆☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成	☆☆☆☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成
		△ (良好傾向)	☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も良好	☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は良好
		× (未達見込)	☆ 全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分	× 実施していない小項目があり、進捗も不十分

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部 都市建設部	施策取りまとめ課 建設総務課
------------------	-------------------

目標	12	交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている
施策目標	12-1	交通ルールやマナーに関する意識が高まっている

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (R1.5実施)					
後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化		課題別計画の策定状況		調査結果			
・交通事故件数および死傷者数は減少傾向から横ばいに変化し、高齢者人口の増加に伴い、交通事故全体に占める高齢者の割合が増加している。 ・自転車を取り巻く状況の変化から、自転車と歩行者の交通事故の割合は増加傾向にあり、自転車側が加害者になると高額な賠償となる事例が発生している。		・第10次芦屋市交通安全計画(H28～H32)		肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
				50.8%	31.8%	16.1%	1.3%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)								
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標(単位)	指標の推移					傾向	
重点施策の名称	重点取組					H26	H27	H28	H29	H30		H32
12-1-1 交通に関するルールとマナーの周知、啓発に努めます。	① 子どもや高齢者の交通事故を減少させるために、街頭啓発、交通安全教室、地域の集会の場等を活用し、周知、啓発を更に強化します。 ② 子どもに対する交通安全教室の内容を見直し、地域の特徴にあわせて改善するとともに、自転車の正しい乗り方について発達に応じた啓発活動を推進します。 ③ 自転車に関わる交通事故を減らすために、自転車利用者への交通ルール、周知と安全教育の推進を進めます。 ④ 自転車事故の際の危機管理として、賠償責任保険の加入促進などの普及、啓発に取り組み、自転車の安全利用の定着を図ります。	◇道路を利用する全ての人々が交通ルールを守り、気持ちよく利用できるようなお互いに配慮した思いやり ◇お互いに交通ルールやマナー違反についての注意呼びかけ ◇自動車や自転車などに乗る人は常に歩行者を優先 ◇自転車事故に関する賠償責任保険の加入		○ (全て実施)	市内交通事故による高齢者の死傷者数(人/年)	55	63	72	76	81	49	×
					市内交通事故による子どもの死傷者数(人/年)	30	20	30	25	16	18	○
					市内の自転車に関わる事故件数	87	87	103	114	101	65	×
					自転車利用者賠償責任保険加入者割合(%)	29.3(H25)	—	67.0	76.1	76.3	100.0	△
まとめ				○ (全て実施)	結果の評価						×	
											(未達見込)	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント	展開状況	○ (全て実施)	△ (一部実施)
☆	○12-1-1 交通に関するルール、マナーの周知、啓発では警察等の関係機関と連携しながら、交通安全の啓発を進めましたが、交通事故に関して悪化している指標もあります。今後、高齢者人口が増加する中で、事故全体における高齢者の事故の割合はさらに増加することが予想されるため、警察等の関係機関と連携し、啓発を続けていくことが必要です。加えて、自転車の高機能化、自転車道の整備など、自転車を取り巻く環境が変化していく中で、自転車利用のルールについても安全教育の実施が必要です。また、交通ルールについては子どもから発達段階に応じて繰り返し教育していくことが求められています。地域の特徴もとらえ、イベント等も利用し、交通安全思想の周知に取り組んでいきます。	傾向	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆
		○ (達成見込)	全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成	実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成
		△ (良好傾向)	全ての小項目を実施し、進捗も良好	実施していない小項目があるが、進捗は良好
		× (未達見込)	全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分	実施していない小項目があり、進捗も不十分

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
都市建設部	道路課

目標	12	交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている
施策目標	12-2	公共施設などのバリアフリー化が進んでいる

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (R1.5実施)					
後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化		課題別計画の策定状況		調査結果			
地方分権の進展により都市・地域の特性を活かしたまちづくりが重要視されており、まちなみ景観に与える影響が大きい公共サインの重要性は年々高まっている。		芦屋市公共サイン計画(H28) 芦屋市交通バリアフリー基本構想(H19～) 芦屋市総合交通戦略(H30～40)		肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
				54.9%	20.3%	23.5%	1.3%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)								
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標(単位)	指標の推移					傾向	
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組				H26	H27	H28	H29	H30		めざす値 H32
12-2-1 道路や公園などの公共空間や様々な人が利用する建物のバリアフリー化を進めます。	① 安全かつスムーズに目的地に行くことができるよう、景観に配慮した分かりやすく統一的なサイン計画に見直します。 ② 長寿命化改修に併せて、公園施設のバリアフリー化を進めます。 ③ 公共建築物の建替えや大規模改修時には、関係団体などからのアドバイスを参考にしながら、利用者の視点を考慮した施設整備を行います。また、バリアフリー化に係る整備マニュアルも作成し、建替えなどの計画に活用します。 ④ 円滑に市街地を移動できるよう、現地調査などを行いながら新たなバリアフリー基本構想(重点整備地区)を検討します。	◇点字ブロックなどのバリアフリー設備の使用を妨げないよう、物などを置かないこと	①歩道切下げ部のバリアフリー化工事をH28に44箇所、H29に22箇所、H30に25箇所実施した。 ②H28に芦屋市公共サイン計画を策定し、H29に阪神芦屋駅周辺、H30にJR芦屋駅周辺に案内誘導サインを設置した。 ③公園施設(園路及びトイレ)のバリアフリー化を4公園6施設において行った。(H28～H30) ④山手中学校(H28)、新分庁舎(H29)、精道中学校、精道こども園及び(仮称)西蔵認定こども園(H30)の新築計画時に、福祉関係団体の意見聴取及び福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度を活用し利用者目線の助言を聴取した。(各2回) ④既存施設のバリアフリー化(多目的トイレの設置・段差解消等)については、H28は5施設、H29は2施設、H30は2施設実施した。バリアフリー化に関する基準を定め、工事を実施した。 ⑤安全・安心で快適に移動できるまちづくりを進めるため「芦屋市総合交通戦略」をH30年3月に策定し、歩道のバリアフリー化について、重点施策として掲げた。	○ (全て実施)	歩道切下げ部のバリアフリー化率(%)	34.5	35.9	38.1	39.1	40.2	46.7	△
					公園施設のバリアフリー化率(施設誘導園路、多目的トイレ等の施設整備状況)(%)	16.9	18.8	20.7	22.6	26.4	56.6	×
					公共建築物のバリアフリー化率(多目的トイレの整備状況)(%)	75.0	76.3	80.3	81.7	83.3	79.0	○
まとめ		取組の評価		○ (全て実施)	結果の評価						△ (良好傾向)	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント	展開状況	○ (全て実施)	△ (一部実施)
☆☆☆	○12-2-1 公共空間や様々な人が利用する建物のバリアフリー化では、公共施設や道路等においてバリアフリー化工事を実施するとともに、回遊性向上と優良な都市景観づくりのため芦屋市公共サイン計画を策定し、阪神芦屋駅周辺、JR芦屋駅周辺に案内誘導サインを設置しました。また、公共建物の改修・建築に際して、福祉団体からも意見聴取するなど、利用者の視点を考慮するよう努めました。未だバリアフリー化できていない箇所が存在することから、今後も公共空間のバリアフリー工事や芦屋市公共サイン計画に基づくサイン整備を進めます。	傾向	☆☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成	☆☆☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成
		○ (達成見込)	☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も良好	☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は良好
		△ (良好傾向)	☆☆ 全ての小項目を実施しているが、進捗も不十分	☆☆ 実施していない小項目があり、進捗も不十分
		×	☆ 全ての小項目を実施しているが、進捗も不十分	× 実施していない小項目があり、進捗も不十分
		× (未達見込)		

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
都市建設部	道路課

目標	1 2	交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている
施策目標	1 2-3	市内を安全かつ快適に移動できる

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (R1.5実施)					
後期基本計画策定以降 (H28~) の社会経済環境の変化		課題別計画の策定状況		調査結果			
H28年7月「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」の改定により、「自転車歩行者道」の原則不採用が示され、自転車の車道走行の方針がより強固なものとなった。		芦屋市道路橋長寿命化修繕計画(H27~36) 芦屋市自転車ネットワーク計画(H30) 芦屋市都市計画マスタープラン(H24~H32) 芦屋市総合交通戦略(H30~H40)		肯定的 意見	否定的 意見	わから ない	無回答
				64.1%	24.3%	10.4%	1.2%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)								
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標(単位)	指標の推移					めざす値 H32	傾向
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組				H26	H27	H28	H29	H30		
12-3-1 道路や交通安全施設の整備、維持管理を適切に行います。	① 橋りょうを安全に通行できるように、老朽化した橋りょうを定期的に点検し、修繕、架け替え等を行います。 ② 道路を安全に通行できるように、芦屋川沿いの防護柵の改修の実施など歩行者の安全対策を行います。 ③ 道路を安全に通行できるように、歩行者、自転車、自動車の共存が図れるよう様々な工夫を図ります。	◇駐車場や駐輪場の利用	①開森橋の架け替え工事を実施。(H28) 礪塚橋、打出浜歩道橋、朝日ヶ丘第5橋、月若橋、公光橋の修繕工事を実施。道路橋72橋、横断歩道橋9橋の定期点検を実施。(H29) 芦屋浜線歩道橋の架け替え工事に着手。跨線橋4橋の定期点検を実施。(H30) ②芦屋川転落防止柵改修検討業務を実施。(H28) 奥池南町外において、防護柵の改修1,202mを実施。(H28) 親王塚町外において、防護柵の改修397mを実施。(H29) 陽光町外において、防護柵の改修108mを実施(H30) ③自転車等放置禁止区域において、違法駐輪自転車の移送を年間72回実施。(H28.H29) 自転車ネットワーク計画の策定開始(H29) 自転車ネットワーク計画の策定及び公表(H30) ③第10次芦屋市交通安全計画に基づき警察などの関係機関と連携し、交通安全教室・啓発を実施した。 ③駐輪場の大規模改修計画に基づき、既存ラックを改修し、利便性の向上を図った。 ③阪神打出駅周辺の自転車需要に対応するため阪神打出駅南自転車駐車場を新たに整備した。	○ (全て実施)	防護柵の改修率(%)	75.3	79.0	82.0	82.6	82.8	89.7	△
12-3-2 JR芦屋駅周辺の交通結節機能を高める取組を進めます。	① 安全かつ快適に移動でき利便性が向上するように、JR芦屋駅南側の駅前広場及び周辺道路を整備します。 ② JR芦屋駅南側において分散化された既存の駐輪場を集約、整備します。 ③ バスを利用しやすくなるように、JR芦屋駅の南北バス停の再配置に伴う路線再編に向けて関係機関と協議します。		①、③安全・安心で快適に移動できるまちづくりを進めるため「芦屋市総合交通戦略」をH30年3月に策定し、JR芦屋駅周辺の施設整備及びバス路線の再編・利便性の向上について、重点施策として掲げた。 ①②③駅前広場及び道路等の公共施設と合わせて、良好な住宅・商業・公益機能を備えた施設を一体的に整備するため、「第二種市街地再開発事業」の都市計画、事業計画を決定した。(H29.3 都市計画決定、H30.5 事業計画決定) ②市街地再開発事業の進捗に併せて、分散している駐輪場の集約化を行い、利便性の向上を図るため、駅前広場の地下空間の活用について施設計画を検討中 ③市街地再開発事業の進捗に併せて、バス路線の再編に向けて関係機関と協議中 ①バスの実地走行による交通広場形状の確認を行った。(H30.12) ①JR芦屋駅の利便性向上を図るため、エスカレーター及びエレベーターの設置等について、JR西日本と「JR芦屋駅改良工事等の施行に関する協定書」を締結した。(H30.6)	○ (全て実施)	道路上での人身事故の件数(件/年)	347	308	317	351	319	203	×
まとめ		取組の評価		○ (全て実施)	結果の評価						×	
											(未達見込)	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント	展開状況		
		傾向	○（全て実施）	△（一部実施）
☆	<p>○12-3-1 道路や交通安全施設の整備、維持管理では ・橋梁、芦屋川転落防護柵等の整備・維持管理を行いました。また、阪神打出駅南自転車駐車場整備や違法駐輪自転車の移送などにより、道路を通行する歩行者・自転車にとっても、安全、便利かつ快適に移動できる環境の向上に努めました。一方、平成28年7月改定の「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」により、自転車の車道走行の方針が強固になるなど、道路の通行環境に関する見直しも必要になっていることから、「芦屋市総合交通戦略」ならびに「芦屋市自転車ネットワーク計画」を策定しました。今後は、これを踏まえ、市内を安全かつ快適に移動できる環境整備を図っていく必要があります。</p> <p>○12-3-2 JR芦屋駅周辺の交通結節機能の向上では ・「芦屋市総合交通戦略」を策定し、JR芦屋駅周辺の施設整備及びバス路線の再編・利便性向上について重点施策として掲げるとともに、駅周辺地区の「第二種市街地再開発事業」の都市計画・事業計画決定を行いました。これを踏まえ、駐輪場の集約化、駅前広場地下空間の活用、バス路線の再編等に向けた取組に着手しています。</p>	○ (達成見込)	☆☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成	☆☆☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成
		△ (良好傾向)	☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も良好	☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は良好
		× (未達見込)	☆ 全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分	× 実施していない小項目があり、進捗も不十分

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
都市建設部（都市計画・開発事業担当）	住宅課

目標	13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている
施策目標	13-1 良質な住まいづくりが進んでいる

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (R1.5実施)			
後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化 ・住生活基本計画の改定 ・兵庫県住生活基本計画の改定 ・芦屋市屋外広告物条例の施行 ・全国的に住宅ストックの有効活用の考え方が普及した	課題別計画の策定状況 ・芦屋市緑の基本計画(H17～H32) ・芦屋市景観形成基本計画(H8) ・芦屋市景観計画(H26) ・芦屋市耐震改修促進計画(H20～H27) ・芦屋市住宅マスタープラン(H30～H39) ・芦屋市市営住宅等ストック総合活用計画(H22～H41)	調査結果			
		肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		64.6%	11.7%	22.4%	1.2%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)									
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標(単位)	指標の推移					めざす値 H32	傾向	
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組				H26	H27	H28	H29	H30			
13-1-1 質の高い魅力ある 住まいづくりを 促進します。	① 良好な住環境の維持、誘導のため、新築住宅の整備にあたって、「景観計画」又は「住みよいまちづくり条例」等の適切な運用を図ります。 ② 長期にわたって使用可能な質の高い新築住宅を供給するため、長期優良住宅の認定取得の普及を図ります。	◇良好な住環境の形成への理解と協力	①まちづくり協定が策定された地域において、建築等を行おうとする事業主又は、建築主に対し、まちづくり活動団体との協議などを要請することにより、良好な住環境の形成等、地域ニーズへの対応を図った。また、住みよいまちづくり条例に基づく開発や建築に関する審査・指導を行っている。 ②窓口でのリーフレット配布やHPによる周知を図り、長期優良住宅の認定取得を推進している。	○ (全て実施)									
13-1-2 良質な住宅ストック 形成への対策 を進めます。	① 住宅に関する課題解決が図られるように、市内マンション管理組合のネットワーク会議も活用しながら、マンションの長期修繕計画の策定などをはじめとした住宅相談を拡充します。 ② マンションの共用部や、高齢者や障がい者世帯の居住住宅の改善が進むよう、バリアフリー改造助成の周知、啓発に取り組めます。 ③ 良質な住宅維持を促進するため、中古住宅流通に携わる関係団体との調整を行うなど、中古住宅のリフォーム改修の促進を図ります。 ④ 空き家(戸建、集合)の現状を把握し、課題などを整理するための取組として、分譲マンションの利用状況調査を実施し、今後の取組を検討します。	◇マンション管理組合の理解と協力	①ネットワーク会議において、委員の合議体を作り、市内マンション管理組合の委員でもあるメンバー主体によるテーマの選定、ネットワークの拡大のための手法を検討した。また、会議では、ネットワーク会議実行委員によるマンション管理に係る実体験や具体例を参考として議論しあうことにより、課題の共有への呼びかけを行い、参加者を増加させる取り組みを行った。 ②マンション共用部については引き続き補助を実施し、バリアフリーの改善への取り組みを行った。また、市のホームページにおいてその周知、啓発を行った。 ③中古住宅の流通を促進するため、宅建業協会と協力し、空き家相談窓口の実施を行った。 ④空き家に関して、市民からの通報により、管理が必要な空き家の現状を把握し、情報収集を行った。空き家活用支援事業をH30年8月から開始し、申請を促すため、広報やホームページに情報を掲載し、周知、啓発を行った。	○ (全て実施)	「芦屋市マンションネットワーク会議」への登録件数割合(%)	4.4	5.4	5.4	5.4	6.9	7.6	○	
					分譲共同住宅共用部分及び戸建住宅のバリアフリー化助成件数(件/年)	419	421	432	443	451	430	○	

13-1-3 市営住宅の大規模集約事業を円滑に実施します。	① 市営住宅大規模集約事業において、良好なコミュニティの形成に配慮した住宅を建設し、新規住宅へのスムーズな転居を図ります。	◇市営住宅の建替などについての入居者の理解と協力	①H30年10月から移転を開始し、12月末に全員の移転が完了した。11月24日に「まちびらき」を潮見高齢者生活支援センター、老人クラブ連合会、社会福祉協議会、地域福祉アクションプログラム推進協議会、赤十字奉仕団、消防団、高浜分署等とともに実施した。入居者自身による炊き出し、災害時の対応方法の説明などを行い、良好なコミュニティの形成が促されるようイベントを実施した。大規模集約対象住宅の管理人と連携し、高浜町1番住宅自治会を立ち上げるため、定期的に会合を持ち、課題点の整理をおこなった。	○ (全て実施)									
まとめ			取組の評価	○ (全て実施)	結果の評価							○ (達成見込)	

(5) 施策目標の総括

総括結果		総括コメント		展開状況		
				傾向	○ (全て実施)	△ (一部実施)
☆☆☆☆	<p>○13-1-1 質の高い魅力ある住まいづくりの促進では ・市民アンケートでも良質な住まいづくりの満足度は高く、住宅都市である本市にとって重要な施策であるため、引き続き良質な住宅供給を促進します。</p> <p>○13-1-2 良質な住宅ストック形成への対策では ・管理が必要な空き家の現状情報の収集などに新たに取り組みました。今後は新築される住宅等への規制と同時に、既存の住宅ストックに関しても良質な状態で維持・再生されていく必要があります。住宅相談の充実や中古住宅の流通促進などに取り組んでいく必要があります。また、マンションについては、市内マンション管理組合ネットワーク会議の参加者拡大やマンション管理体験情報の共有化等の取組を行ったが、特に高経年マンションについては、改修や建替えを検討していく管理組合等との関わりを深めていくことで、良質な住宅ストックを維持するために最善の方向へ誘導していく必要があると考えます。</p> <p>○市営住宅大規模集約事業の円滑な実施では ・高浜町1番住宅への集約事業はH30年12月末には住民の移転が完了しました。「まちびらき」を通じてイベントの実施や自治会立ち上げに向けた取組を行っており、良好なコミュニティ形成促進を目指します。</p>	<p>○ (全て実施)</p>	<p>△ (一部実施)</p>	○ (達成見込)	☆☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成	☆☆☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成
				△ (良好傾向)	☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も良好	☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は良好
				× (未達見込)	☆ 全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分	× 実施していない小項目があり、進捗も不十分

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
都市建設部（都市計画・開発事業担当）	建築課

目標	13	充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている
施策目標	13-2	住宅都市としての機能が充実している

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (R1.5実施)			
後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
<ul style="list-style-type: none"> 国の「インフラ長寿命化基本計画」により、「個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)」をH32年度までに策定するよう要請がある。 個別施設計画においては、各インフラ施設を管理・所管している者が把握している施設の様態等を踏まえ、維持管理更新に係る計画を策定することが求められる。 下水道長寿命化支援制度は段階的に廃止され下水道ストックマネジメント支援制度へ移行した。 	<ul style="list-style-type: none"> 芦屋市公共施設等総合管理計画(H29～H48) 芦屋市都市計画マスタープラン(H24～H32) 芦屋市総合交通戦略(H30～H40) 芦屋市水道ビジョン(H30～H41) 芦屋市水道経営戦略(H30～H39) 下水道長寿命化計画(芦屋処理区(H25～H29)、旧奥山処理区(H26～H30)完了) 下水道ストックマネジメント計画(改築実施計画(H30～H34)) 芦屋市公園施設長寿命化計画(H28～37) 	肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		61.7%	16.6%	20.1%	1.7%

(4) 重点施策の取組状況		ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)							
後期5年の重点施策		市民主体による取組	取組の実施状況		展開状況	指標(単位)	指標の推移					めざす値	傾向
重点施策の名称	重点取組						H26	H27	H28	H29	H30		
13-2-1 公共施設等の保全計画に基づき効率的かつ適切な改修や維持管理を行います。	<ol style="list-style-type: none"> 公共建築物の定期点検などにより施設の問題を把握し、適切な改修や維持管理を行うとともに、未策定となっている小規模施設の保全計画を策定します。また、施設の効果的な活用なども検討します。 上水道施設を安全で安心して利用できるよう、「施設整備計画」に基づき、計画的に改築、更新を行います。 快適な下水道施設を維持していくため、「下水道長寿命化計画」を策定し下水道施設の改築、更新を行います。 公園を安全に利用できるよう、「公園施設長寿命化計画」に基づき、公園ごとの特性にあわせて公園施設の更新を進めます。 		<ol style="list-style-type: none"> 建築基準法第12条第2項に基づく公共施設の定期点検を実施した。日常点検等による所管課の適切な維持管理の推進のため、維持管理マニュアルを改訂した。(H29) 「個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)」について各施設の所管課と協議・調整を実施した。(H29～H32) 水道ビジョンに基づいた、水道施設の耐震化や水道管の老朽管を更新した。H27年度から高耐久性の水道管を導入しており長寿命化を図った。 下水道長寿命化計画に基づき管路を更新した。老朽化管路の効率的な更新のため下水道ストックマネジメント計画により実施した。 10公園65施設について、長寿命化計画に基づき施設を更新した。(H28～H30) 	△ (一部実施)	公共建築物の保全計画策定率 (処理場等プラント施設は除く)(%)	79.8	79.8	79.8	79.8	79.8	84.6	×	
					全管路延長に占める各年度に施工する上水道更新管路延長の割合(年度毎の更新管路延長/管路総延長)(%)	1.5	0.5	0.9	0.6	0.7	1.5	×	
					全管路延長に占める各年度に施工する下水道更新管路延長の割合(年度毎の更新管路延長/管路総延長)(%)	0.2	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	○	
					公園施設更新率(公園施設更新数[箇所]/更新対象施設数(休養、遊具、管理施設等)[箇所])(%)	16.3	20.2	23.7	29.1	33.9	50.0	△	

<p>13-2-2 環境関連施設を適切かつ計画的に整備、運営します。</p>	<p>① 霊園施設については、新たな納骨方法を検討し、必要な施設を整備するなど修景に配慮した公園墓地として再整備に取り組みます。 ② 環境処理センター内のごみ焼却施設及びパイプライン施設等について、社会環境の変化及び施設の老朽化に対応した適切なごみ処理を行うため、施設の運営方針を定め、計画的に事業を進めます。</p>	<p>①H28年度に実施した「お墓に関するアンケート調査」を踏まえ、合葬式墓地を導入することとし、H29年度に「合葬式墓地」等の基本設計、H30年度に「実施設計」を行った。(R1.2年度 工事、R3年度 開設) ②環境処理センター内のごみ焼却施設と資源化施設は、西宮市と広域処理の協議を行い、資源化施設の広域処理は、将来的な課題として、芦屋市と西宮市がそれぞれで単独処理することとし、ごみ焼却施設は、広域処理を目指して引き続き協議を進めている。 パイプライン施設は、利用者との協議を重ね、H30年12月に運用期間を条例で定めた。利用者との協議は引き続き継続する。</p>	<p>○ (全て実施)</p>							
<p>13-2-3 住宅都市に必要な都市施設を計画的に整備していくための検討を行います。</p>	<p>① JR芦屋駅南地区において、本市の玄関口としてふさわしい、住宅・商業・公益・交通の各機能を備えた魅力あるまちづくりを推進します。 ② 南芦屋浜地区のまちづくりについては、地元との調整も図りながら完成に向けて取組を進めます。 ③ 都市計画道路などの都市施設、市街地開発等を効率的に整備するため、交通機能、防災機能等の様々な視点を踏まえ、都市施設等の整備に関する基本方針などを検討します。</p>	<p>①駅前広場及び道路等の公共施設と合わせて、良好な住宅・商業・公益機能を備えた施設を一体的に整備するため、「第二種市街地再開発事業」の都市計画、事業計画を決定した。(H29.3 都市計画決定、H30.5 事業計画決定) ②市民活用枠を設定し、南芦屋浜地区教育施設用地の活用事業者を選定した。 南芦屋浜地区における教育施設用地について、施設のリニューアルに伴い、フットサルコート等に「市民対象事業枠」として市民が無料で利用可能な時間を設けたことに加え、図書コーナーを新設し、「子どもに読ませたい図書リスト400選」を配架するなど、健康増進及び地域交流に資する施設として機能を高めた。また、土地利用が未定の区域については、早期に整備が進められるよう、県企業庁と協議・調整を図った。 ③都市計画道路などの都市施設、市街地開発等を効率的に整備するため、都市施設等の整備に関する基本方針の検討を行った。(H30)</p>	<p>△ (一部実施)</p>							
<p>まとめ</p>		<p>取組の評価</p>	<p>△ (一部実施)</p>	<p>結果の評価</p>						<p>× (未達見込)</p>

(5) 施策目標の総括

<p>総括結果</p>		<p>総括コメント</p>									
<p>×</p>	<p>○13-2-1 公共施設等の効率的かつ適切な改修や維持管理の取組では、各都市施設の適切な維持管理とともに長寿命化を進めており、また、包括管理業務委託の導入も行いました。今後も公共施設等の更新に多額の費用を要することが見込まれることから、全学的な視点を持って効率的な維持管理を進めます。 ・水道更新管路割合については、H30に水道ビジョン及び経営戦略を策定し、それに基づき更新している為、基準年度(H26)に比べ更新割合は下がっているが、着実に耐震適合率は上昇している。 ○13-2-2 環境関連施設の適切かつ計画的な整備、運営では、芦屋霊園における「合葬式墓地」等の設計を進め、環境処理センター内の施設については、西宮市との広域処理の検討を進めています。また、パイプライン施設については、一定の方針を整理しました。引き続き効果的・効率的な手法を検討し、取り組みます。 ○13-2-3 住宅都市に必要な都市施設の計画的な整備では、JR芦屋駅南地区に関して、「第二種市街地再開発事業」の都市計画、事業計画決定などを行いました。今後も市民の意見等を聞きながら、住宅都市に求められる機能やニーズの把握を行い、さまざまな事業を計画的に推進していく必要があると認識しています。</p>	<p>展開状況</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1447 903 1783 928"> <p>○ (全て実施)</p> </th> <th data-bbox="1783 903 2136 928"> <p>△ (一部実施)</p> </th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1447 928 1783 1002"> <p>☆☆☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成</p> </td> <td data-bbox="1783 928 2136 1002"> <p>☆☆☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 1002 1783 1066"> <p>☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も良好</p> </td> <td data-bbox="1783 1002 2136 1066"> <p>☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は良好</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1447 1066 1783 1157"> <p>☆ 全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分</p> </td> <td data-bbox="1783 1066 2136 1157"> <p>× 実施していない小項目があり、進捗も不十分</p> </td> </tr> </tbody> </table>	<p>○ (全て実施)</p>	<p>△ (一部実施)</p>	<p>☆☆☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成</p>	<p>☆☆☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成</p>	<p>☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も良好</p>	<p>☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は良好</p>	<p>☆ 全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分</p>	<p>× 実施していない小項目があり、進捗も不十分</p>
<p>○ (全て実施)</p>	<p>△ (一部実施)</p>										
<p>☆☆☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成</p>	<p>☆☆☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成</p>										
<p>☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も良好</p>	<p>☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は良好</p>										
<p>☆ 全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分</p>	<p>× 実施していない小項目があり、進捗も不十分</p>										

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
市民生活部	地域経済振興課

目標	13	充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている
施策目標	13-3	市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (R1.5実施)			
後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
有効求職倍率が下がり、企業の人材獲得が困難になっている。 働き方改革が進み、経営者は、コンプライアンスに加え、労働環境の整備を迫られている。	中小企業・小規模企業振興基本計画をR2年3月策定に向け準備中。	肯定的 意見	否定的 意見	わから ない	無回答
		37.7%	42.4%	18.4%	1.5%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)								
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標(単位)	指標の推移					めざす値 H32	傾向
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組				H26	H27	H28	H29	H30		
13-3-1 生活利便性を向上させるため、市内の商業を活性化します。	① 新たな創業者への支援として「芦屋ブランド」活用による創業の効果もアピールしながら、また、活気にあふれた事業所が増えるよう、芦屋市商工会と協働して後継者育成に取り組めます。 ② 市内商業の活性化を図るため、市内事業者の商品について、全国にその魅力を発信します。	◇身近な商店や商店街の利用	①中小企業・企業振興基本条例を制定した。創業・経営継続支援の拠点となるコワーキングスペース新設に対し補助を行い、セミナー等の事業を委託した。 ②阪神間連携ブランド発信を通じ市内商工振興を図った。東京でのマルシェ出展をはじめ、伊丹空港、大阪商業地域において、事業者とともに調査を兼ねた市内商品販売を実施した。5年に1回実施している広域商業診断において、これまでの調査に加え、労働者に対するアンケートも実施した。	○ (全て実施)	新規起業のための創業塾受講者数(人/年)	31	46	50	36	40	60	×
13-3-2 JR芦屋駅南地区まちづくりにおいて、生活利便性を向上させる取組を進めます。	① JR芦屋駅南地区の商業について、まちづくり計画と十分な調整を図りながら、芦屋市商工会や芦屋市商業活性化対策協議会と協議し、取組を進めます。 ② JR芦屋駅南地区と他の商業地域とつながり、様々な相乗効果が得られるように、商業・業務施設の立地を誘導します。		①公共利用スペースの活用について、商工振興の観点から検討した。 ②市街地再開発事業において整備する施設建築物の計画等について、本市に対して適切な助言・提案を行う事業協力者を選定した。事業協力者の役割として、商業・業務施設の管理運営に関する助言・提案を盛り込んだ「事業協力に関する協定書」を締結した。(協定締結:H29.11) JR駅周辺の事業者に対し、中小企業・小規模企業振興基本計画策定を視野に置いた意見聴取のための、説明を開始した。	○ (全て実施)	ふるさと寄附金商品件数(件/年)	-	34	63	143	141	35	○
まとめ		取組の評価		○ (全て実施)	結果の評価							△ (良好傾向)

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント	展開状況	○ (全て実施)	△ (一部実施)
☆☆☆	○13-3-1 市内の商業活性化では、地域経済の活性化を図り、市民生活の向上のため、「中小企業・小規模企業振興基本条例」を制定しました。しかしながら、市民アンケートにおいては重要度が高い一方で満足度が低くなっています。芦屋市に適した商業の活性化策を検討し、取り組めます。 ○13-3-2 JR芦屋駅南地区まちづくりにおける生活利便性の向上では、事業協力者を選定するなど、取組を進めました。宮塚公園までの広い商業圏域において、一層の活性化を図ります。	傾向	☆☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成	☆☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成
		○ (達成見込)	☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も良好	☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は良好
		△ (良好傾向)	☆☆ 全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分	× 実施していない小項目があり、進捗も不十分
		× (未達見込)		

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
企画部	市民参画課

目標	14 信頼関係の下で市政が展開している
施策目標	14-1 市民参画による開かれた市政を運営している

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (R1.5実施)			
後期基本計画策定以降 (H28~) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
スマートフォン、SNSの普及	第2次芦屋市市民参画協働推進計画(H27~31)	肯定的 意見	否定的 意見	わから ない	無回答
		28.7%	24.7%	45.2%	1.5%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)								
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標(単位)	指標の推移					めざす値 H32	傾向
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組				H26	H27	H28	H29	H30		
14-1-1 市政に関する情報を適切な方法で整理し、公開性を高めます。	① 市民が市政に関心を持つよう情報の公開度を高めるため、情報提供の在り方を見直します。 ② 情報提供手段としてICTの活用などとともに、オープンデータなど2次利用可能な方法を検討します。 ③ 重要な歴史資料などの選別、保存方法の検討を含め、公文書の適正な管理、保存を更に進めていきます。	◇市政に関する情報の積極的な利用	①公文書公開請求によらず公開できる文書については、積極的に情報提供を行った。 ②公共施設の情報を活用したスマートフォンアプリ「芦屋歩記」を芦屋市商工会と協働により開発(H28年度)。 「Ashiya Free Wi-Fi」を整備し、Wi-Fi接続時に各施設の紹介を表示(H29年度)。 民間団体の協力のもと、オープンデータソンを開催した。また、一部掲載データについてXML形式への対応を行った(H30年度)。 ③情報公開の要となる公文書の管理については、文書の作成時から分類及び保存年限の決定等を徹底し、保存年限が過ぎた文書は、歴史的な文書選別基準に基づき選別を進めた。	○ (全て実施)	「市政に関するさまざまな情報が市民に対しわかりやすく、十分に提供されている」という問いに、肯定的回答をした市民の割合(%)	51.5 (H25)	-	-	-	29.0	61.8	×
14-1-2 市民参画の機会と協働推進のための仕組みを充実し、拡大に努めます。	① パブリックコメントなど市民参画の仕組みについての周知を充実するなど、市民がより積極的に市政に参画しやすい取組を進めます。 ② 市民参画・協働に積極的に取り組む職員を育成します。	◇市民参画の機会への積極的な参加	①複数のパブリックコメント実施をまとめて周知し、閲覧場所を増加した。可能なものについては概要版を作成し資料を持ち帰れるように工夫した。(H28年度) ・同一時期に複数のパブリックコメントが重なったため、資料の閲覧できる期間、パブコメ受付期間を長く設定した。(H29年度) ②H29年度人事課特別研修として「地域とのパートナーシップ研修」を実施し3地域の餅つき大会や防災訓練に職員が参加し、地域活動を実際に体験した。H30年度も引き続き「地域とのパートナーシップ研修」を実施し、地域活動を体験した。	○ (全て実施)	パブリックコメントを知っている市民の割合(%)	18.3 (H25)	-	-	-	20.4	25.0	×
					「市民参画による開かれた市政運営をしている」という問いに「わからない」と回答した市民の割合(%)	47.9	-	-	48.6	45.2	40.0	×
					職員アンケートで、協働したことの成果があると回答した職員の割合(%)	79.8 (H25)	-	-	-	-	88.8	

14-1-3 各施策について、市民目線での評価、改善に取り組めます。	① 総合計画をはじめ各種計画などの策定にあたっては、目標を定め、その評価を通じて各施策の進捗状況を分かりやすく発信します。 ② 市民目線での事業推進に取り組むため、市民の声を把握し、改善に生かします。 ③ 職員に対し、様々な機会を活用し、重点取組、重点施策等の意識付けなど、総合計画の啓発に努めながら、事業推進を図ります。	① 施策ごとに掲げた目標と現状を常に意識して取り組み事務事業評価報告書により公表することで、市民に向けて現在の施策ごとの目標達成度を示している。 ② 市民の声を把握するため、H30年2月に「芦屋のまちづくりに関する市民アンケート」を実施 ③ 新任職員研修及び新任係長研修で「芦屋市総合計画について」を実施し、計画の位置づけや策定及び進捗管理の方法、指標の設定について理解を深めている。 事務事業評価時に、課長級職員に対して係長の重点施策の認識に関する調査を実施した。	○ (全て実施)	各施策目標に対する問いに「わからない」と回答した市民の割合 (%)	28.8	—	—	29.8	27.6	23.0	×
				係長級以上職員（事務事業評価対象部門）における、後期基本計画の重点施策の認識度 (%)	85.4	—	—	95.6	—	100.0	△
まとめ		取組の評価	○ (全て実施)	結果の評価							× (未達見込)

(5) 施策目標の総括

総括結果		総括コメント		展開状況	
				○ (全て実施)	△ (一部実施)
☆	<p>○14-1-1 市政に関する情報の適切な整理と、公開性を高める取組では ・公開可能な文書については積極的に公開するとともに、オープンデータの充実などに取り組んでまいりましたが、市政に関する情報が十分に提供されていると感じる市民の割合が低くなっています。市政の情報に一層触れやすくなるよう取り組みます。</p> <p>○14-1-2 市民参画の機会と協働推進のための仕組みの充実、拡大では ・パブリックコメントにより多くの市民に参画いただくよう工夫しましたが、パブリックコメントの件数は多いとは言えないため、より幅広い年齢層からのご意見をいただけるような仕組みを検討していく必要があります。</p> <p>・また、「市民とのパートナーシップ研修」により地域の方々との関係性の構築や地域の実情の理解促進を進めており、市民との協働に取り組んでまいります。</p> <p>○14-1-3 施策を市民目線で評価、改善する取組では ・事務事業評価において施策ごとの内容や目標達成度をわかりやすく示し、行政活動の透明性を高めています。職員に対しても階層別研修において、総合計画の内容、指標についての理解を深め、職員の意識改革、行政活動の資質向上を図っています。効果的な行政運営となる仕組みを念頭に置きながら、第5次芦屋市総合計画の策定に取り組めます。</p>	傾向	○ (全て実施)	△ (一部実施)	
		○ (達成見込)	☆☆☆☆☆	☆☆☆☆	
		△ (良好傾向)	☆☆☆	☆☆	
		× (未達見込)	☆	×	
				全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成	実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成
				全ての小項目を実施し、進捗も良好	実施していない小項目があるが、進捗は良好
				全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分	実施していない小項目があり、進捗も不十分

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
総務部	人事課

目標	14	信頼関係の下で市政が展開している
施策目標	14-2	変化に対応できる柔軟な組織運営をしている

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (R1.5実施)			
後期基本計画策定以降 (H28~) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
・地方自治法等の改正により、今後は内部統制に関する方針を定め、必要な体制を整備することが求められる。	人材育成実施計画 (H30~H33年度)	肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		19.5%	26.5%	52.3%	1.7%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)								
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標(単位)	指標の推移					傾向	
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組				H26	H27	H28	H29	H30		めざす値 H32
14-2-1 自ら考え行動する職員を育成し、行政サービスの質の向上を目指します。	① 努力した職員を公正に評価するために人事評価制度を全職員に導入し、上司と部下がともに成長できる、人が育つ人事評価を実施します。 ② 迅速かつ柔軟に課題解決を図れるよう、ベテラン職員から技術やノウハウを伝承するなど、自治体職員としての高度な知識、技術の習得を図ります。 ③ 政策形成力を発揮することでまちづくりが進めていけるよう、庁内外を問わず様々な知識や技術、専門能力を身につけるなど、職員としての資質や能力の向上を目指します。	◇市民から見た行政の改善点の提案	①一般行政職員に導入している人事評価について、技能労務職員と水道企業職員にも、試行ではあるがH29年度から導入している。 ②OJT・OFFJTを活用し、自治体職員としての知識・技術の習得を図るだけでなく、技術職員発表会を開催することで、技術を承継し、お互いの経験や新たな取組を聞くことで技術職としてのスキルアップを図ることが出来た。 ③人材育成基本方針に基づき、政策形成能力の向上を図るため、総務省、政策研究大学院大学、兵庫県、兵庫まちづくりセンターなどへの職員派遣を行った。	○ (全て実施)	人事評価対象者割合 (%)	34.1	82.8	81.2	82.9	84.6	100.0	○
					研修会や職場研修の延べ参加者数 (人/年)	3,410	6,023	3,981	4,235	4,879	4,000	○

14-2-2 職員一人一人及び市役所全体の課題対応力と危機管理能力の向上を目指す。	<p>① 市民からの様々な意見に潜む行政サービス向上のためのヒントや事務処理ミス等で得た反省を全庁的に反映させるため、個別の情報を集約し広く業務改善に生かします。</p> <p>② 日常業務で発生するトラブルにおける職員の初動対応力の向上を図ります。</p> <p>③ 自然災害や新型コロナウイルスなど、市民生活に重大な影響を及ぼす事態が発生した際にも、行政機能を継続するための「事業継続計画(BCP)」の見直しを定期的に行います。</p> <p>④ 様々な社会環境が変化していく中でも、職員一人一人が常に高い倫理観を持って職務を全うし、社会的責任が果たせるよう職員の行動指針を作成するとともに、法令遵守の意識を高めるため、公務員倫理研修をはじめとする法令遵守研修を行います。</p> <p>⑤ マイナンバー制度が新たに始まることから、従来よりも更に高いレベルの個人情報保護や情報セキュリティ対策が求められるため、職員意識の向上と定着を図ります。</p>	<p>①市民からの声のうち、行政サービス向上につながる情報を、全庁的に共有し、業務改善に努めている。LINEを活用し、市民から道路・公園の不具合情報の受け付けを開始した。職員に対して危機管理意識の向上のため危機発生時の初動対応、報道対応などの研修を実施した。</p> <p>②危機管理研修として、日常業務における危機発生時の初動対応についての研修会を開催し、初動対応力の向上に努めている。</p> <p>③想定されるリスクから市民生活への重大な影響を軽減するため、H29年2月に芦屋市強靱化計画を策定した。</p> <p>④法令遵守の意識を高めるため、公務員倫理指導者養成研修に職員を派遣し、内部講師の育成を図った。新任職員への研修等で講義を実施した。</p> <p>⑤市が取り扱う情報資産を適切に管理するため、管理者・利用者として果たすべき役割や守るべき内容を正しく理解することを目的として、情報セキュリティ研修を管理職対象と一般職対象に実施した。(管理職対象:2回,106人,一般職対象:6回,545人)</p> <p>※H27年度に実施した「危機対応に関する職員への意識調査」では、市職員として知っておいてほしい「基本クレーム対応マニュアル」、「危機管理指針」、「不当要求行為等への対応について」、「芦屋市新型インフルエンザ等対策行動計画」、「芦屋市役所消防計画届出書」、「芦屋市地域防災計画」及び「芦屋市国民保護計画」について「読読経験がない」と回答した職員が半数以上であり、読読経験がない理由として最も多い回答が「そういった計画等があることを知らないため」であった。</p> <p>「計画等の存在を知らない」回答は、特に、20代・30代の職員に多く、近年採用された職員にこれらの計画等を周知できていないことが認められるため、まずはこれらの計画の存在とその概要を周知する研修をH28年度から実施している。</p> <p>国内で発生した行政対象暴力や隣国からのミサイル発射等、その時々に応じて機を逃さず研修を実施し、有事が発生した際に職員がどのような行動をとるべきかを伝えたとともに、上記計画等を閲読するよう周知することで、職員の理解度を向上させる取組を行っている。</p>	<p>△ (一部実施)</p>	<p>危機対応に関する職員への意識調査における理解度(%)</p>	-	43.3	-	-	-	100.0	△
				<p>法令遵守研修の参加者数(人/年)</p>	143	288	294	279	261	200	○
				<p>情報セキュリティ自己点検における達成率(%)</p>	87	92	88	90	91	100	×
まとめ		取組の評価	△ (一部実施)	結果の評価						△ (良好傾向)	

(5) 施策目標の総括

総括結果		総括コメント		展開状況	
				傾向	
☆☆	<p>○14-2-1 自ら考え行動する職員の育成では ・人事評価制度の導入を進めるとともに、職員の能力向上に資する取組を進めました。継続実施が能力向上につながるため、今後も人事評価の全職員導入への協議、ベテラン職員からの技術力の伝承や外部機関への職員派遣を積極的に行ってまいります。</p> <p>○14-2-2 職員及び市役所全体の課題対応力と危機管理能力の向上では ・市が管理する道路や公園の適切な管理のため、市民からの情報提供を官民協働の場と位置付けて、LINEによる通報を導入し、また、危機発生時の初動対応等の研修を行うなど、職員の対応力を向上させる取組を行いました。全庁的な業務継続計画が未策定のため、今後、検討してまいります。</p>			○ (全て実施)	△ (一部実施)
		○ (達成見込)	☆☆☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成	☆☆☆☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成	
		△ (良好傾向)	☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も良好	☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は良好	
		× (未達見込)	☆ 全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分	× 実施していない小項目があり、進捗も不十分	

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
企画部	政策推進課

目標	15	経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている
施策目標	15-1	様々な資源を有効に活用している

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (R1.5実施)			
後期基本計画策定以降 (H28~) の社会経済環境の変化	課題別計画の策定状況	調査結果			
・少子・高齢化が加速 ・公共施設等の総合管理計画策定の要請	芦屋市行政改革実施計画(H29~H33) 芦屋市創生総合戦略(H27~H31) 芦屋市公共施設等総合管理計画(H29~H48)	肯定的意見	否定的意見	わからない	無回答
		28.5%	22.7%	47.4%	1.4%

(4) 重点施策の取組状況		ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)									
後期5年の重点施策		市民主体による取組		取組の実施状況		展開状況		指標(単位)		指標の推移				めざす値	傾向
重点施策の名称		重点取組												H32	
H26		H27		H28		H29		H30		H31					
15-1-1 芦屋の個性を生かし、住み続けたいまち・住んでみたいまち芦屋を目指します。	① まち・ひと・しごと創生法に基づき策定する「芦屋市創生総合戦略」において、本市の良好な住環境や子育て環境の充実を基本目標として掲げ、それに基づく施策を推進します。	◇芦屋の個性や魅力を発信	◇芦屋の個性や魅力を発信	①平成28年度は創生総合戦略を進める「創生ワーキングチーム」で「安全・安心で良好な住宅地としての魅力を高める事業」「若い世代の子育ての希望を叶える事業」に取組み、地方創生加速化交付金を活用し、淡路市と連携して子どもの育成モデル事業とスマートフォンアプリ「芦屋歩記」を開発した。推進交付金事業として2市1島合同プロモーションに着手した。 平成29年度からは、推進交付金事業として更に「女性が輝くまち芦屋」で「芦屋リジューム」を開始、自主事業の「芦屋市シティプロモーション」、「阪神KANモダンイズムプロモーション」(新規)にも着手した。平成30年度は、推進交付金を活用した2事業及び「芦屋市シティプロモーション」、「阪神KANモダンイズムプロモーション」を継続して実施した。	○ (全て実施)	「定住意向」に対して、「今の場所に住み続けたい」「市内の他の場所で住み続けたい」と回答した割合(%)	84.6	-	-	83.9	81.8	90.0	90.0	×	
15-1-2 官民を問わず、様々な資源を活用し、効果的かつ効率的なサービス向上に努めます。	① 民間事業者、大学などをはじめとした民間のノウハウ、資源を積極的に活用します。 ② 広域サービスの提供、効率的運営などの視点から、国、県、近隣市等との連携を検討します。 ③ 指定管理者制度を導入運営している施設について、外部視点での評価などチェックの質を高め、よりよいサービスが提供できるよう改善に努めるとともに、その他の施設についても効率的な運営方法を検討します。			①平成28年度創生ワーキングチームでは、民間事業所と連携し取組を展開した。また多様な主体との創発型ネットワークによる事業推進を基本的な考え方とする行政改革を策定した。 平成29、30年度は、組織横断的なプロジェクトチームを編成し、行政改革に取り組んだ。 ②ごみ処理の効率化や高効率のエネルギー回収施設を整備するための施設の集約化を図るため、平成29年度から施設整備時期の近い西宮市と検討会議を開催し、ごみ処理広域化等について検討を開始した。 ③指定管理者の選定及び評価の実績と調整会議の開催等を踏まえて、事務処理要領等を改訂することで、より適切な制度運営となるよう取り組んだ。	○ (全て実施)	指定管理者制度導入施設の利用満足度(%)	-	78.0	79.8	82.5	81.1	80.0	80.0	○	
15-1-3 市が保有する資産を一元管理し、適正化と有効活用を図ります。	① 全ての公共施設等の情報を整備し、維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費の見込みなどを算出し、現状及び将来見込みを明らかにするとともに、それを踏まえた今後の公共施設の基本方針等を盛り込んだ「公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設の適正化を図ります。 ② 土地開発公社からの買戻し用地をはじめ未利用地を有効活用できるように、資産管理を行います。			①平成29年度に統一的な基準による財務書類の作成のため固定資産台帳を整備した。今後は、固定資産台帳の適正な維持管理により精度水準の向上に努めるものとする。 また、公共施設等総合管理計画を踏まえ、施設の維持管理・指標・コスト等の情報を一元管理するための施設評価システムを構築し、平成30年度には本システムで作成した「施設カルテ」を一般に公表した。また、施設の更新を検討する仕組みづくりや施設の維持管理等に係る手続きの簡素化やコスト削減を図るための包括管理業務の事業者の選定及び決定を行った ②未利用地の有効活用を努め、需要がある市有地については駐車場等として貸付けを行っている。 また、9件の土地及び1件の建物を売却した。(H28土地3件67,867,711円、H29土地3件及びマンション1室225,185,000円、H30土地3件688,737,280円)	○ (全て実施)	活用可能な市有地の活用率(%)	87.7	89.6	91.8	87.3	84.9	100.0	100.0	×	
まとめ				取組の評価		○ (全て実施)		結果の評価				× (未達見込)			

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント	展開状況		
		○ (全て実施)	△ (一部実施)	
☆	<p>○15-1-1 芦屋の個性を生かした住み続けたい・住んでみたいまちづくりでは ・地方創生推進・加速化交付金の活用などにより、シティプロモーション等市の魅力発信に取り組みましたが、定住意向は目標値を達成できていません。市民からの情報発信を促進するプロモーションを中心として市民を巻き込み、本市への愛着が増す機会の提供に取り組めます。</p> <p>○15-1-2 官民を問わない様々な資源を活用したサービスの向上では ・多様な主体との創発型ネットワークを基本とした行政改革を策定し、着手しているところです。西宮市とのごみ処理広域化に向けた協議の開始や、指定管理施設の外部評価の実施など適切で効率的な施設運営に取り組みました。指定管理者制度導入施設の利用満足度も向上していることから、引き続き多様な主体のノウハウを活用してサービスの向上を図ります。</p> <p>○15-1-3 一元管理による市保有資産の適正化と有効活用では ・固定資産台帳を整備し、施設カルテとして一般に公表するための施設評価システムを構築するとともに、施設の更新を検討する仕組みづくりの検討を行いました。また未利用地を貸し付けるなど有効活用しています。しかしながら市有地の活用率が減じているため、より有効な活用方法を検討してまいります。</p>	○ (達成見込)	☆☆☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成	☆☆☆☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成
		△ (良好傾向)	☆☆☆ 全ての小項目を実施し、進捗も良好	☆☆ 実施していない小項目があるが、進捗は良好
		× (未達見込)	☆ 全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分	× 実施していない小項目があり、進捗も不十分

■施策目標後期施策評価シート

施策目標推進部	施策取りまとめ課
総務部（財政担当）	財政課

目標	15	経営資源を有効に活用し、健全な財政状況になっている
施策目標	15-2	歳入・歳出の構造を改善している

【後期基本計画の施策評価】

(1) 前提条件の変化	(2) 関連計画の策定状況	(3) 市民アンケート調査 (R1.5実施)					
後期基本計画策定以降 (H28～) の社会経済環境の変化		課題別計画の策定状況		調査結果			
消費税率及び地方消費税率の引き上げの延期 (H29年4月1日→H31年10月1日)		行政改革 (H29年度～H33年度) 公共施設等総合管理計画 (H29年3月)		肯定的 意見	否定的 意見	わから ない	無回答
				25.9%	18.8%	54.0%	1.3%

(4) 重点施策の取組状況

ア 後期基本計画の内容 (Plan)		イ 取組の実施状況 (Do)		ウ 取組結果 (Check)								
後期5年の重点施策		取組の実施状況		展開状況	指標 (単位)	指標の推移					傾向	
重点施策の名称	重点取組	市民主体による取組				H26	H27	H28	H29	H30		めざす値 H32
15-2-1 各施策、事務事業の目的に対する効果を点検し、より効果的かつ効果的な行財政運営を目指します。	① 限られた財源を有効活用できるように、施策評価、事務事業評価を実施し、各施策、事務事業の妥当性、有効性、効率性などを検証し、改善に努めます。		①総計画の進行管理では、毎年、各事業を事務事業評価により点検・検証し、実施計画を策定するとともに、予算の効率的な配分を含めた協議のため、財政課・政策推進課合同のヒアリングを実施した。 また、総計画中間年度と最終年度には、計画に掲げる全施策の評価も行った。 平成24～28年度5年間の行政改革では、安定的・効率的で持続可能な行財政運営のため、経営資源の有効活用と収入の確保、民間活力の導入、事務事業の見直し、増加する医療費への対応等に取り組み、一般会計市債残高を縮減した。平成29年度からは、「未来に向けた成長戦略型」の新たな行政改革を展開している。	○ (全て実施)	市政に対する評価で、「とてもうまくいっている」「まあまあうまくいっている」と回答した割合 (%)	68.4	-	-	67.4	70.1	71.8	△
15-2-2 財政を健全化するため、歳入の確保と歳出の適正化に取り組めます。	① 市が保有する債権の管理及び徴収に取り組めるように、徴収技術の向上に努め、適正に管理します。 ② 行政サービスの提供に係る費用(コスト)を把握し、行政サービスに対する受益者負担の適正化に努めます。 ③ 財政を健全運営するために、長期財政収支見込などに基づき、計画的に事業を実施します。 ④ 下水道事業運営のより健全な運営を目指し、経営状況の的確な把握、計画性及び透明性を高めることができる公営企業会計化に取り組めます。	◇財政状況への関心と理解	①平成29年度より、債権管理条例に基づく市所有の未収債権の徴収計画書や実績報告等の進捗管理は、強制徴収公債権を取り扱う債権管理課で行うこととし、これまで培ってきた徴収ノウハウを生かし、的確な納付勧奨や、より適正な債権管理がなされるようになった。 また、市税現年度分の徴収率は、県下29市中平成27～30年度4年連続第1位である。 ②固定資産台帳の整備を進め、減価償却費の把握を通じて、コスト意識の醸成を行った。 ③毎年度、長期財政収支計画を見直し、その都度、社会情勢等を反映しながら予算編成を行った。将来負担比率は、地方債の償還を計画的に行い改善できたが、経常収支比率は扶助費や物件費の増加に加え、平成28年度及び平成29年度は公債費の一時的な上昇のため悪化した。平成30年度予算編成時には、経常的な経費等の見直しと新規事業への転換のため、シーリングの実施により捻出した財源により重点事業の予算化を行い、改善に取り組んだ。 ④平成29年度までに下水道事業に係る全ての資産評価を行い、固定資産情報を整備し、平成30年度からの公営企業会計化に向けた移行事務を進め、予算編成を行った。	○ (全て実施)	市税徴収率 (現年・滞納繰越分) (%)	95.4	95.9	96.2	96.3	96.5	96.7	○
					経常収支比率 (%)	91.7	93.7	99.2	112.6	102.9	90.0	×
					将来負担比率 (%)	119.7	121.6	96.0	90.4	97.0	119.7	○
まとめ		取組の評価		○ (全て実施)	結果の評価						△ (良好傾向)	

(5) 施策目標の総括

総括結果	総括コメント	展開状況	
		○ (全て実施)	△ (一部実施)
☆☆☆	<p>○15-2-1 各施策、事務事業の効果検証による効率的かつ効果的な行財政運営では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度からの行政改革で、人口減少・少子高齢化に起因する諸課題の解決を中心に据え、より魅力的なまちとなるよう、住宅都市の魅力向上をさせる景観施策、無電柱化事業、子育て施策を進め、市の魅力を発信するシティプロモーション等人口の流入に向けた事業を展開しましたが、市政に対する評価において、「うまくいっている」と回答した割合は目標値に届かなかったことから、一層の効果的・効率的な行財政運営と周知に努めます。 <p>○15-2-2 財政健全化に向けた歳入確保と歳出適正化では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収技術の向上と債権の適正な管理を行ない、市税の徴収率を高い水準で維持し、歳入の確保を図りました。また、下水道事業を公営企業会計化し、独立採算制の原則に則った企業運営の礎を築きました。一方、歳出では経常収支比率が悪化しており、財政の硬直化が課題となっています。引き続き、歳入の確保策を展開するとともに、歳出では、事業の見直しを進め財政の硬直化の改善と人口減少社会へ備えた財政運営を行います。 	<p>傾向</p> <p>○ (達成見込)</p> <p>△ (良好傾向)</p> <p>× (未達見込)</p>	<p>☆☆☆☆☆</p> <p>☆☆☆</p> <p>☆☆☆</p> <p>☆</p>
		<p>全ての小項目を実施し、進捗も概ね達成</p>	<p>実施していない小項目があるが、進捗は概ね達成</p>
		<p>全ての小項目を実施し、進捗も良好</p>	<p>実施していない小項目があるが、進捗は良好</p>
		<p>全ての小項目を実施しているが、進捗が不十分</p>	<p>実施していない小項目があり、進捗も不十分</p>

4 創生総合戦略の評価

創生総合戦略（平成27年度～令和元年度）について、平成29年度より行政評価委員会において外部評価を行いました。

各年度の外部評価結果は次ページ以降の通りです。

(1) 平成28年度分 89

回	日 程	内 容
第1回	平成29年 8 月 1 日（火）	委員委嘱，委員長及び副委員長選出 創生総合戦略に関する取組について
第 2 回	平成29年 8 月 16 日（水）	創生総合戦略に関する評価について

(1) 平成29年度分 93

回	日 程	内 容
第1回	平成30年 7 月 30 日（月）	委員委嘱，委員長及び副委員長選出 創生総合戦略に関する取組について
第 2 回	平成30年 8 月 6 日（月）	創生総合戦略に関する評価について

(1) 平成30年度分 97

回	日 程	内 容
第1回	令和元年 7 月 23 日（火）	委員委嘱，委員長及び副委員長選出 創生総合戦略に関する取組について
第 2 回	令和元年 8 月 7 日（水）	創生総合戦略に関する評価について

創生総合戦略 芦屋市行政評価委員会による外部評価結果

1 外部評価の実施について

(1) 委員会委員名簿

役 職	委 員 名	所 属
委員長	はやし 林 まさ 昌 ひこ 彦	兵庫県立大学大学院会計研究科 教授
副委員長	てら み 寺 見 よう 陽 こ 子	神戸松蔭女子学院大学人間科学部 文学研究科・子ども発達学科 教授
委員	お がわ 小 川 けん 賢 いち 一	三井住友銀行公共・金融法人部 部長
委員	くわ た 桑 田 けい 敬 じ 司	芦屋市商工会 代表
委員	こう づき 上 月 とし 敏 こ 子	大阪体育大学教育学部 准教授
委員	た なか 田 中 たかし 隆	芦屋市自治会連合会 会長

(2) 委員会開催日程

回	日 程	内 容
第1回	平成29年8月1日(火)	委員委嘱、委員長及び副委員長選出 創生総合戦略に関する取組について
第2回	平成29年8月16日(水)	創生総合戦略に関する評価について

(3) 評価対象とした事業

別添「芦屋市創生総合戦略の事業実施内容について」のとおり。

2 外部評価結果について

(1) 総評

ここでの評価は、事業終了後に行う結果の判定ではなく、事業の改善に資する意見を述べることを目的としている。

全体を通して強調したいことは、政策的思考の重要性である。すなわち、実効性のある事業を組み立てるには、体系的な思考を必要とする。それには、事業の目的が明確であること、言い換えれば、事業の対象（ターゲット）が絞り込まれていること、目指すべき将来の状態が明示されていることが不可欠である。そして、その効果の把握・分析を行い、次の企画立案に結び付けていくサイクルの形成が必要になる。時間軸で見ると、「これまでどうしてきたか」「現状はどうか」「今後どうすべきか」と論点を整理し、議論を深める思考法がとられなければならない。

創生総合戦略を推進するうえでは、それぞれの事業の対象者を明確にする必要があり、シティプロモーションの推進においては子育て世代をターゲットにしているが、母子健康手帳アプリや待機児童の解消および子どもの居場所づくりなど、市全体として子育て施策の充実に取り組んでいることをさらにアピールする必要がある。

なお、創生総合戦略の性格から、子育て世代を対象にする事業が多くなるので、子育て世代以外の市民にも配慮して取り組まれない。

加えて事業の実施過程では、相乗効果を生み出すような組織横断的な連携、参画と協働の観点から市民と行政との間の信頼関係を築くコミュニケーション、従来型の行政広報（お知らせ）とシティプロモーション（ブランド価値形成）との一体化には、特に配慮されたい。

(2) 事業評価

基本目標	<p>1 安全・安心で良好な住宅地としての魅力を高め、継承する</p> <p>恵まれた自然環境や交通の利便性などの立地条件に加え、本市の特徴であるまちなみを維持・保全し、更に清潔で美しく、安全なまちづくりを進めていくことで、今ある魅力を堅持しながら、住宅都市としての機能や付加価値を高め、本市の良さを引き続き継承します。</p>				
数値目標	項目	H26	H27	H28	目標 (H31)
	人口の社会増（人）	185	△309	△95	3,200以上 (H27～H31)
	市民の定住意向（％）	84.7	-	-	90.0
外部評価意見	<p>(1) 良質な住まい・住環境の形成</p> <p>1 景観施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共サイン計画の実施にあたっては、市民と協働して取り組むことが重要である。 屋外広告物条例は景観形成によりブランド力向上につながるものであることを説明し、市民と協働して取り組むために地域の理解を得ることが不可欠である。 その視点から、条例不適合である旨の個別通知を行う際には、景観維持のため協働を依頼する文面となるような工夫も必要ではないか。 屋外広告物の説明会開催の後、個別に事業主の意見を聴くなど、補助申請が増えるような取組が必要ではないか。規制の方向だけではなく、芸術的な広告の推奨によっても芦屋ブランドの向上が図られる。 大きな屋外広告物から取組を進めるなど、市民が変化を認識できるよう工夫されたい。 <p>2 良質な住宅ストック形成</p> <ul style="list-style-type: none"> 芦屋市特有の歴史的な価値のある家屋の保護や活用を検討されたい。 空き家については、子育て施設や若い世代の流入促進用の住宅など、政策横断的な活用など、多様な活用方法を検討されたい。 空き家相談窓口について、他の相談窓口とも連携して進めることが効果的である。 <p>3 シティプロモーションの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 首都圏だけでなく関西圏も転入ターゲットとしてアピールすることも有効である。 ロゴマークなどを目にする機会は増えたものの、シティプロモーションの意義や取組について市民へ浸透させるような取組が必要である。 子育てや仕事が一段落した年齢層を転入ターゲットに加えても良いのではないか。 転入ターゲット層である子育て世代に対してプロモーションするには、キャッチコピー「憧れを、日常に。」に加え、住みやすさの中でも特に子育ての支援の取組についてアピールする必要がある。 市民に対して市内での二世帯同居や近居などの魅力をアピールすると、Uターンなどの流入促進につながるのではないか。空き家活用とも関連づける必要がある。 阪神間モダニズムを前面に打ち出して芦屋の良さをアピールされたい。 シティプロモーションは、市外だけでなく、市内居住者への取組でもあるべきで、市民参加型で発信していくことが有効である。 <p>4 魅力発信事業</p> <ul style="list-style-type: none"> スマートフォンアプリ「芦屋歩記」は市内の魅力ある情報の発信にも活用でき、子育て世代に対して普及できるツールである。 アプリのおすすめルートマップについては、年代ごとにコースを提案するとともに、様々な情報を掲載することで、利用の促進が図られる。 事業の展開について長期ビジョンを持ち、利用者の意見を取り入れることで、アプリのコンテンツを豊かにすることができる。 観光情報冊子「あしやさんぼ」がより活用されるよう、例えばガイドツアーやスイーツの食べ歩きなど実際に体験してもらうような企画を行い、関係機関と連携して、新たな利用者を獲得する仕組みづくりを検討してはどうか。 協働を通じて地域の核となる人材の掘り起しができ、多様な意見を取り入れることができれば、一層の魅力発信につなげられる。 				

外部 評価 意見	(2) 地域における医療・福祉の充実
	5 全世代交流・多機能型拠点の整備
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全世代交流の居場所としても空き家の活用が可能ではないか。 ・ アプリに健康ポイントの機能を付加するなど、健康づくりへのインセンティブが働く仕組みづくりを検討してはどうか。 ・ 健康増進を目的とした切り口だけではなく、他の事業を実施する中で、健康づくりにつながるような仕組みづくりが必要である。 ・ イベントに参加しない市民をどう巻き込むかが肝要である。
	(3) 安全・安心なまちづくりの推進
	6 防災・防犯の取組
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災拠点の把握や防災訓練の告知などにアプリを活用してはどうか。 ・ アプリやSNSを使わない層に向けた情報発信方法についても、引き続き検討されたい。また、高齢者、障がいのある人、外国人を対象とする取組の充実も検討されたい。 ・ 防災に関しては、地域と行政が連携して意識の醸成を図ることが必要である。

基本目標	2 若い世代の子育ての希望をかなえる 妊娠・出産期から切れ目のない子育て支援のため、子どもや子育て家庭の置かれた状況に応じて支援の充実を図るとともに、学校教育の充実を目指します。				
数値目標	項目	H26	H27	H28	目標 (H31)
	若い世代(20～40代)の幸福感(点)	7.1	-	-	8.0
	出生数(人)	783	725	669	783
	待機児童数(人)	131	129	109	0
外部評価意見	(1) 妊娠・出産・子育ての支援				
	7 子育ての支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ キッズスクエア事業は、子どもの居場所、遊び場所を提供するとともに、地域のボランティアなどとの横のつながりもできてきており、良い取組である。留守家庭児童会は、対象を6年生まで早期に拡充されたい。 ・ 「市立幼稚園・保育所のあり方」は、収容定員を増やすことによって待機児童解消に必要な措置であり、庁内で連携しながら引き続き丁寧に市民へ説明されたい。 ・ 待機児童の解消、子どもの居場所づくり及び妊婦健康診査の助成制度の拡充など、市全体として子育て施策の充実に取り組んでいることを、もっとアピールしてはどうか。 ・ 母子健康手帳アプリについては、子育て世代に対して効果的である。今後も情報発信に努められたい。 				
	(2) 教育環境の充実				
8 「里山(淡路市)×「都市(芦屋市)」の魅力による子ども育成モデル事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 給食レシピ本『芦屋の給食』の作成や味覚の1週間の取組といったアイデアが出て、多様な主体と協働しながら、芦屋市の給食や教育の良さを発信できたこと、かかわった方々に成果が見えたことは評価できる。 ・ 給食レシピ本に続けて、他にもある芦屋の良さをアピールして欲しい。 ・ 交付金対象事業について、交付金終了後も事業を継続させるよう計画するとともに、その効果を生かせるよう検討されたい。 ・ 特色ある取組であるため、シティプロモーションと連動して、教育環境の魅力を発信されたい。 ・ 本市の教育の特色である食育授業を、各教科と連携しつつ授業改善につなげるなどに努められたい。 					
9 子供の体力向上施策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て世帯に対する啓発など、運動に興味を抱くような施策の展開が必要である。 ・ スマートフォン依存と運動不足とは関係性があると考えられる。また、SNSを通じて子どもが犯罪に巻き込まれる事例も増えていることから、スマートフォンに関する教育が必要である。 ・ 魅力あるイベントの実施など、地域・保護者と協働していくことが必要である。また、イベントの担い手を増やしていくような仕掛けを検討されたい。 					

創生総合戦略 芦屋市行政評価委員会による外部評価結果

1 外部評価の実施について

(1) 委員会委員名簿

役 職	委 員 名	所 属
委員長	はやし まさ ひこ 林 昌 彦	兵庫県立大学大学院会計研究科 教授（研究科長）
副委員長	てら み よう こ 寺 見 陽 子	神戸松蔭女子学院大学人間科学部 文学研究科・子ども発達学科 教授
委員	お がわ けん いち 小 川 賢 一	三井住友銀行公共・金融法人部 部長
委員	き むら ゆう こ 木 村 祐 子	芦屋市商工会女性部 部長
委員	こう つき とし こ 上 月 敏 子	大阪体育大学教育学部 准教授
委員	むら かみ つよし 村 上 健	芦屋市コミュニティ・スクール連絡協議会 副会長

(2) 委員会開催日程

回	日 程	内 容
第1回	平成30年7月30日（月）	委員委嘱，委員長及び副委員長選出 創生総合戦略に関する取組について
第2回	平成30年8月6日（月）	創生総合戦略に関する評価について

(3) 評価対象とした事業

別添「芦屋市創生総合戦略の事業実施内容について」のとおり。

2 外部評価結果について

(1) 総評

ここでの評価は、事業終了後に行う結果の判定ではなく、事業の改善に資する意見を述べることを目的としている。全体を通じて強調したいことは、次の点である。

ア 好循環をもたらす

人口構成の変化や市民ニーズの変化に対処するという課題に取り組むためには、市民の参画と協働によって事業を進める必要がある。その手掛りを、プロジェクト・チーム方式で取り組んだ「宮塚公園の改修」及び「全世代の居場所づくり」に見出すことができる。それをモデル化すると、①明確な目標を設定し、②組織横断的なプロジェクト・チームを編成するとともに、③既存の関係を越えた、多様な主体とのネットワークを形成し、協議を重ねることを通じて、④目標を達成するとともに、⑤各主体の力量を高めるという効果が得られ、さらに、⑥そのことが次の取組の糸口になるとともに、⑦新たな主体の参加を得て、⑧再設定された目標のもとで活動が継続される、という好循環の形成である。具体的に言うと、「宮塚公園の改修」では、工事完了後に周辺地区をブランディングエリアとして整備する計画であり、その一環として旧宮塚町住宅をリノベーションして「女性が輝くまち 芦屋」プロジェクトの ASHIYA RESUME 事業の活動拠点等として活用すること、「全世代の居場所づくり」では、プロジェクト・チームに参加した企業が新たに「キッズスクエア事業」の体験プログラム実施協力団体になったことが参考になる。人が育ち、成果が上がる仕組みをつくるには、このような好循環が欠かせないということを念頭に置く必要がある。

イ 地域の魅力をつくる

都市ブランド価値の形成は、様々な取組によって特色ある地域づくりを進めるとともに、その魅力を戦略的に一長期的視野のもと総合的な観点から資源を活用する一内外に情報発信するシティプロモーションによって達成される。すなわち、シティプロモーションを推進する上で鍵となるのは、実際に成果を上げることであり、そのような取組に係る活動が魅力的なコンテンツ(情報の内容)になる。そして、巧みな情報発信には、活動を促進する効果を期待できる。このような相乗効果を生み出すことを心掛けていただきたい。

ウ 子育て支援と女性活躍推進を両輪とする

核家族化した社会で子育て世代の負担を軽減し、女性が活躍できる社会にするには、地域全体で出生期から乳幼児期、就学期まで切れ目なく支援する仕組みをつくり、子育てと仕事の両立を図る一方、再就業や起業を支援する必要がある。子育て支援については、待機児童の解消に向けて保育所等利用定員を拡大したこと、「キッズスクエア事業」を市内全8小学校で実施するに至ったこと、「放課後児童健全育成(学童保育)事業」を待機児童の居場所づくりを目的として夏休み期間中の幼稚園で実施したことが評価できる。引き続き、市民の理解を得て事業を拡充することを期待する。他方、再就業や起業の支援については、「女性が輝くまち 芦屋」プロジェクトはまだ緒に就いたばかりであり、十分な成果を上げるに至ってはいない。最重要課題の一つであるとの認識に立ち、引き続き努力を傾注していただきたい。

(2) 事業評価

基本目標	<p>1 安全・安心で良好な住宅地としての魅力を高め、継承する</p> <p>恵まれた自然環境や交通の利便性などの立地条件に加え、本市の特徴であるまちなみを維持・保全し、更に清潔で美しく、安全なまちづくりを進めていくことで、今ある魅力を堅持しながら、住宅都市としての機能や付加価値を高め、本市の良さを引き続き継承します。</p>					
数値目標	項目	H26	H27	H28	H29	目標 (H31)
	人口の社会増（人）	185	△309	△95	299	3,200以上 (H27～H31)
	市民の定住意向（%）	84.7	-	-	83.9	90.0
外部評価意見	<p>(1) 良質な住まい・住環境の形成</p> <p>1 景観施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外広告物は、単に撤去すればいいものではなく、芦屋のブランド力向上に向けて、市民にその目的が浸透していくことが必要。 ・ 屋外広告物の施策の推進には関係者と情報の共有を図り、ガイドラインの充実や具体事例の紹介などにより不安を払しょくする工夫をしていただきたい。 ・ 公共サインの設置や屋外広告物条例における補助限度額の引き上げの効果を検証すること。 <p>2 住宅都市の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宮塚公園の改修を契機に地域でのネットワークづくりや、組織横断的にプロジェクト・チームで取り組んだ一連の取組は評価できるため、今後も進められたい。 ・ 宮塚公園の手法を参考に、他の公園でも利用目的を検討したうえでの改修に努められたい。 <p>3 シティプロモーションの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 芦屋の特色である給食についてアピールしていることは評価できる。 ・ 情報発信の元となる活動を促進していくことがシティプロモーションになるので、その仕組みづくりを進められたい。 ・ 市民にもシティプロモーションの内容を浸透させることが必要であり、市民の参加者を増やす好循環を作り出すよう取り組むこと。 ・ シティプロモーションの効果検証を行うこと。 					
	<p>(2) 地域における医療・福祉の充実</p> <p>4 全世代交流の居場所づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ イベント開催を目的とするのではなく、継続して取り組むことが必要であり、仕組みを検討すること。 ・ 「こえる場！」の取組は交流の場でもあり、企業にとってもメリットがある。 ・ 企画段階から関係者と協働する仕組みづくりが必要である。 ・ 従来の行政手法とは異なり、若手職員などが地域に出て対話することが必要である。 ・ 参加者の固定によるマンネリ化を防ぐため、オープンにする必要がある。 ・ キッズスクエアでのプログラム充実など、他の事業に繋がったことを評価する。 ・ 全世代交流から子育てで支援ができるような取組を検討されたい。 					
	<p>(3) 安全・安心なまちづくりの推進</p> <p>5 防災・防犯の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に関しては、行政が主体的な役割を果たし、災害に関する市民への意識づけを行うこと。 ・ 防災に関するハードの整備には限界があり、啓発を進めていく必要がある。 ・ スピーカーについては、効果を見極めて配置すること。また、他の伝達手段を複合的に組み合わせ、効果的な手法を検討すること。 					

基本目標	<p>2 若い世代の子育ての希望をかなえる</p> <p>妊娠・出産期から切れ目のない子育て支援のため、子どもや子育て家庭の置かれた状況に応じて支援の充実を図るとともに、学校教育の充実を目指します。</p>					
数値目標	項目	H26	H27	H28	H29	目標 (H31)
	若い世代(20～40代)の幸福感(点)	7.1	-	-	7.2	8.0
	出生数(人)	783	725	669	694	783
	待機児童数(人)	131	128	109	139	0
外部評価意見	<p>(1) 妊娠・出産・子育ての支援</p> <hr/> <p>6 子育ての支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児から小学生まで、切れ目のない支援の仕組みづくりが必要。 ・ キッズスクエアについて、全児童を対象とすることは評価できるが、働きながら子育てできる環境整備に努められたい。 ・ 放課後児童健全育成事業について評価できるが、少子高齢化を見据えながらも前向きに進めてもらいたい。 ・ 小学校区ごとに課題等を把握し、情報共有を行うなど仕組みづくりが必要である。 ・ 「市立幼稚園・保育所のあり方」について、引き続き丁寧な説明を求める。 <p>7 女性活躍の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 芦屋市の特色として起業意欲が高く、良い場所が提供されれば希望者が出てくる可能性は高い。 ・ 女性活躍の推進として、起業・就労支援だけではなく、子育ての状況など全体を考慮して事業を進めること。 					
	<p>(2) 教育環境の充実</p> <hr/> <p>8 教育環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食育事業について、プロモーションなど各事業との連携により実施され、芦屋の給食の魅力が向上しており、評価する。 ・ 体力向上の取組としてイベントを充実させたことは評価する。また、日常的な取組が重要であり、幼児期からの支援が必要である。 ・ 読書のまちを推進する事業に継続して取り組んでいることはとても評価できる。 ・ 図書館の大規模改修をきっかけとした魅力ある図書館を検討されたい。 ・ 小学校の英語教科化に伴う学校図書館の活用を検討されたい。 					
	<p>その他 総合戦略の推進に関すること</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民・関係団体との効果的な情報共有を検討されたい。 ・ プロジェクト・チームの成功事例を他の事業に広めていくこと。 ・ 斬新なアイデアで行政にしかできないことに取り組まれたい。 					

創生総合戦略 芦屋市行政評価委員会による外部評価結果

1 外部評価の実施について

(1) 委員会委員名簿

役 職	委 員 名	所 属
委員長	はやし まさ ひこ 林 昌 彦	兵庫県立大学大学院会計研究科 教授（研究科長）
副委員長	てら み よう こ 寺 見 陽 子	神戸松蔭女子学院大学教育学部教育学科 文学研究科・人間科学部子ども発達学科 教授
委員	かわ かみ てつ や 河 上 哲 也	三井住友銀行公共・金融法人部 部長
委員	き むら ゆう こ 木 村 祐 子	芦屋市商工会女性部 部長
委員	こう つき とし こ 上 月 敏 子	大阪体育大学教育学部 特任教授
委員	ごくらくじ あい こ 極楽地 愛 子	芦屋市PTA協議会 会長

(2) 委員会開催日程

回	日 程	内 容
第1回	令和元年7月23日（火）	委員委嘱，委員長及び副委員長選出 創生総合戦略に関する取組について
第2回	令和元年8月7日（水）	創生総合戦略に関する評価について

(3) 評価対象とした事業

別添「芦屋市創生総合戦略の事業実施内容について」のとおり。

2 外部評価結果について

(1) 総評

ここでの評価は、事業終了後に行う結果の判定ではなく、事業の改善に資する意見を述べることを目的としている。全体を通じて強調したいことは、次の点である。

ア 景観まちづくりのビジョン——点から線，そして面への展開——

景観まちづくりでは、点として存在する歴史文化資産や公共施設をつないで線とし、さらには面へと展開するとともに、市民や来訪者がその価値を理解し、生活の中で活用する環境を整えることが目標となろう。市民や来訪者がまち歩きを楽しみ、まちに賑わいを持たせるには、近景・中景・遠景それぞれに多種多様な構成要素を組み合わせる魅力ある景観をつくることに加えて、市民や来訪者の関心を引くテーマを設定し、ストーリー性のある情報を発信することを通じて、独自の価値を創出することが必要である。このとき市民、事業者等と行政との協働が必要であることは言うまでもないが、それには関係者の間で、どのような景観をつくるのかというビジョンの共有が欠かせない。このことは、屋外広告物条例の推進をはじめ、個別の事業に対する市民、事業者等の理解と協力を得るためにも必要であることを申し添えておく。

イ まちづくりを支える人づくり

市民、事業者等と行政との協働を推進するには、ビジョンや目標を共有し、活動を調整していくことが必要であるが、それは言うほど容易いことではない。市民、事業者等と行政の双方で、相互理解に基づいて相互に支援を引き出すことができる人材、そのようなリーダーの存在が欠かせない。「まちづくりは人づくり」と言われる所以である。この点で、「全世代の居場所づくり」事業の「こえる場！」に注目したい。これは、地域活動を行っている市民、事業者等と行政がつながり、様々なアイデアを実現していく取組である。現在、この取組は、課題解決型の横断的組織づくりや人材育成を重視する、行政改革の重要ポイントとして位置づけられている。それならば、イベント開催の実績のみならず、この取組から得られた経験やノウハウ、さらに意識改革といったところまで掘り下げて、人の成長という観点からも検証し、その結果を市民、事業者等と行政の双方で共有する必要がある。まず行政の側から率先して取り組んでほしい。

ウ 子育て支援と女性活躍推進による持続可能な地域づくり

子育て支援については、企業・NPO・高校・大学等の多様な主体との連携により「キッズスクエア事業」のプログラムを一層充実させたこと、「放課後児童健全育成（学童保育）事業」において待機児童の解消に向けて開所日数及び出席児童延べ数を増やしたこと、就学前児童の待機児童の解消に向けて入所定員を増やしたことが評価できる。しかし、今後も働く女性が増え、これらの事業に対するニーズが増えるとともに、質の充実も求められると考えられることから、とりわけ学童保育の事業委託や認定こども園への転換については検証を行い、質と量の両面から一層の改善に取り組む必要がある。

他方、女性活躍推進については、起業支援の「旧宮塚町住宅活用事業」が動き出すなど一定の進展が見られるが、より一層の推進を期待する。子育てと就業・起業の両面から、女性のみならず、男性を含むあらゆる個人を支援することは、持続可能な地域づくりにおいて最重要であるとの認識に立ち、引き続き努力を傾注していただきたい。

なお、働く女性はPTA活動等、学校運営に参加する機会が限られるといった問題がある。女性が多方面で活躍できる社会を実現するには、解決しなければならない多くの課題があり、市民の声を聴くことから政策形成へとつないでいくことを期待する。

(2) 事業評価

基本目標	<p>1 安全・安心で良好な住宅地としての魅力を高め、継承する</p> <p>恵まれた自然環境や交通の利便性などの立地条件に加え、本市の特徴であるまちなみを維持・保全し、更に清潔で美しく、安全なまちづくりを進めていくことで、今ある魅力を堅持しながら、住宅都市としての機能や付加価値を高め、本市の良さを引き続き継承します。</p>						
数値目標	項目	H26	H27	H28	H29	H30	目標 (R1)
	人口の社会増（人）	185	△309	△95	299	△4	3,200以上 (H27～R1)
	市民の定住意向（%）	84.7	-	-	83.9	-	90.0
外部評価意見	<p>(1) 良質な住まい・住環境の形成</p> <p>1 景観施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくり全体のビジョンを持ち、ビジョンに各施策を位置づけし、いかに市民に対してアピールし、共有するのが重要である。 ・ 公共サイン計画について、土地鑑のない市外からの訪問者にも分かりやすいものにすべきであり、一般によく利用される施設等についても表示するとより分かりやすい。 ・ 補助制度実施期間内に改修、撤去が困難な屋外広告物条例における不適合物件への対策を検討する必要がある。 ・ 無電柱化事業について、沿道住民等と丁寧に協議を行いながら、安全安心の面を重視して推進されたい。特に子どもの安全を重視していただきたい。 ・ 市が実施する工事に際しては、相談窓口の周知に努めてほしい。 ・ 歴史的な建造物が点から線、さらに面としてまちのデザインに繋げていけば、非常に価値がある。 ・ 景観重要建造物については、他の物件の指定も検討を進めていただきたい。 <p>2 住宅都市の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あしや市民活動センターでは、若い世代など多くの人の利用促進につながる改修であり、評価する。 ・ 宮塚公園の活用は、地域のかたが参加した成功事例として評価する。同様の事例が増えれば地域の活性化につながるため、進めていただきたい。 <p>3 シティプロモーションの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ シティプロモーションは外部への発信とともに、市民と協働して発信することが重要である。 <p>(2) 地域における医療・福祉の充実</p> <p>4 全世代交流の居場所づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全世代の居場所づくりについては、課題解決型の組織横断的な取組となっており、職員の人材育成の観点からも検証を行うことが重要である。 <p>(3) 安全・安心なまちづくりの推進</p> <p>5 防災・防犯の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯カメラは充足しているかどうかの判断は難しいが、市民に意見を聴き、効果的・効率的な設置に努めてほしい。ハード面と合わせ、地域による見守り等ソフト面についても、行政と地域とともに防犯に取り組まれない。 ・ 防犯に関する情報の効果的な発信に努められたい。 						

基本目標	<p>2 若い世代の子育ての希望をかなえる</p> <p>妊娠・出産期から切れ目のない子育て支援のため、子どもや子育て家庭の置かれた状況に応じて支援の充実を図るとともに、学校教育の充実を目指します。</p>						
数値目標	項目	H26	H27	H28	H29	H30	目標 (R1)
	若い世代(20～40代)の 幸福感(点)	7.1	-	-	7.2	-	8.0
	出生数(人)	783	725	669	694	598	783
	待機児童数(人)	131	128	109	139	165	0
外部評価意見	<p>(1) 妊娠・出産・子育ての支援</p> <hr/> <p>6 子育ての支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童健全育成事業における一部委託化について、保護者に対してより丁寧な説明に努められたい。 ・ ワーク・ライフ・バランスといった広い視野で、民間企業や行政の子育てに関する意識を変えていく必要がある。 ・ 働いている保護者が学校運営に関わるためには、社会全体がワーク・ライフ・バランスを理解する土壌が必要である。 ・ 各事業の実施にあたっては、引き続き丁寧に保護者等と対話し、推進していただきたい。 <p>7 女性活躍の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 起業支援は順調に進捗しているが、働き方改革の面も含めて、国や民間企業等と連携して進めるべきである。 <p>(2) 教育環境の充実</p> <hr/> <p>8 教育環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食育事業については、引き続き各科目に取り入れて推進されたい。 ・ 図書館改修は、利便性が向上しつつ芦屋らしいデザインとなっており、また、運営面でも細やかな心遣いがされており、評価できる。 ・ 図書館本館から離れた地域から利用しづらいとの声がある。 ・ 対話などを通じて、PTAと学校の新しい関係を模索する必要がある。 ・ 英語学習について、カリキュラムの策定など、教科の方向性を定める必要がある。 						
外部評価意見	<p>その他 総合戦略の推進に関すること</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成功事例を他の施策に波及させることが重要である。 ・ 子育て環境の整備について、女性活躍やワーク・ライフ・バランスなど、より広い視野を持って取り組まれない。 ・ 複数の分野にまたがり特定の部署だけでは解決が困難な課題については、組織横断的に対応しつつ、市民と共に考えていく必要がある。 						

発行 芦屋市企画部政策推進課

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

TEL(0797)38-2127

FAX(0797)31-4841